

II. 新たな大学構想の確立と実現に向けた取り組み

中期目標	<p>公立大学法人島根県立大学は、今後予想される厳しい大学間競争の中で、法人化及び統合を契機に今後とも島根県の高等教育の中核を担う拠点としてその存在意義を高めていくことが求められている。</p> <p>そのため、総合的教養教育と専門的な指導を行い、創造性豊かで実践力のある幅広い職業人の養成を行う大学を目指すとともに、教育研究の更なる進展並びに地域や社会の要請に的確に対応するため、新たな大学構想を確立し、実現に向けた取り組みを進める。また、時代や大学志願者の状況の変化等に機敏に対応し、不断の見直しを行うものとする。</p>
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	年度計画	法人自己評価		
		計画の進捗状況、成果及び評価の判断理由	ウエイト	評価
(No.1) 中期目標期間前半で大学の今後のあり方を含めた総合的な検討を実施し、新たな大学構想を確立するとともに、中期目標期間後半でその実現に向けた取り組みを行う。 そのうち大学院においては、国際社会と地域の情勢・要求に対応し、北東アジア研究と地域政策の研究に立脚した高度職業人並びに研究者養成教育を行うための大学院の再編を行う。	(No.1) ・大学院については、平成20年度からの北東アジア研究科と開発研究科の統合を目指し、教育課程の見直しと教員組織の再編を行う。	<p>・平成17年9月の中央教育審議会答申を踏まえ、本学では、法人化以前から大学院改革の検討を行い、平成19年4月の法人化後のできるだけ早期に大学院の両研究科を統合することを方針決定し、平成20年4月の実施を目指していた。</p> <p>・こうした中、国の大学院改革の動きが急速に進展し、平成19年4月には大学院設置基準が改正され、育成すべき人材像を明確にした上で、FD活動の義務づけや成績基準・課程修了の厳格化が大学院に求められ、さらに教育再生会議においても、国際的な学位の通用性を保証できる教育課程を再構築することを強く求める報告がまとめられ、設置認可等の手続きにおいても、文部科学省の審査が厳しくなった。</p> <p>・平成20年4月に両研究科を統合するためには、学生募集の時期等を考慮すれば7月までに統合に伴う新たな教育プログラムを構築する必要があるが、こうした国の動きを十分に教育課程に反映させて、一連の大学院改革の取組み効果が最大限に発揮できるようにするためには、学内調整に時間が不足することから、両研究科の統合については、平成21年度からの実施を計画した。</p> <p>・実施時期は平成21年度としたが、両研究科の統合を含む大学院改革の基本的な制度設計については、講義科目を中心に科目の共通化を図るとともに、個々の教員が専門とする研究実績を積極的に活かしながら共同で研究指導を行う方向で、具体的な教育課程の見直し作業を行い、新たな教育プログラムの基本的な枠組みを構築した。</p>	2	4
	・学内検討組織を設置し、「新たな大学構想」の検討を行う。	<p>・理事連絡会議を組織し、中央教育審議会の大学・大学院改革の動きについて議論するなど検討を始めていたが、7月に文部科学省から大学のFDを義務化する大学設置基準の改正の通知や、中央教育審議会が9月に学士課程の在り方について中間報告をまとめ、年度末には「学士課程の構築に向けて」として報告書を作成したことも踏まえ、本学における学士教育の在り方を早急に見直すべく平成20年度から「3CI会議」(仮称)を組織して検討することとした。</p> <p>・大学院の将来構想については、この会議の組織化に先行して「大学院将来構想検討委員会」を組織し、ワーキング部会を中心に年度内に5回の会議を開催し検討を行った。</p>	1	4
		ウエイト小計	3	
		ウエイト総計	3	

(ウエイト数値の決定理由及びウエイト付けの根拠)

(No.1)

・全国的に大学院改革の動きが加速しつつある中、大学院改革を推進し、社会的ニーズに応えることが重要と判断し、ウエイトを置いて取り組んだ。

Ⅲ. 大学の教育研究等の質の向上
2教育
(2)教育内容の充実

中期目標	<p>①入学者の受入れ 入学希望者、保護者、高校や地域等の希望や動向の的確な把握を行うとともに、入学者受入れの基本的な方針(アドミッション・ポリシー)を明確にし、それに応じた入学希望者を選抜を実施する。また、社会人、留学生、高齢者など、多様な履修歴、経歴、年齢の学習者の受入れを行う体制の整備などを通じて、県立大学、短期大学部が求める資質、能力を有した入学者の確保と地域のニーズへの対応を行い、県立大学、大学院、短期大学部において入学定員充足率(入学希望者数/入学定員)100%以上の維持を目指す。</p>
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
(1)入学者の受入れ		
(No.2) 全学運営組織としてアドミッションセンターを設置し、入学希望者の総合的な対策を実施する。	(No.2) ・アドミッションセンターを設置し、運営を開始する。	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年4月1日付でアドミッションセンター運営規程を制定するとともに、センター長及び各キャンパスの副センター長を主要メンバーとするセンター運営会議を組織し、入学試験や学生募集等に関する事項について方針決定を行った。 センターの運営を円滑に行なうために、センター運営会議を3回開催した。
	・アドミッションセンターは、各キャンパスにおいて入学試験を実施し、実施後に志願動向の分析と入学者の学力分析を行う。	<ul style="list-style-type: none"> 各キャンパスごとに平成19年度に入学した1年生を対象にアンケートを実施し、進路決定プロセス、情報源、相談相手、入学理由等様々な視点で志願動向の調査を行った。 この調査結果から、センター試験直後に出願を決定する受験生が多いこと、志望校の決定には高校の先生の関与が大きいことがわかったため、センター試験直後に志願実績のある高校あてに募集要項、過去問題、大学パンフレット等を送付するとともに、センター試験直後に発刊される情報誌に初めて広告を掲載した。 出雲キャンパスにおいては、看護師になるかと決意した時期にばらつきがあったことから、看護職の魅力について一日看護学生や高大連携等によりPRの強化を図った。 これらのとり組みの結果、各キャンパスとも入学定員充足率(入学希望者数/入学定員)100%を達成することができた。 特に県立大学においては、平成19年度一般選抜(前期)の志願倍率が8.6倍であったため、「隔年現象」で志願者減が見込まれていたが、10.2倍(公立大学1位)と前年度以上の志願者となった。 志願動向調査により、受験生がよく利用する媒体がわかり平成21年度入試にその媒体を活用することとした。また、大学案内パンフレットについては高校生が就職実績を重視していることが分かり、改訂に当たって就職部分を増頁した。 各キャンパスごとに、入試区分とプレイメントテストや授業成績との関連等についての分析も行った結果から入学前教育の必要性がわかり貴重な分析であった。
	・アドミッションセンターは、各キャンパスにおいて入試制度の検証を行い、必要があれば入試制度内容の変更を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> 各キャンパスにおいて、志願動向調査や学力分析の結果と今年度の出願状況等を踏まえ、入学希望者の確保の対策を行うとともに、国立大学協会及び公立大学協会が行っている入試制度のあり方の検討状況を見ながら、今後の入試制度の改革を中長期的な視野で検討を行っていくため、学長直属の組織を立ち上げ、平成20年度から本格稼働し、入試制度の検討を行うこととした。

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
ア アドミッションポリシーの公表とそれに応じた入学者選抜の実施		
(No.3) <ul style="list-style-type: none"> 全学共通のアドミッションポリシーを策定するとともに、各学部・学科それぞれのアドミッションポリシーとあわせて公表し、適宜見直しを実施する。 	(No.3) <ul style="list-style-type: none"> アドミッションセンターは、平成20年度入試に向け、全学共通のアドミッションポリシーを公表する。 各学部・学科のアドミッションポリシーについて、検討を行い引き続き公表または改訂する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成20年度入試向けに、全学共通のアドミッションポリシーを作成し、大学案内パンフレット、選抜要項、募集要項、大学ホームページ等において公表した。 県立大学については、法人化を契機に総合政策学部のアドミッションポリシーを新たに作成し公表した。 短期大学部松江キャンパス・出雲キャンパスについては、昨年度統合に併せて作成したアドミッションポリシーを一部修正の上公表した。
(No.4) <ul style="list-style-type: none"> アドミッションポリシーに基づいた入学者選抜を実施するとともに、毎年度の応募状況の分析を通じて、受験生にとって多様な選択ができる選抜方法、日程、内容を検討し、実施する。 	(No.4) <ul style="list-style-type: none"> アドミッションセンターは、各キャンパスにおいて、それぞれのアドミッションポリシーに基づいた入試を実施するとともに、入試の評価・分析と改善項目の確認を行い、必要な事項について改善を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 各キャンパスごとに、それぞれのアドミッションポリシーに基づいた入試を実施した。 県立大学においては、面接試験を行う際に利用する評価票の見直しを行ったり、編入学試験の際に事前に既修得単位数の認定見込を算出し、当該受験生が入学した場合の履修計画等についてアドバイスを行うなどの改善を行った。また、入試結果の本人への成績開示についても、従来のもより範囲を拡大した上で、具体の順位・得点を開示することとした。 短期大学部松江キャンパスにおいては、総合文化学科一般選抜(Ⅱ日程)について、一般選抜(Ⅰ日程)との重複受験が可能な日程とする改善を行い、本学を志望する受験生へ合格の可能性を高めた。 また、入試結果の本人への成績開示については、開示請求の方法に郵送を加え、受験生への便宜を図る改善を行った。 短期大学部出雲キャンパスにおいては、面接試験を行う際に、アドミッションポリシーに基づいた評価票を作成し、入学後の成績と面接評価点との関連を学生を抽出して検討した。面接試験が上位でも入学後必ずしも良好とは言えない学生もあり、面接試験の方法などの課題が明らかになった。また、入学前授業の必要性について、アンケートを実施し検討することとした。

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
イ 入学者を確保するための方策の実施		
(No.5) ・優秀な学生を確保するため、入学時特待生制度を創設し、効果的な運用を図る。	(No.5) ・入学時特待生制度を創設し、アドミッションセンターにおいて制度を運用するとともに、状況を検証しながら必要な見直しを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・入学時特待生制度を創設し、今年度の入学時特待生10名を決定した。 (県立大学4名、短期大学部松江キャンパス4名、短期大学部出雲キャンパス2名) ・入学時特待生を対象に面談を実施し、取得単位数や大学生活等について状況を確認するとともに、他の学生の模範となるよう学業への精励を促した。 ・入学時特待生の資格継続要件の状況を検証しながら、制度の見直しに向けての検討を開始した。
(No.6) ・さまざまな媒体を通じた広報を展開し、特待生制度、授業料奨学融資制度、短期大学部から県立大学への編入学制度などを積極的に広報する。	(No.6) ・アドミッションセンターにおいて、3キャンパス統合の媒体を通じた広報を開始し、その効果を検証しながら志願者を確保するための効果的な広報を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・大学案内パンフレットについて、県立大学と短期大学部とで合同で制作を行い、入学時特待生制度や短期大学部からの編入学制度等について積極的に広報した。 ・全国高総文祭に関するリーフレット・新聞等への広告掲載を行い、全国の高校生に対して法人(3キャンパス)の広報を行った。 ・各キャンパスで実施するオープンキャンパスに、他キャンパスの資料コーナーを設けたり、学生を派遣したりしてPRに努めた。 <p> 県立大学 第1回 217名, 第2回 182名(合計399名) 短期大学部松江キャンパス:380名 短期大学部出雲キャンパス:一日看護学生 100名, キャンパス見学会 189名(合計289名) </p>
(No.7) ・高校生を対象とした公開講座の開催や高校で開催する講座等への教員派遣の実施、連携先の高校を対象とした大学授業の提供や大学見学会の開催などを通じて、高大連携を進める。	(No.7) ・各キャンパスにおいて、高大連携事業の現状分析、改善の検討を行い、次年度に向けた対応策を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・県立大学では、高大連携事業として実施した授業開放、公開講座においてアンケートを実施して、参加した高校生から直接意見を聞き、事業改善に向けた取り組みを行っている。 ・浜田高等学校、江津高等学校の関係教員と本学の関係教員とで組織する「高大連携推進会議」を設置し、次年度に向けた対応策を検討している。 ・短期大学部松江キャンパスでは、協定を結んだ松江商業高等学校と出張講座・施設機器開放・サークル交流・検定試験受験参加等の連携事業を多面的に実施し、さらに全学科で他の高校と連携するための教育的な協力事項を検討した。 ・短期大学部出雲キャンパスでは、高大連携事業の一環として、公開講座に位置づけ「高校生のための看護学入門」をメインテーマに実施した。大社高校(7/14)32名、平田高校(7/26)20名、浜田高校(9/15)26名の参加であった。出前講座では、看護に関する興味・関心が高まり、今後の進路選択の参考になったとの学生の感想をふまえ、アドミッションセンターとの連携をとり、次年度にむけて高大連携事業に参加する高校を増やすことについて検討した。
	・高大連携事業の実施について島根県教育委員会との連携強化のための会議を開催する。	・島根県教育委員会と法人役員(理事長、副理事長、各キャンパス副学長、事務局長ほか)とで、今後の大学と高校との連携のあり方について意見交換会を開催した。(平成19年11月21日)
	・県内の協定を締結している高校以外の高校との連携を検討し、働きかけを行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・県立大学では、浜田高校に加え新たに江津高等学校と協定を締結した。(平成19年6月1日) ・短期大学部松江キャンパスでは、松江市との協定において松江市立女子高校との連携働きかけを行い、さらに全学科で他の高校と連携するための教育的な協力事項を検討した。 ・短期大学部出雲キャンパスでは、高校における出前講座の対象校の拡大について検討し、平成20年度島根中央高校を加えることとした。

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
	<ul style="list-style-type: none"> 県内の進路指導担当教員と意見交換会を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 県内高校の進路指導教員等を対象に実施する進路指導懇談会を3キャンパス合同で実施し、統合・法人化のメリットをPRするとともに、入試制度等について説明を行った。 懇談会終了後には、各高校との個別の相談会を実施し、踏み込んだ意見交換も実施した。
	<p>【県立大学】</p> <ul style="list-style-type: none"> 浜田高校における公開講座の実施や、学生の学園祭への相互参画など連携事業を継続して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 浜田高等学校で公開講座(2回:参加者49名)を開催した。 また、新たに協定を締結した江津高等学校においても公開講座(1回:参加者22名)、出前講座(1回:参加者33名)を開催した。 浜田キャンパスの海遊祭に浜田高等学校、江津高等学校の生徒会、吹奏楽部等が参加した。 また、浜田高等学校、今市分校、江津高等学校の文化祭に浜田キャンパスの学友会、サークルが参加した。
	<p>【短期大学部松江キャンパス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 松江商業高校との連携事業を実施するとともに、健康栄養学科においては高校生の体験学習や教育研究機器・設備の共同利用を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 協定を結んだ鳥根県立松江商業高等学校と出張講座・施設機器開放・サークル交流・検定試験受験参加等の連携事業を多面的に実施し、さらに全学科で他の高校と連携するための教育的な協力事項を検討した。 出張講座実績:「さらさら血液とは何か」(2回:参加者190名) その他の高校への出張講義:松江市立女子高校(1回:参加者35名)・出雲高校(2回:参加者30名)・大社高校(1回:31名)
	<p>【短期大学部出雲キャンパス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大社高校との連携事業を継続して実施し、連携事業を平田高校・浜田高校にまで拡大する。 	<ul style="list-style-type: none"> 「高校生のための看護学入門」をメインテーマとし7月14日浜田高校(参加者32名)、7月26日平田高校(参加者20名)、9月15日大社高校(参加者26名)でそれぞれ出前講座を実施した。

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
ウ 多様な学習者の受入れを行う体制の整備		
(No.8) ・社会人等を積極的に受け入れる制度を導入する。	(No.8) ・各キャンパスにおいて、現行の社会人を対象とした入試制度(短期大学部出雲キャンパスは学士入学を含む)により社会人の受入れを実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・県立大学において、社会人を対象にした入試の募集を行った。(志願者はいなかった。) ・短期大学部松江キャンパスにおいて、社会人を対象にした入試を実施した。(志願者及び合格者2名。) ・短期大学部出雲キャンパスにおいて、社会人・学士入学を対象にした入試を実施した。(志願者18名、合格者5名)
	<ul style="list-style-type: none"> ・社会人等を積極的に受け入れる活性化策を広範に検討するとともに、改善事項の有効性、難易度を勘案しつつ、対応可能な事項から制度整備に着手する。 <p>[検討項目]</p> <ul style="list-style-type: none"> * 科目等履修生制度、聴講生制度の見直し(受講料、受講者の試行受講期間の設定、社会人受入可能対象科目の追加等) * 長期履修生制度 * 入学前既修得単位認定制度(単位累積加算制度)の見直し * 社会人向けの履修パターン * 効果的な広報等 <p>などの他、社会人等の受入れに効果的な事項</p>	<p>【県立大学】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来に引き続き科目等履修生制度、聴講生制度を実施した。(科目等履修生:春学期1名、秋学期1名 聴講生:春学期8名、秋学期6名) ・教務委員会内にリカレント教育検討ワーキング部会を設置し検討を行ない、具体的な制度整備は次年度に行うこととした。 ・社会人等を積極的に受け入れる方策について、大学院改革の取り組みと併せ検討を行い、具体的な制度整備は次年度に行うこととした。 <p>【短期大学部】 (松江キャンパス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科目等履修生制度を継続するとともに、平成20年度から聴講生を募集することとした。(科目等履修生:前期1名、後期1名 聴講生:実績なし) ・新たに聴講生の募集を行うにあたり、キャンパスの受け入れ体制を整備した。その他の事項については、学年完成後の導入を目指して、引き続き検討する。 <p>(出雲キャンパス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・科目等履修生の受け入れを行った。(科目等履修生:前期2名、後期3名) ・社会人等の受け入れについては科目等履修生の受け入れを行っており、受講料等の見直しについて検討した。
	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な入学者に対する教育の充実を図るため、教職員を専門的な研修に参加させる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務職員は、大学セミナーハウス主催の大学職員セミナーへの職員派遣や、メディアセンター職員の資質向上研修等を行い、社会人受け入れについても資質向上を図った。
(No.9) ・短期大学部から県立大学への編入学制度を創設し、編入学を実施する。	(No.9) ・アドミッションセンターにおいて、平成21年度からの短期大学部から県立大学への編入学制度の実施に向けた準備を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・短期大学部から県立大学への編入学制度創設するにあたり、1年前倒しを行い、島根女子短期大学の2年生及び看護短期大学の3年生を対象とした編入学試験(推薦入試)を試行して実施し、島根女子短期大学から2名合格した。 ・また、次年度以降実施する短期大学部からの編入学制度についても、試験科目、入学検定料等について制度設計を行った。

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
エ 大学院の取り組み		
(ア)総合政策学部からの進学者の確保		
(No.10) ・特別地域研究プログラム(大学院進学等特別コース)、早期履修制度の活用による学部と大学院の連続的な教育課程を充実させる。	(No.10) ・総合政策学部では、地域特別研究プログラム(大学院進学等特別コース)を実施するとともに、早期履修制度を継続して実施する。	・地域特別研究プログラムを12名の学生が選択し、教員5名で演習科目を担当した。早期履修制度については、1名の学生が履修し、1名が大学院に進学した。
(イ)北東アジア地域の大学を中心とした留学生の受け入れ推進		
(No.11) ・韓国、中国、ロシアからの優秀な留学生を確保するために入学試験制度の見直しを行う。	(No.11) ・従来の中国、韓国に加えて、ロシアにおいて留学生を対象とした国外特別選抜入試を実施する。 ・留学生の入学検定料、試験方法について検討し、その検討に基づき必要に応じて試験制度の変更を行い、試験を実施する。	・国外特別選抜入試において、新たにロシア会場を設け試験を実施した。 ・ロシアのイルクーツク大学から3名の出願があり、3名を合格とし、3名入学した。 ・中国からは8名出願があり、8名合格とし、7名入学した。韓国からは3名の出願があり、3名合格とし、3名入学した。 ・優秀で意欲的な学生を積極的に受け入れることを目的に従来の入試制度に加えて、国外特別選抜(指定校推薦)を創設した。 ・制度の検討にあたり、中国政府の国費留学生プロジェクトに採択された中央民族大学を指定校とするのが最も適切と判断した。また、本学から奨学金は支給しないものの、入学検定料は徴収しないこととした。 ・推薦入試導入の結果、北東アジア研究科(博士後期課程)において中央民族大学から3名の出願があり、1名を合格とし、1名入学した。
(No.12) ・英語に加えて中国語のホームページを作成するなど、海外に向けた広報活動を強化する。	(No.12) ・既存の英語に加えて、中国語によるホームページ要約版を作成し、公開する。 ・平成20年度入試に向けて大学院案内等の英語版・中国語版を作成する。	・中国語によるホームページ要約版を作成し、平成20年3月に公開を行った。 ・平成20年度入試に向けて、大学院案内パンフレットの英語版・中国版を作成した。

Ⅲ. 大学の教育研究等の質の向上

2教育

(2)教育内容の充実

中期目標	②教育課程の充実
	<p>ア 教育の実施に関する基本的な方針(カリキュラム・ポリシー)を明確にし、学生が身に付けるべき広さと深さを持つ効率的、系統的なカリキュラムを編成する。</p> <p>イ 学生個々の履修状況などに配慮し、必要に応じて補習教育(リメディアル教育)等を実施する。</p> <p>ウ リカレント教育を実施する。</p> <p>【県立大学学士課程、短期大学部短期大学士課程】</p> <p>多様で質の高い総合的教養教育と高度な専門性を培うための体系的な専門教育を実施する。</p> <p>【大学院修士課程、博士課程】</p> <p>専門分野における高度な知識を教授するとともに、きめ細かな研究指導を実施する。</p>

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
②教育課程の充実		
ア 魅力ある体系的なカリキュラムの編成		
(No.13) ・教育の実施に関する基本的な方針(カリキュラムポリシー)を明確にして公表するとともに、カリキュラムポリシーに応じた体系的なカリキュラムを編成する。	(No.13) ・カリキュラムポリシーを策定し、公表する。 ・県立大学総合政策学部において新カリキュラムを導入し、学生が体系的な学習ができるよう国際関係プログラム、北東アジアプログラム、社会経済プログラム、地域政策プログラムの4つのプログラムを設ける。	<p>・県立大学においては、大学全入時代の本格的到来を見据えて、系統立ててその知識の涵養を図ることにより、専門的知識に裏打ちされた総合的な知的教養を身に付けて社会で活躍できる人材を育成するために、この4月の法人化に併せ明確なカリキュラムポリシーを策定した。さらに平成20年度の学生募集において、大学案内にカリキュラムポリシーを掲載し周知を図った。</p> <p>・短期大学部松江キャンパスにおいては、短期大学設置認可申請時に各学科のカリキュラムポリシーを策定しており、ホームページで公表した。</p> <p>・短期大学部出雲キャンパスにおいては、カリキュラムポリシーについては教育の目的として「学習のてびき」により公表している。</p> <p>・カリキュラムポリシーに基づき、涵養すべき知識分野として4つの科目群(コミュニケーション科目群、総合教養科目群、専門科目群、総合化演習科目群)と14の学術分野に関する科目を学年進行に併せ配置するとともに、将来の進路を見据えながら体系的な知識を身に付けられるように、2年次以降において4つの履修プログラム(国際関係プログラム、北東アジアプログラム、社会経済プログラム、地域政策プログラム)を配置した。</p>

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
	<ul style="list-style-type: none"> 短期大学部では、松江キャンパスにおいて統合、学科再編に伴い新しいカリキュラムを導入し、教育を実施する。出雲キャンパスでは現行のカリキュラムにより継続して教育を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 松江キャンパスにおいては、学科再編を行い、健康教育学科、保育学科、総合文化学科を設置した。全学科とも新しいカリキュラムとなったが、特に総合文化学科においては、教育課程は、学科共通の基礎となる「基礎科目」及び「グローバルコミュニケーション」並びに「専門科目」の3つの領域で構成し、関心のある分野を体系的に履修し、専門性を深めるとともに、将来の就職先を意識しながら履修するため、「文化資源学系」、「英語文化系」、「日本語文化系」、「生活文化デザイン系」の4つの系を設定し、学生が選択・履修することができることとした。4つの系は、科目を分野ごとにまとめた専門科目ジャンル(科目群)を組み合わせることで構成した。 基礎科目では「チュートリアルⅠ、Ⅱ」や「総合文化インターンシップ」を、グローバル・コミュニケーション科目では中国語や韓国語の科目を導入した。また専門科目においては、文化資源学系メインジャンルにおいて「妖怪学」や「小泉八雲入門」「多文化共生ネットワーク論」「ホスピタリティ研修」「グラフィックデザイン」など、数多くの新科目を導入した。 出雲キャンパスにおいては、現行のカリキュラムによる教育を実施しながら、保健師助産師看護師学校養成所指定規則改正により平成21年度入学生から適用される新カリキュラムについて検討した。
(No.14)	(No.14)	
<ul style="list-style-type: none"> 県立大学と短期大学部の教員の交流を開始し、授業科目を補完することにより、より魅力あるカリキュラムを編成する。 	<ul style="list-style-type: none"> 県立大学と短期大学部松江キャンパスの間で新たに教員の交流を開始する。 	<ul style="list-style-type: none"> カリキュラムの充実を図るために、非常勤講師として県立大学から4名の教員を、短期大学部松江キャンパスから1名の教員を相互に派遣し教員の交流を推進した。
	<ul style="list-style-type: none"> 短期大学部松江キャンパスと出雲キャンパス間での教員の交流を継続して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 松江キャンパスにおいては、出雲キャンパス教員4名による講義を1科目実施した。 出雲キャンパスにおいては、松江キャンパス教員5名による講義を5科目実施した。
(No.15)	(No.15)	
<ul style="list-style-type: none"> 県立大学と短期大学部の単位互換制度を創設し、充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 県立大学と短期大学部の単位互換制度及び単位認定基準について検討を実施し、制度設計を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年度からの短大部からの進学者を受け入れるために、県立大学と短期大学部松江キャンパスの間で単位互換制度を整備した。さらに、制度を前倒して女子短期大学からの編入学についても、単位互換について特段の配慮を行なうこととし、編入学希望者に対しての説明会を実施、平成20年度においては4名が編入学をした。(H19年度は2名)

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
イ リメディアル教育 (No.16)	(No.16)	
<ul style="list-style-type: none"> 学部・学科教育の水準の維持と、学生の修学意欲を向上させるためにリメディアル教育の充実を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 各キャンパスにおいて、学部・学科教育の現状分析と対応策(補講等)を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 県立大学では、学部学生の成績評価の在り方について、教務委員会内にGPA検討ワーキング部会と入学前教育ワーキング部会を設置し検討を開始した。平行して、英語科目の再履修者のために特別のクラスを編成するとともに、TOEIC試験のテキストを活用して入学前教育を実施した。 短期大学部松江キャンパスでは、健康栄養学科において、協会認定栄養士実力試験(対象:2年生)を参考に、習熟度や不得意分野を分析、春季休業期間に学科独自の補講を実施した(18コマ、対象1年生)。 短期大学部出雲キャンパスでは、看護学科1年次生を対象に講義の難易度、補習授業の必要性等についてアンケートを実施(7/17)し、回収した70名の結果では、講義が難しい・やや難しいとする学生が、一般系科目は49.3%、看護系科目が78.3%であり、補習授業が科目に寄っては必要であるが52.2%であった。
	<ul style="list-style-type: none"> 【県立大学】 英語、情報科目のクラス編成に活用するため、英語と数学のプレイメントテストを継続して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 4月に英語と情報のプレイメントテストを行ない、結果に基づいて、英語については能力別のクラス編成(5クラス)を、情報については、能力別のクラス編成(3クラス)と一部科目について履修登録の要否の決定を行なった。
	<ul style="list-style-type: none"> 【短期大学部松江キャンパス】 健康栄養学科において、高校での未履修科目への対応や専門教育に必要な基礎的知識を修得するため、特に、「化学」、「生物」について必要とされるレベルの知識を、「化学」及び「基礎生命科学」において、1年前期に専門科目と併行して修得させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 専門教育に必要な基礎的知識を身につけさせるために「化学」及び「基礎生命科学」の履修を奨励し、両科目ともに1年生全員が履修した。
	<ul style="list-style-type: none"> 【短期大学部出雲キャンパス】 入試制度との関連も考慮し、実施に向けての具体的なプランの作成を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> リメディアル教育については学生アンケートの結果、半数以上の学生が必要と回答しており、具体的内容については生物、英語、小論文が多く、その実施に向け問題点を検討した。特に、小論文に関しては学生の国語力が年々低下していることから、早急にその実施に向けて計画を準備中である。

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
ウ リカレント教育		
(No.17) ・社会人等が利用しやすくなるよう科目等履修生制度、聴講生制度の見直しを行う。	(No.17) ・現行の科目等履修生制度、聴講生制度を実施する。	(No.8の再掲) ・県立大学においては、従来に引き続き科目等履修生制度、聴講生制度を実施した。 (科目等履修生:春学期1名、秋学期1名 聴講生:春学期8名、秋学期6名) ・短期大学部松江キャンパスにおいては、科目等履修生制度を継続するとともに、平成20年度から聴講生を募集することとした。 (科目等履修生:前期1名、後期1名 聴講生:実績なし) ・短期大学部出雲キャンパスにおいては、科目等履修生の受け入れを行った。 (科目等履修生:前期2名、後期3名)
	・リカレント教育に有効な活性化策を広範に検討するとともに、制度整備に着手する。 [検討項目] * 科目等履修生制度、聴講生制度の見直し(受講料、受講者の試行受講期間の設定、社会人受入れ可能対象科目の追加等) * 長期履修生制度 * 入学前既修得単位認定制度(単位累積加算制度)の見直し * 社会人向けの履修パターン	(No.8の再掲) ・県立大学においては、教務委員会内にリカレント教育検討ワーキング部会を設置し検討を行ない、具体的な制度整備は次年度に行うこととした。 ・短期大学部松江キャンパスにおいては、新たに聴講生の募集を行うこととし、キャンパスの受け入れ体制を整備した。その他の事項については、学年完成後の導入を目指して、引き続き検討する。 ・短期大学部出雲キャンパスにおいては、リカレント教育については科目等履修生の受け入れを行っており、受講料等の見直しを検討した。
(No.18) ・大学院における社会人のリカレント教育に対応した弾力的なカリキュラムや制度の整備に向けた見直しを行う。	(No.18) ・リカレント教育に有効な活性化策を広範に検討し、制度を整備する。 * 社会人の要望に対応可能なカリキュラムの策定 * 科目等履修生制度、研究生制度 * 長期履修生制度等を検討し、制度を整備する。	(No.8の再掲) ・社会人等を積極的に受け入れる方策について、大学院改革の取り組みと併せ検討を行い、具体的な制度整備は次年度に行うこととした。 ・北東アジア地域からの観光客を受け入れる観光業に従事する者のレベルアップを図るための教育プログラムについて、文部科学省の現代的GP事業に応募した。結果は不採択となった。

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
【県立大学学士課程】		
ア 外国語教育(語学系グローバルコミュニケーション科目)の充実		
(No.19) ・北東アジア地域の言語及び文化を教授する授業を拡充する。	(No.19) ・新たにモンゴル語とモンゴルの文化に関する授業を開講する。	・4月のカリキュラム改訂において、モンゴル語とモンゴルの文化について理解を深める科目として「モンゴル語と文化」を開講し、32名が受講した。
(No.20) ・英語については、習熟度別のクラス編成、中国語・韓国語については、学生の学習ニーズに合わせたクラス編成を行う。	(No.20) ・新カリキュラムにおいて、英語については習熟度別クラス、中国語・韓国語については学習ニーズ別クラスを導入する。 ・導入科目として「北東アジア地域の言語と文化」を開講する。	・英語の必修科目(3科目)については、学習習熟度別に5クラスを編成し授業を行なった。中国語と韓国語については、履修プログラムに応じてAとBの2段階のクラスを編成し授業を実施した。 ・北東アジア地域の言語学習の導入教育として、「北東アジア地域の言語と文化」を1年次生の必修科目として4月に開講し、242名が履修した。
(No.21) ・CALLシステムを利用した実用的な英語教育を充実させるとともに、TOEICについて、平成22年度以降学習到達目標を設定する。また、中国語・韓国語・ロシア語については、学生ニーズに合わせた教養的・実用的語学教育を充実させる。	(No.21) [英語] ・CALLシステムに新システムを導入するとともに、1年次のTOEIC受験を義務化する。 [英語] ・TOEIC受験について情報の蓄積を行うとともに、学習到達目標を検討する。 [中国語・韓国語・ロシア語] ・インターネットとパソコンを使用した学習支援システム開発のための研究を実施する。	・4月から1年次生を対象としてCALLシステムを活用した授業を必修科目として春学期と秋学期に配置し、7月と2月にTOEIC試験を受験させ、その成績に基づき授業の成績評価を行なった。 ・CALLシステムを活用した授業において年2回TOEIC試験を行なうとともに、2年次生以上についても希望者について受験させ、成績データを収集した。併せて、学習到達目標を検討するために英語教員を中心に研究会を立ち上げた。さらに、過去のTOEIC試験の成績データを参考に編入学生のTOEIC試験を利用した単位認定に関する規程の見直しを行なった。 ・学生支援システムの開発のために、教務委員会の中に語学担当教員と情報担当教員とで構成するワーキングチームを立ち上げ、システム開発の研究に着手した。
イ 情報教育(情報系グローバルコミュニケーション科目)の充実		
(No.22) ・統計学的手法を生かした情報解析能力を高めるための教育や資格取得に活かせる教育を実施する。	(No.22) ・新カリキュラムにおいて、地理情報システム(GIS)、データマイニング、統計数学入門、統計演習等の科目を開講する。	・学部カリキュラム上に、学生の統計的分析能力を高めるために「GISの基礎(履修者22名)」「GIS演習(履修者14名)」「統計数学入門(履修者160名)」「統計演習(履修者253名)」「データマイニング」の科目を配置し、平成20年度から開講する「データマイニング」を除いて全ての授業を実施した。 ・情報教育の学習効果を上げるために、関係する授業科目の配当年次等の見直しを行った。
(No.23) ・情報科目の一部については習熟度別のクラス編成を行う。	(No.23) ・新カリキュラムにおいて、コンピュータリテラシー科目について習熟度別クラス編成を導入する。	・4月から「コンピュータリテラシー」について、習熟度別に3つのクラスを編成し授業を行なった。

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
ウ キャリア形成教育の充実		
(No.24) ・入学時から進路や人生設計を意識させる教育を実施する。	(No.24) ・キャリア形成教育について、正規授業科目と授業外での講座との調整を行い、一体的なプログラムとして実施する。	・1, 2年生を対象とした正規授業科目である「キャリア形成Ⅰ・Ⅱ」においては、「大学で何を学ぶのか」「大学生生活の過ごし方」「社会人になるためのキャリア形成とはなにか」といった、学生自身が早期に進路目標を決定するための教育を実施した。また、3, 4年生を対象とした授業外講座である「キャリア形成講座」においては、「キャリア形成Ⅰ・Ⅱ」で養った知識をベースに、自己分析や業界・企業研究方法等、実際の進路選択に役立つ実践的なプログラムを実施した。なお、今年度から「キャリア形成講座」に出席した学生が書いたレポートは、各ゼミ担当教員が内容を確認し、質問、疑問についてコメントした上で学生に返却するようにした。
	・1～2年次には、早期に自らの進路を決定させるためのキャリア教育として、「どのように生きていくか」を意識させ、社会の求めている人材像と「大学生生活の過ごし方」について自ら考えさせる教育を行う。	・1年次に配当した必修科目の「キャリア形成Ⅰ」の授業を通しては、入学直後から「何のために働くか」「社会人としてどう生きていくのか」などを学生自らに考えさせ、「キャリアデザイン」構築の必要性を理解させる教育を実施した。 2年次の「キャリア形成Ⅱ」では、「自分の発見と分析」「職業適性」などを学生自らに考えさせ、社会にでるための準備期間として、大学生生活の過ごし方の大切さを理解させる教育を実施した。
	・3～4年次には、社会人になる準備と就職試験に向けての具体的なスキルの習得と、就職決定後は「社会人としての心構えと決意」について、自ら考えさせるキャリア形成教育を実施する。	・キャリア形成講座において、春学期は多彩な外部講師による講演会を中心に、望ましい職業観や職業についての知識・技能を涵養し、主体的に進路を選択できる能力の養成を図った。また、秋学期は、就職活動に向けて、実践的な知識(自己分析、エントリーシート書き方、面接試験対策等)の習得や企業が求める人物像、社会人としての心構えなどの理解を目的としてキャリア形成教育を実施した。
	・キャリア形成教育の改善のため見直しを実施するとともに対策を検討し、改善点があれば次年度実施する。	・浜田キャンパスキャリアセンター運営会議において、就職活動早期化等に伴う事業の前倒し実施など、随時改善点を検討の上、事業を実施した。
(No.25) ・企業や行政の現場を体験させるインターンシップを充実させる。	(No.25) ・早期に就業体験が可能となるインターンシップの積極的推進を実施するため、従来は3年次主体であったインターンシップを2年次からも希望する学生への実施可能性を検討する。	・今年度から2年生以下にも積極的参加を呼びかけた結果、島根県経営者協会が実施したインターンシップ事業に1年生1名が参加した。

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
エ 教養教育の充実		
(No.26) ・諸科学を総合するための基本的な知識を高めるために少人数ゼミナール教育(総合化演習)を実施する。	(No.26) ・新カリキュラムにおいても、1年次からの少人数ゼミナール教育(総合化演習:最大11~12名程度)を継続して実施する。	・総合化演習科目群については、1年次担当に19人、2年次担当に21人、3年次担当に24人の専任教員を配置し、少人数のゼミナール教育を実施した。
(No.27) ・豊かな人間的基礎教養を高めるために人文科学分野を中心とする総合的教養教育を実施する。	(No.27) ・新カリキュラムにおいて、総合教養科目群を設け、人文科学分野を中心とする総合的教養教育を実施する。	・総合教養科目群に「人間科学」「地理・歴史」「文化」の学術分野に関する科目を配置し、学生に4~7科目を選択させ履修させた。
オ 専門教育の充実		
(No.28) ・日本と北東アジア地域ならびに世界の主要国・地域に関する社会科学分野を中心とする高度な知識を教授する専門教育を実施する。	(No.28) ・新カリキュラムにおいて、日本と北東アジア地域ならびに世界の主要国・地域に関する社会科学分野に関心を持つ学生に対する学習プログラムとして国際関係プログラム、北東アジアプログラムを創設する。	・4月のカリキュラム改訂において、国際関係プログラム(37名)、北東アジアプログラム(24名)を設置し、2年次生に選択をさせ、プログラムに沿って必要な科目の履修をさせた。
(No.29) ・地域との協働を通じて地域の特性を理解し、地域の要請に対応しうる人材育成教育を実施する。	(No.29) ・新カリキュラムにおいて、地域との協働を通じて地域の特性を理解することに関心を持つ学生に対する学習プログラムとして社会経済プログラム、地域政策プログラムを創設する。	・4月のカリキュラム改訂において、社会経済プログラム(80名)、地域政策プログラム(82名)を設置し、2年次生に選択をさせた。
(No.30) ・総合的基礎教養教育と専門教育による諸科学総合に裏打ちされた卒業研究完成のための少人数ゼミナール教育(総合化演習)を実施する。	(No.30) ・新カリキュラムにおいても、卒業研究完成のための少人数ゼミナール教育(総合化演習)を継続して実施する。	・4つの学修プログラム毎に演習科目を担当する教員26名によりクラスを編成し、1クラス12名程度で授業を行なった。

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
【短期大学部短期大学士課程】		
ア 教養教育の充実		
(No.31) ・人間・自然・社会の理解と人間性の涵養を目指す教育を実施する。	(No.31) 【松江キャンパス】 ・基礎科目領域において人間・自然・社会の理解と人間性の涵養を目指す教育を実施する。 【出雲キャンパス】 ・学生が関心を持ち、かつ重要な社会問題について、地域住民など当事者の話を聞く場を設ける。実施可能な科目を整理し、実施後に評価を行う。	・健康栄養学科及び保育学科の基礎科目においては、「人間と世界の理解」の領域として哲学、心理学、文学、経済学、歴史学、アメリカの文化と理解、社会言語学、食と栄養、化学、生物学、日本文化史、数学を配置し、そのほかに保健体育、外国語も配置し、総合文化学科の基礎科目においては、「文化と歴史の探求ジャンル」、「人間の探求ジャンル」、「保健体育ジャンル」等を配置し、人間・自然・社会の理解と人間性の涵養を目指した。 ・専門基礎分野において、「臨床病態学Ⅰ」では、難病患者、「保健医療制度」と「関係法規」では、HIV患者で保健師として従事している者に話を聞き、人権の尊重や人に対する多面的な理解を得る貴重な機会になった。
(No.32) ・大学で学ぶためのさまざまな方法の習得を目指す教育を実施する。	(No.32) 【松江キャンパス】 ・大学で学ぶさまざまな方法の習得を目指す教育を実施するため、保育学科では「総合演習」や「保育情報活用法Ⅰ・Ⅱ」、総合文化学科では「チュートリアルⅠ・Ⅱ」(少人数ゼミナール)などの科目を開設する。	・健康栄養学科では、自由参加の「食物ゼミ」において、講義の受け方、レポートの書き方、資料の集め方の修得を図った。 ・保育学科では、「総合演習」の科目において、保育を取り巻く現代的課題について、科目横断的な分析・検討を行い、自発的な課題理解の技法と問題解決のための学習能力を修得させるとともに、保育現場での保育情報の活用法を習得させるための「保育情報活用法Ⅰ・Ⅱ」を開講し、教育や保育の関する情報機器の操作を習得させた。 ・総合文化学科の新規科目「チュートリアル」は学科1年生全員を学科全教員に振り分け、ゼミ形式で大学での学び方や進路などについて指導する授業科目である。まず、担当する全教員の指導内容に一定の統一性を確保するため、プロジェクトチームをつくって『チュートリアル指導マニュアル』を制作した。また、読書習慣を植え付けることの大切さを意識し、その動機付けとして小冊子『推薦図書』を作成し全学生に配布した。各教員が3冊程度の推薦図書を選定し、それぞれについてオリジナルの推薦文を付けている。 ・前期の「チュートリアルⅠ」では全学生に各自が選んだ本について1000字程度の「紹介文」を書くという課題を出した。さらに、将来の進路への意識を高めるため、外部から講師を招いての講演会も2回行った。どの教員もこのような授業科目は初めてのため、教員間の経験交流が不可欠と考え、前期終了後、各教員が自分のゼミの各回の内容と成果・反省点などを書いた文書を集めて冊子にし全教員に配布した。試行錯誤の展開であり、改善すべき点も多々あったものの、当初設定した目的は十分に達成できた。 ・後期の「チュートリアルⅡ」では前期の各教員の経験を参考にしながら、学び方や進路の指導を積み重ねていった。また、学生たち自らが企画し、準備し、発表する機会を設けることが重要と考え、「ゼミ交流会」なる発表会を行った。各ゼミ10分の持ち時間で発表内容は自由としたが、ミニ研究や調査の結果発表、本の朗読や寸劇など多彩な内容で、学生たちのエネルギーを引き出すことができた。年が明けてからは、まもなく就職活動の時期を迎えることから、履歴書の指導など個別の指導にも力を入れた。全体として前期に引き続き所期の目的を達成できた。

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
	<p>【出雲キャンパス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 専任教員の科目において、図書館やITを有効に活用した教育を実施するとともに、実施可能な科目を整理し、実施後に評価を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 情報科学 I において、インターネットの使用の基礎を学び、医学概論・生命倫理でのグループワークや公衆衛生学での学生参画型講義でインターネットや図書館を活用した講義を実施した。
(No.33)	(No.33)	
<ul style="list-style-type: none"> 外国語運用能力の育成を目指す教育を実施する。 	<p>【松江キャンパス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 外国語運用能力の育成を目指す教育を行うため、CALLシステムの導入に向けた検討を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> キャンパスにおいて検討した結果、平成20年度に導入する計画とした。
	<p>【出雲キャンパス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「英語特論」(語学・看護学研修)を短期大学部として松江キャンパスと合同実施を検討するため、受け入れ先の状況を把握する。 	<ul style="list-style-type: none"> 松江キャンパス、浜田キャンパスとの合同海外研修について可能性を検討した。モントレイ大学およびセントラルワシントン大学において、出雲の研修内容の可能性について確認した。浜田キャンパスで実施している中国、韓国、ロシアでのプログラムへの参加についても検討を始めた。
(No.34)	(No.34)	
<ul style="list-style-type: none"> 社会人としての活動に対応できる情報処理能力の育成を目指す教育を実施する。 	<p>【松江キャンパス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報処理能力の育成を目指す教育を実施するため、健康栄養学科では「栄養情報の活用」、保育学科では「総合演習」や「保育情報活用法 I・II」を開設し、総合文化学科では「情報基礎」の科目群を設け、ワープロと表計算の科目を分け、習熟度別クラス編成を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 健康栄養学科においては、「栄養情報の活用」での基礎教育のほか、専門教科では、栄養教育のための資料作成、栄養調査や研究データの分析、栄養価計算、プレゼンテーション等栄養士に必要な実践的活用方法を教育した。 保育学科においては、保育に関する課題理解と問題解決の技法や学習能力を習得させるために「総合演習」を開講し、現場において情報の活用を習得させるため「保育情報活用法 I・II」を開講した。 総合文化学科では、「情報基礎」として習熟度別に「コンピュータ・リテラシーA」を2クラスと「コンピュータ・リテラシーB」を2クラス、計4クラスを設置した。前期は、主にワープロソフトと表計算ソフトの基礎的な操作の習得をめざし、Aでは、ワープロソフトを中心に、Bでは、表計算ソフトを中心に授業を展開した。前期目標は、職業能力開発センターの主催するコンピュータサービス技能評価試験(CS試験)の、Aはワープロ部門3級、Bは表計算ソフト部門3級に合格する程度の実力とした。前期の授業が終了する時期にあわせてCS試験を2007年7月14日に実施し、希望者のみの受験ではあったが、以下のような成績を残せた：ワープロ部門3級合格者20名(21名受験)、表計算ソフト部門3級合格者18名(18名受験)。後期は、Aは、表計算ソフト部門3級合格程度の実力を目的として、Bは、更に習熟度に加え目的別にクラスを編成して、ワープロ部門2級程度と表計算ソフト部門2級程度のクラスに分けた。この編成は、170余名という大所帯の中で、コンピュータ操作に関する実力の差を更にきめ細かく考慮したものである。このようなクラス編成から1年前期から後期にかけて、自分の進捗状況に合わせたクラスを選び取ることができ、学生たちも授業が受けやすくなったと思われる。マルチメディア演習室が過密状態の中、工夫によって、学生たちのニーズに応えながら、実力をつけさせることができた。

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
	【出雲キャンパス】 ・情報倫理教育、情報リテラシー教育(インターネット、メールの活用、ワード、エクセル)、基本的プレゼンテーション教育、基本的統計処理能力の教育を実施し、評価を行う。	・1年次は情報倫理教育、メール活用、インターネット、ワード、エクセルの活用を中心に行った。 ・2年次(選択)は統計的にアンケート処理から検定までを行った。 ・また、評価については、メールによるレポート提出時に習熟度を評価し、授業後に他の科目における活用状況を把握した。
(No.35) ・入学時から進路や人生設計を意識させるキャリア教育を実施する。	(No.35) ・資格取得を目的とする学科においては、それぞれカリキュラムに沿った講義・実習を行い、専門的な知識及び技能を修得させるとともにキャリア形成を行う。	・健康栄養学科においては、栄養士養成施設指定基準に沿って定めたカリキュラムにより講義・実習を実施した。 特に、本学の卒業生で職場で働く管理栄養士から説明を聞き、栄養士の現場における業務に関する認識を深めた。 ・保育学科においては、学生に対し、主に1、2年生の担任が幼稚園教諭免許と保育士資格の併有を推進し、さらに児童厚生2級指導員、訪問介護員養成研修2級課程など積極的な選択履修を行うように指導を行った。 実習については実習担当教員が個別指導を行い、個々の学生の科目履修については担任が管理をし指導を行った。また就職についても担任が学生に対し、個別指導を行った。 ・短期大学部出雲キャンパスにおいては、保健師助産師看護師学校養成所指定規則をふまえたカリキュラムに沿った講義、実習を実施した。実習、進路選択に際しては、実習担当教員、チューターが学生の個別性に配慮し、丁寧な指導を行った。
	【松江キャンパス】 ・「キャリア・プランニング」科目を継続して実施し、総合文化学科では、さらに「インターンシップ」科目を開設する。	・全学科を対象に「キャリア・プランニング」を開講し、人生設計を意識させることとした。(教務学生課) ・総合文化学科では、キャリア・プランニングに加えて、インターンシップをカリキュラム化し、「総合文化インターンシップ」という授業科目として実施した。島根県経営者協会のインターンシップ制度を活用し、23名の履修者が、希望する県内企業でインターンシップ(9時間×5日間=45時間)を体験することとなった。また、外部講師によるマナー講座も事前授業として実施した。
イ 専門教育の充実		
【健康栄養学科】		
(No.36) ・教育内容の基礎と応用・実践との関わりについて理解を深めるため、全体像の学生への周知と関連科目における教員間の連携を強化する。	(No.36) ・現職者(管理栄養士、調理師、試験研究機関研究者など)を「食品衛生学」、「調理実習」、「給食計画実習」に招聘し、栄養士の活動現場で求められる実践的知識や技術を修得させる。	・健康栄養学科では、教育内容の理解を深め、教員間の連携の強化と受験生へのPRのため、専門科目の授業内容の詳細を収録した冊子「食の専門家」を作成し、学科HPに掲載した。 また「食事介助実習」、「栄養管理実習」、「給食計画実習」に管理栄養士、「調理実習」に調理師、「食品衛生学」に研究機関研究員等の現職者を招聘、栄養士の活動現場で求められる実践的知識や技術を図った。
(No.37) ・栄養士に必要な実践力を育成する。	(No.37) ・地域の健康づくりや食育推進事業に学生を参加させ、地域の取り組みを体験させる。	・食育街頭キャンペーン(健康長寿まね推進会議)、食育フォーラム(県食育・食の安全推進協議会)会場設営補助・シンポジストの食育推進事業に学生を参加させた。 ・県が推進している「田舎ツーリズム」に参加し、稲刈りや、野菜の収穫、田舎料理などを体験した。 ・学園祭において、地域住民を対象とした栄養アセスメント、身体計測、食事調査、栄養相談を学生に体験させた。

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
(No.38) ・地域の特性に応じた健康づくりと食生活の改善に役立つ教育を実施する。	(No.38) ・教員の研究活動や社会活動に学生を参画させる。	・健康栄養学科では、栄養価計算ソフトの販売会社からの依頼により学生が作成した食育教材を提供した。 また、「あぶらとからだ・食事・運動」をテーマに、乃木小学校と連携して食育授業を企画し、同校5年生全員を対象として、学生は「あぶらと食事」及び「あぶらと運動」の部分について、指導案・教材の作成から授業までを担当した。 さらに、血流シミュレーションに関する研究(治療への応用)について、学生が教員の共同演者として学会へ参加した。
(No.39) ・地域の食文化への理解を深める教育を実施する。	(No.39) ・地域の特性に応じた健康づくりや食育を推進する企画・実践等の能力を修得させるため、学生による地域食材の利用・加工や郷土料理など地域の食生活・食文化に関する調査研究を実施し、その成果を学内・学外において発表する。	・健康栄養学科では、地域の食材や食文化を知る観点から、教員の研究でもあるしまね和牛の成分分析やヤマトイモ(飯南町産)の調理特性と利用に学生を取り組ませ、卒業研究発表会及び要旨集に発表した。 ・また、本学で開催した日本調理科学会中国四国支部会講演会及び実演会(講演:松江の和菓子文化、実習:和菓子づくり体験)に学生を参加させ、松江の和菓子文化の興りや発展への取り組みを学ぶとともに、和菓子の作り方を体験させた。
「保育学科」		
(No.40) ・幼保一元化の流れや保育の現場が求める人材を養成するため、保育士資格及び幼稚園教諭2種免許状の両方を取得させる教育を実施する。	(No.40) ・幼稚園教諭免許と保育士資格の併有を推進する方向で教育課程を編成するとともに、制度改革の動向を踏まえて、入学時ガイダンスにおいて履修指導を徹底する。	・保育学科では保育士資格取得単位を卒業単位としており、従来より幼稚園教諭免許と保育士資格の併有を推進し、1年生については入学時ガイダンスにおいて、保育学科1年担任が幼稚園教諭免許と保育士資格の併有履修指導を行った。これにより、保育学科1年生50名全員が幼稚園教諭2種免許取得を目指すこととなった。
(No.41) ・選択により児童厚生2級指導員、訪問介護員養成研修2級課程などを修得させる編成とし、保育に関する多面的なアプローチを有する教育を実施する。	(No.41) ・入学時ガイダンスにおいて、児童厚生2級指導員、訪問介護員養成研修2級課程などの選択履修を積極的に推進する。	・児童厚生2級指導員については、平成19年度から養成課程の認定を受けている。入学時ガイダンスにおいて、特に保育学科1年生に対し、児童厚生2級指導員(22名履修)、訪問介護員養成研修2級課程(12名履修)など積極的な選択履修を推進するために、保育学科長ならびに1年生担任より指導を行った。

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
(No.42) ・実践力の育成を達成するための現職者・経験者(保育士、幼稚園教諭など)を活用する。	(No.42) ・現職者や経験者を非常勤講師とする実践的科目として、「社会福祉援助技術演習」「児童福祉論」「養護原理」「特別講義Ⅰ」「特別講義Ⅱ」「教育相談」「乳児保育」「障害児保育」「養護内容」「児童の健全育成と福祉」「児童館(児童クラブ)の機能と運営」を開設する。	・今日、多様な役割を求められる保育の現場に対応するために、「社会福祉援助技術演習」、「児童福祉論」、「養護原理」、「特別講義Ⅱ」、「教育相談」、「乳児保育」、「障害児保育」、「養護内容」、「児童の健全育成と福祉」、「児童館(児童クラブ)の機能と運営」など、それぞれの実践的科目に現職者や経験者を非常勤講師として招聘し、開講した。
(No.43) ・専門科目「児童文化」の成果の発表の機会として「ほいくまつり」を継続的に実施する。	(No.43) ・「ほいくまつり」は平成17～18年度に採択された文部科学省の「特色ある大学教育支援プログラム」(特色GP)事業の成果を踏まえ、継続的に実施する。	・保育学科あげでの総合表現活動であり、幼児を対象とした劇、影絵、歌唱などを一般に公開する「ほいくまつり」は、平成19年6月22日(土)に島根県民会館大ホールにおいて開催し、保育科2年生及び保育学科1年生全員が参加をした。観客数は約1,200名であり、好評を博した。また全員が一丸となって企画、運営、実施を行うことを学んだことにより、その後の学生の保育に対する学びの意欲は飛躍的に向上し、その姿勢はその後実施された保育実習ならびに幼稚園実習において大きく反映されている。
[総合文化学科]		
(No.44) ・知識・技能・実践力の一体的な習得によって人間力を高める教育を実施する。	(No.44) ・独自の専門的共通基礎科目として「文化と歴史の探求ジャンル」を創設し、「アジア文化演習」「アジア文化交流」「日中交流史」「日韓交流史」などの新規科目を開設する。	・「アジア文化演習」は、平成20年度開始の隔年開講科目である。平成19年度は、総合文化学科教員の2名が、平成20年度の開講予定時期である9月中旬に中国の北京市、銀川市、および杭州市を現地視察して、授業の実施計画を策定した。 ・「日韓交流史」及び「日中交流史」については、県立大学の教員により5月から7月にかけてそれぞれ4日間の集中授業を行なった。 ・「アジア文化交流」は、松江市国際交流協会が主催する「韓国青年『松江・日本文化講座』」プログラムのために来日する韓国の学生30名と本学の学生30名が交流した。このプログラムで日韓の文化を理解するだけでなく、外国の人たちとのコミュニケーションを行いさまざまな体験を共有するという、「人間力を高める教育」の一端に触れることができ、学生の取り組みや参加後の感想は良好であった。受講希望者は80名と関心の高さがうかがえたが、韓国側の参加学生数に合わせ、日本側も30名に限定せざるを得ず、抽選で受講生を決定した。

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
(No.45) ・選択的かつ体系的な履修によって専門性を深めるために、文化資源学系・英語文化系・日本語文化系・生活文化デザイン系の4つの系(履修コース)と7つのジャンル(履修科目群)の有機的な関連づけの可能な教育課程を工夫し、さらに少人数ゼミナールも実施する。	(No.45) ・「文化資源ジャンル」を創設し、新たに「妖怪学」「自然観察学」「多文化共生ネットワーク論」など特色ある科目を設ける。	・「自然観察学」は、今年度後期から新規に開講した科目である。野鳥の観察を通して鳥根の自然に関する理解を深めることを目的とし、松江城山や斐伊川河口におけるフィールドワークを特色とする科目である。 ・「多文化共生ネットワーク論」は「地域」と「国際」の双方を見据えての授業内容なので、基礎科目で学習したさまざまな知識を総合的に生かしながら取り組んでいく授業展開とした。文化資源ジャンル(メインジャンル)の専門科目として開講したが、受講生は文化資源系の学生(35名)のほかに、英語文化系(14名)、日本語文化系(9名)の学生も受講し、関心の高さを知ることができた。授業の中に、外国人のためのコミュニティー通訳、日本語教育・日本語教室などの話題を盛り込んだので、結果的に、ジャンル間の有機的な関連付けを少しでも実現できた。
	・技能関係科目を大幅に充実させ、「文化情報誌制作」「写真表現法」「グラフィックデザイン」「DTP演習」などを設ける。	・これらの科目はすべて計画どおり開設し、文化資源学系の学生を中心に多くの学生が受講した。「写真表現法」「グラフィックデザイン」「DTP演習」を担当する非常勤講師と「文化情報誌制作」を担当する専任教員が適宜打ち合わせを行い、全体としてこれら科目の所期の目的が達成できた。
	・新たな教育の可能性を探るため、実践的な言語文化関連科目である「児童文学劇場」「読み聞かせの実践」「詩と小説の創作」を開設する。	・「児童文学劇場」については、来年度開講するが、その前身である「宮沢賢治劇場」は平成19年10月の公演をもって幕を閉じた。平成12年度より通算12回の公演を行ない、その間に蓄積された劇作りのノウハウを「児童文学劇場」に生かしていきたい。音響機器等の機材も新たに調達し、より充実した演出が期待できる。 ・「読み聞かせの実践」については、29名(うち男子4名)の学生が受講し、以前より協力していただいている松江市立病院小児科病棟、松江市立幼保園のぎ、本年度新たに加わった松江市立乃木小学校の計3箇所において絵本の読み聞かせの活動を行なった。平成19年3月に結ばれた本学、幼保園のぎ、乃木小学校の三者連携に関する協定が後押しとなって、幼保園と小学校においては予想を上回る充実した取組を行なうことができた。しかしながら、松江市立病院での実践については、時期が当初の予定よりずれ込み、夏季休暇の期間を利用しての活動となった。活動の内容や教員の関わり方など、他の2箇所 비해課題も多い。 ・「詩と小説の創作」については、41名(うち男子2名)の学生が受講し、地元で活躍する詩人や作家をゲストに招いて、交流した。詩は松江キャンパス教員、小説は浜田キャンパス教員(作家)が主に担当し、相談しながら協同して進めている。学生達が役割を分担して、創作集を編集し、発行する。
(No.46) ・フィールドワークを重視した地域や観光に関わる科目群の設置と展開を行う。	(No.46) ・観光に関わる科目として「観光まちづくり学」「観光資源学」「観光英語」を新設する。	・「観光まちづくり学」においては、初回は授業担当者による観光とまちづくりに関する概説、その後、松江で観光およびまちづくりの実践活動に携わる6名の外部講師によるレクチャーと学生との意見交換会を毎時実施し、最終の授業時に、松江の観光とまちづくりの現状について学んだことに加え、松江の観光文化の未来への展望を視野に入れてグループ発表を行った。計画は十分に達成することができた。 ・「観光資源学」は県立大学の教員に非常勤講師を依頼し集中授業を行なった。 ・「観光英語」は予想を遙かに上回る受講生数であり、留学生との交流、松江キャンパスを会場とした観光英語検定など、予定通りの内容で実施できた。観光英検(10月実施)3級は合格率96%で、全国平均の60%を遙かに上回る成績だった。2級は次年度に受験を促す予定であったが、1年目で合格者を1名出すことができた。

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
(No.47) ・CALLシステムを利用した語学(英語)教育を充実させる。	(No.47) ・それぞれの学生が到達度を確認しながら順を追って学習できるようにさせるため、「実践英語ジャンル」に属する「リスニング」「スピーキング」「ライティング」などの科目はそれぞれ3つから4つのレベルの科目を開設する。 ・CALLシステムの導入に向けた検討を実施する。	・「スピーキング」「ライティング」では、目的に応じた少人数クラスを複数同時展開しての授業を実施した。 ・LL教室を利用する「リスニング」については、設備不足のため実施が危ぶまれたが、後半は補助設備を用いるなどして実施できた。 ・キャンパスで検討した結果平成20年度に導入する計画とした。
「看護学科」		
(No.48) ・保健・医療専門職としての使命感、責任感(医療安全を含む)、倫理観を育成するための教育を実施する。	(No.48) ・地域における体験型学習を1年次から行い、体験を通して動機づけ、社会の中にある課題や自己の課題に気づく教育を行う。 * 1年次の家庭訪問実習の継続、2年次には地域の施設等で課題学習を行う。3年次においては地域、施設の実習を行う。 * 1年次～3年次の学習活動を通じて、地域課題に関わる教育プログラムを検討する。 ・現職者(保健、医療、福祉専門職者)、当事者(患者、利用者)の参画による教育を検討する。 * 専任教員の授業の1コマは、現職者、もしくは当事者が参加することを検討する。	・1年次の家庭訪問実習を継続実施した。訪問先の地域を2カ所に広げた。コミュニケーションやプレゼンテーションセミナーを挿入し、学生の能力向上を図った。2年次には地域の施設等での学習で地域で療養する高齢者へのサービス等について学ぶフィールドワークを行い、地域ケアの現状を知り、課題について考えることができた。3年次においては、各専門科目の地域、施設の実習を展開し、看護の対象者の多角的な理解、看護実践能力の育成を図った。 ・3年次の看護特論の学習を通じて、地域課題に関わる教育プログラムを試行した。 ・基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学の科目において、現職者(保健・医療・福祉専門職者)、当事者(患者、利用者)が授業に参加する教育を行い、それぞれのテーマについて、実践的、具体的に考えることができた。
(No.49) ・コミュニケーション能力、看護実践能力を育成するために講義・演習・実習の有機的な連携を行う。	(No.49) ・コミュニケーション能力、看護実践能力に関連する科目の連携について検討し、授業、演習、実習の順序や教育内容を明らかにする。	・コミュニケーション能力に関しては、講義、実習の関連する科目の整理をした。学生のコミュニケーション能力に関する現状、課題等について教員にアンケートを実施し、教育内容を検討した。コミュニケーション能力向上のために複数の講義や実習で連携した教育プログラムを作成した。来年度から実施予定である。 ・看護実践能力に関しては、看護基本技術、看護過程について、各実習での学生の体験状況、自己評価を実施し、評価した。全実習を通しての看護基本技術の経験状況は増加し、教員、実習指導者の取組の成果があった。

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
	<ul style="list-style-type: none"> ・視聴覚機器を活用したプレゼンテーション、シミュレーション教育(模擬患者参加)、学生参画型の授業方法について学内で検討する。 ・現職者(現場の実習指導者)の授業への参画を検討する。 * 実習指導者の発令について学内で検討する。 ・教員と実習指導者の連携により、学生の実習における経験と質の向上を図る。 * 学生の看護技術の習得状況を把握し、個別指導を行うとともに、技術の経験と質の向上に向けて実習現場と連携した検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・パワーポイント等を使用した学生によるプレゼンテーションを複数の科目で実施した。模擬患者参加によるシミュレーション教育を基本援助方法論Ⅱで1年次生に実施した。2年次生には模擬患者参加の看護基本技術支援プロジェクトとして希望者に3月実施予定である。 ・学生参画型の授業の方法として、ラベルを活用したグループワーク等の学習を基礎看護学、老年看護学で行った。2年次生の授業に3年次生が参加する、3年次生の授業に2年次生が参加するなど、学生間での刺激となるような授業展開を工夫した。 ・現職者による講義、シンポジウム等を実施した。 ・他教育機関における実習指導者の発令について情報収集した。今後、実習施設との意見交換をすすめて行く予定である。 ・教員、実習指導者がともに参加する臨地実習連絡会議で学生の看護技術の経験状況等を公表し、技術の経験と質の向上にむけて検討した。
【専攻科】		
(No.50)	(No.50)	
<ul style="list-style-type: none"> ・保健師基礎教育に求められる到達レベルを明確にした、離島・中山間地域など地理的な課題に対応する教育を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化する保健師活動の実態を把握し、行政を拠点とした実習内容や実習方法を検討する。 ・各科目の教育内容の充実を図りながら、保健師基礎教育に必要な教育内容を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実習市町村の保健師の分散配置の状況についての調査を行い、学生の入学目的や学習ニーズの多様化に対応した次年度の実習の方法や内容を充実するための課題を検討した。 ・平成21年度の保健師助産師看護師学校養成所指定規則改正に向けて現行カリキュラムの課題を整理し、新カリキュラム案をキャンパス会議にて報告した。
(No.51)	(No.51)	
<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健ならびに女性の健康課題に対する教育を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象に応じた助産過程の展開能力を充実させる助産教育を実施する。 * マタニティサイクルにおける助産診断過程の診断指標の検討および実習における展開と評価を行う。 * 実習機関・施設との連携を強化する。 * 実習協議会の開催、指導内容、方法の調整を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マタニティサイクルにおける診断指標作成の第1段階として、分娩期のデータベースを作成した。実習開始前に各実習施設の指導者と助産診断研修会を開催し共通理解を図り指導上の連携を強化した。指導者からは学生指導が効果的に行えたという評価を得ることができた。今後も継続して他領域におけるデータベースの作成を行う。 ・実習協議会を開催(病院施設2回、地域機関1回)し、指導内容、方法についての調整を行った。今後も継続して連携を図り、効果的な臨地実習が行えるよう体制づくりを図る。

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
県立大学大学院修士・博士課程		
ア 専門教育と研究指導の充実		
(No.52) ・北東アジア研究科と開発研究科の円滑な統合を図り、研究科組織・教育指導体制(カリキュラム)を確立する。	(No.52) ・平成20年度からの北東アジア研究科と開発研究科の統合を目指し、教育課程の見直しと教員組織の再編を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年9月の中央教育審議会答申を踏まえ、本学では、法人化以前から大学院改革の検討を行い、平成19年4月の法人化後のできるだけ早期に大学院の両研究科を統合することを方針決定し、平成20年4月の実施を目指していた。 ・こうした中、国の大学院改革の動きが急速に進展し、平成19年4月には大学院設置基準が改正され、育成すべき人材像を明確にした上で、FD活動の義務づけや成績基準・課程修了の厳格化が大学院に求められ、さらに教育再生会議においても、国際的な学位の通用性を保証できる教育課程を再構築することを強く求める報告がまとめられ、設置認可等の手続きにおいても、文部科学省の審査が厳しくなった。 ・平成20年4月に両研究科を統合するためには、学生募集の時期等を考慮すれば7月までに統合に伴う新たな教育プログラムを構築する必要があるが、こうした国の動きを十分に教育課程に反映させて、一連の大学院改革の取組み効果が最大限に発揮できるようにするためには、学内調整に時間が不足することから、両研究科の統合については、平成21年度からの実施を計画した。 ・実施時期は平成21年度としたが、両研究科の統合を含む大学院改革の基本的な制度設計については、講義科目を中心に科目の共通化を図るとともに、個々の教員が専門とする研究実績を積極的に活かしながら共同で研究指導を行う方向で、具体的な教育課程の見直し作業を行い、新たな教育プログラムの基本的な枠組みを構築した。
(No.53) ・島根県中山間地域研究センター等と共同して連携大学院を設置する。	(No.53) ・平成20年度の連携大学院設置を目指し、開発研究科において、関係機関等との調整を実施し、中山間地域研究センターと協定を締結する。一部研究事業については、先行実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・今年8月から中山間地域研究センターから「中国地方広域連携整備調査」(国土交通省事業)、「国土施策総論調査(限界集落)地域活用検討調査」を受託し、先行的に調査研究事業を実施した。 ・島根県(中山間地域研究センター)との間で、連携大学院の設置のみならず大学院との共同研究に関する包括協定を県知事との間で締結することができた。
(No.54) ・二科統合後に、地域が求める高度職業人の養成を目的とする特色ある教育プログラムを策定する。	(No.54) ・開発研究科において、新たな教育プログラムを策定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院改革を検討する中で、地域の要請に応えるべく、高度職業人に相応しいスキルを身につけることができるように、新たに「情報解析科目群」を設置し、重点的に履修させる新たな教育プログラムの骨子を策定した。
(No.55) ・北東アジア地域研究センター(NEARセンター)研究員による指導を強化するとともに同センター内の各種研究会への参加を奨励する。	(No.55) ・NEARセンターの北東アジア学研究懇談会、日韓・日朝交流史研究会など各種研究会を実施し、大学院生を参加させる。	<ul style="list-style-type: none"> ・北東アジア学研究懇談会(4回)、北東アジア研究会(4回)、日韓・日朝交流史研究会(1回)を実施し、これに大学院北東アジア研究科・開発研究科の院生の積極的参加を呼びかけ、参加(毎回2~3人)している。 ・その他、島根県立大学、NEARセンターが開催するシンポジウム、フォーラムには、大学院生全員に積極的な参加を呼びかけ、多くの大学院生が積極的(原則として全員参加)に参加した。 ・NEARセンター市民研究員制度に基づく、「院生との共同研究」において2件の研究課題が採択され、それぞれNEARセンター研究員が主査を務め、院生と市民研究員と教員(NEAR研究員)三位一体の共同研究を実施している。

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
イ 大学院生の研究への支援		
(No.56) ・大学院生の研究に係る自己資金獲得を支援する。	(No.56) ・大学院生の自己資金獲得に係る奨励支援策を検討、策定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省の“「魅力ある大学院教育」イニシアティブ”事業に採択された「実践的北東アジア研究者の養成プログラム」の競争的課題研究によって2名の博士後期課程院生に研究資金を提供した。また、博士前期課程の2名の院生に対しても、NEARセンター市民研究員との共同研究を行うことに対して研究資金を提供した。 ・日本学術振興会特別研究員奨励研究費や主たる学術支援財団の研究費助成の申請時期を明示したスケジュール表を作成し院生に情報提供した。
(No.57) ・大学院生の学術誌への論文投稿、学会・研究集会での発表などを支援する。	(No.57) ・大学院博士後期課程成果発表支援モデルを検討、策定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度施行の新たなカリキュラムにおいて、博士後期課程の院生が学術誌への論文投稿や学会・研究集会での発表などを実施した場合に、「特別研究活動」の単位として認めることとした。 ・博士論文出版助成金制度を新たに創設した。 ・学位審査実施細則の中で明確化した学位審査のプロセスに加え、博士の学位取得までの理想的スケジュールとその実現のための指導の方針(=支援体制)を策定し、入学時オリエンテーションにおいて博士後期課程の学生に明示した。
(No.58) ・「実践的北東アジア研究者の養成プログラム」の各種取り組みを通じて大学院生の教育・指導を充実させる。	(No.58) ・「実践的北東アジア研究者の養成プログラム」における競争的課題研究、市民研究員との共同研究など現行の取り組みを継続して実施するとともに、終了後の継続実施策を策定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・北東アジア研究科の「実践的北東アジア研究者の養成プログラム」による研究活動への支援策を通じて、博士論文等の作成に必要な資料収集活動の充実を図った。また、次年度以降におけるこのプログラムを実施するための予算措置を講じた。
ウ 他大学院との連携		
(No.59) ・国内の他大学院との単位互換制度を整備し、海外の大学院との交換留学生の相互派遣を積極的に推進する。	(No.59) ・パートナーとなる国内の近隣大学院や韓国、中国を中心とした海外の大学院との交流の推進について交渉を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・現代GPで採択となった、「ICTを活用した英語教育」について交流校との連携協議を選考し実施しているが、今後、この交流に平行して交流校大学院との交流についても検討を進める。 ・中央民族大学校との交流を教員レベルで行っている。 ・海外大学院との交流について、学部交換留学協定を締結している蔚山大学校と協議を行っているが、現時点では具体的な進捗はない。

Ⅲ. 大学の教育研究等の質の向上
2教育
(2)教育内容の充実

中期目標	③成績評価等 到達目標を明示し、公正な基準による厳正な成績評価を実施するとともに、卒業認定・学位授与に関する基本的な方針(ディプロマ・ポリシー)を明確にし、その質を保証することで単位、学位の通用性を高める。
------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
③成績評価等		
ア シラバスの充実と成績評価基準		
(No.60) ・新たな成績評価基準を作成するとともに、授業内容、成績評価基準、授業計画等を明示したシラバスを充実させる。	(No.60) ・平成21年度からの実施を目指した新たな成績評価基準を作成するための検討組織を設置する。	<ul style="list-style-type: none"> ・県立大学においては、教務委員会とFD委員会が合同で検討ワーキング部会を設置し、新たな成績評価基準の策定に向けて検討を開始した。 ・短期大学部松江キャンパスにおいては、幹部会議を検討組織とすることとした。なお、シラバスの記載については既に今年度から充実を図ったところである。 ・短期大学部出雲キャンパスにおいては、シラバス作成の手引きの検討を教務委員会(12/5)で行い、平成20年度のシラバスを作成した。
イ ディプロマポリシー		
(No.61) ・学位授与に関する基本的な方針(ディプロマポリシー)を明確化して運用する。	(No.61) ・大学院において、現行の学位規程等の見直しを行い、ホームページや大学院案内で公表する。	<ul style="list-style-type: none"> ・学位審査実施細則を一部改正し、学位審査のプロセスをより明確にした。また、課程修了要件については、大学院案内において明記し公表している。 ・大学院将来構想検討委員会のワーキング部会において、修士課程の修了要件の見直しや博士後期課程における単位認定要件の明確化などについて検討を行なった。諸手続並びに外部への公表は大学院の統合問題とあわせて平成20年度に行なうこととした。

Ⅲ. 大学の教育研究等の質の向上
2教育
(3)教育の質を高めるための取組み

中期 目 標	①教育の質及び教育環境の向上 ア ファカルティ・ディベロップメントを積極的に推進するとともに、自己点検・評価や認証評価機関による評価などの結果を適切にフィードバックし、教育の質の向上を図る。 イ 学生の学習・研究意欲をより高めるために、施設、設備などを含めた教育環境の向上を図る。
	②教育実施体制の整備 キャンパス間の教員の交流を促進し、効率的でより成果が上がる教育を行う体制を整備するとともに、新しい大学構想の実現に向けて教員の更なる資質の向上を図

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
①教育の質の向上		
(No.62) 全学運営組織としてFDセンターを設置し、教育の質の向上に向けた取り組みを実施する。	(No.62) ・FDセンターを設置し、ファカルティ・ディベロップメントの調査・研究等を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・教育の質の向上に向けた取り組みを実施するため、全学運営組織として、FDセンターを設置し、各キャンパスにFD委員会を配置した。 ・センターの運営を円滑に行なうために、運営会議を5回開催した。 ・運営会議では各キャンパスのFD実施状況の把握、情報共有を行い、キャンパスの特性に応じたFDを推進するための調整、支援を行った。
ア 教育の質の向上への取組み(ファカルティ・ディベロップメント)		
(No.63) ・教育効果の測定・分析を通じて教育内容・教育方法の改善を行うため、授業評価を全学的に実施し、教員はその評価結果を受けて、学生への適切なフィードバックを実施する。	(No.63) 【県立大学、大学院】 ・現行制度(授業アンケートとフィードバック、報告書作成)により継続実施する。また、大学院においても、アンケートを継続して実施し、フィードバックを実施する。 【短期大学部】 ・授業評価を継続して実施するとともに、松江キャンパスにおいては学生へのフィードバックと報告書作成について、出雲キャンパスにおいては学生へのフィードバックを検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・総合政策学部においては、春学期と秋学期に全学で授業アンケートを実施し、教員からのフィードバックを公開した。それぞれの回答率と提出率は以下の通りであった。 春学期アンケート回答率45.6%、フィードバック提出率68%。秋学期アンケートの回答率41.1%。 また、平成18年度の「FD報告書」を作成し、5月の教授会で教員に配布した。 ・大学院においては、11月に大学院研究・生活向上委員会により、アンケートを実施した。アンケートの結果を大学院改革の検討のための参考とした。 ・短期大学部松江キャンパスにおいては、前期・後期それぞれの学期末に授業評価アンケートを実施し(前期アンケート回答率90%、後期アンケート回答率88%)、各教員へ集計結果を返した。また、報告書および学生へのフィードバックについて検討し、今年度の報告書は作成中であるが、学生へのフィードバックについては来年度からの実施に向けて引き続き検討することとした。 ・短期大学部出雲キャンパスにおいては、前後期の最終授業の時に、アンケート調査票で、「学生による授業評価」を実施した。授業アンケート回答率は、前期 86.6% 後期 92.8%であった。集計・分析結果を各担当教員(非常勤を含む)へフィードバックした。また全体の分析結果は、キャンパス会議及び年報で報告した。評価結果の学生へのフィードバックは後期科目のみの試行で、看護学科は講義19科目、実習4科目、専攻科は講義4科目を学内LANにより実施した。

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
(No.64) ・研修会の開催による指導方法、教育方法等の検討や学習指導法等の開発を推進する。	(No.64) ・FDに関する研修会を開催する。	<p>・県立大学においては、以下のFD研修会を開催した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. FD懇談会「学習意欲を高める授業環境をつくる！」平成19年6月6日(水)15:00~16:00(25名参加)。 2. FD講演会「ICT活用による教育効果アップーオンライン学習のすすめー」講師:小野博(独立行政法人メディア教育開発センター教授)平成19年12月5日(水)15:00~16:30(現代GP-ITC実施部会との共催)。 3. FDワークショップ「効果的なグループワークの進め方」講師:佐藤浩章(愛媛大学教育・学習支援機構教育企画室准教授)平成20年1月30日(水)15:00~17:00(18名参加)。 4. フレッシュマンセミナー担当者会議による「フレッシュマンセミナー授業検討会」(4月5日、6月28日、3月5日の3回)。 <p>・短期大学部松江キャンパスにおいては、以下のFD研修会を開催し、全教員のFDに関する認識を深めた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. FD研修会(講演会)「FD事始め。島根県立大学のFDを振り返って」(講師:島根県立大学FD副センター長 渡部望教授)平成19年7月11日16:00-17:30(28名参加)。 2. FD研修会(講演会)「短期大学認証評価とFD活動」(講師:大学評価授与機構 研究部長 木村靖二教授)平成20年2月6日15:00-17:00(23名参加) <p>・短期大学部出雲キャンパスにおいては、以下のFD研修会を開催し、これらの活動状況は年報にて報告することとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. FD研修会(「社会ニーズに応える看護教育カリキュラムの構築」、講師:愛媛県立医療技術大学保健科学部看護学科長 宮内清子教授講演会)8月22日(28名参加) 2. FD研修会(松江キャンパスと合同開催:「短期大学の認証評価とFD」、講師:大学評価授与機構 研究部長 木村靖二先生)2月6日(19名参加) 3. FDの実践と啓発を目的として、公開討論会(「新人離職予防策を考える」)を1月31日に実施し168名参加した。 4. 公開授業を2回実施し、延べ11名の教員が参加した。
②教育環境の向上		
(No.65) 全学運営組織としてメディアセンターを設置する。	(No.65) ・メディアセンターを設置、運営し、今後の図書館のあり方の検討、情報システム全体の管理及び統合作業等を実施する。	<p>・教育の質の向上に向けた取り組みを実施するため、全学運営組織として、FDセンターを設置し、各キャンパスにキャンパス運営会議を配置した。</p> <p>・センターの運営を円滑に行なうために、センター運営会議をほぼ毎月定例会を開催し、3キャンパスのメディアセンター及び図書館の運営に係る共有の事項について検討した。</p> <p>・図書部門においては、特に3キャンパスの図書館の共通利用(相互利用)・図書システム統合及び地域図書館連携の推進に取り組んだ。また、情報部門においては、3キャンパス全体でシステムを共同利用するための基盤である統合ネットワークを構築するとともに、データ連携を可能にした統合学生情報システム開発に取り組み実現した。さらにネットワークの統合によるメリットを生かしたALCシステムの共有が実現可能となり、3キャンパスの学生への教育の環境は向上した。</p>

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
ア 教育環境の向上への取り組み		
(No.66) ・情報化に対応した教育施設を充実させるなど、時代に適合した新しい教育環境を整備する。	(No.66) ・メディアセンターにおいて、情報機器の計画的な更新の実施、時代に適合したソフトウェアの導入等を実施する。	・浜田キャンパス及び松江キャンパスにおいて、コンピュータ演習室1及びCALL教室のシステム及び機器の更新の検討を行い、平成19年10月及び平成20年10月の稼働に向け整備に取り組んだ。パソコン等の更新によるソフトウェアの更新だけでなく、eラーニングに適合したシステムの導入により、学生の教育環境は向上した。また、更新にあたっては、既存機器の利用を考慮し実施した。
(No.67) ・研究・学習支援機能、電子図書館的機能の強化及び3キャンパスの学生による施設相互利用の実施など図書館の充実やサービスの向上を図る。	(No.67) ・メディアセンターにおいて、3キャンパスが有する各種機能の共有化(データベース、電子ジャーナルなど)の方策、各キャンパス図書館の共通利用方法を検討する。	・メディアセンター運営会議において、データベース及び電子ジャーナルの共通化について検討を行い、3キャンパスでの重複した契約の整理や契約内容の見直しを行い、平成20年度からの共通利用を決定した。これにより、契約業務の一元化され、業務の効率化を図ることが可能となる。 また、3キャンパスの共通利用(相互利用)の運用ルールを検討し、10月1日からの運用開始を実現した。このことにより、図書及び資料等の共同利用が可能となった。 ・平成19年11月3日出雲市立図書館、島根大学附属図書館医学分館と協定を締結し、相互協力体制を確立した。
	・メディアセンターにおいて、機関リポジトリ(電子図書館的機能)の構築を検討する。	・メディアセンター運営会議(図書館連絡会)において、機関リポジトリの役割や整備の必要性など基本的な理解を深めるための意見交換や、情報収集のための中国地区の地域ワークショップに職員を派遣しその内容についても、情報共有を図った。また、今後のスケジュールの策定や構築方法として①本学独自による構築②県内高等機関との共同構築③県内諸研究機関との共同構築によるものなど、それぞれの可能性について検討を行った。
	・各キャンパスメディアセンターにおいて、研究・学習支援機能(資料の充実、探し方の教育実施、手引き類の充実、パソコン利用環境の改善など)の強化について検討し、可能な部分から実施する。	・それぞれのキャンパスの利用状況に即した資料の見直しが行われた。また、コンピュータ演習室が2キャンパスにおいて更新及び整備検討が行われ、学習支援機能(ALCシステム:英語学習教材)については、共同利用することによって経費抑制が図られ、新たな教育環境が提供されることが可能になった。 ・県立大学においては、コンピュータ演習室の整備を行うことにより、最新のOS及びソフトウェアを導入した。また、導入にあたっては、他キャンパスからの利用も考慮したシステムの構築を行った。また、平成20年度に配付する資料について見直しの検討をキャンパス運営会議において行った。学生等に対するデータベースの探し方教育の実施についても実施した。
(No.68) ・学生用ポータルシステム(学内情報)及びコミュニケーションシステムを充実させ、より一層活用を図る。	(No.68) ・メディアセンターにおいて、平成20年度からのポータルシステムとコミュニケーションシステムの3キャンパス共有化を目指す、運用方法を検討する。	・学生情報システムの統合に伴い、3キャンパスにおいてこれまで対応することのできなかったセキュリティを考慮した外部から学内システムへのアクセスを実現するためにポータルシステムを導入した。 また、3キャンパスがコミュニケーションシステムを共有化し、それぞれのキャンパス独自の情報を配信する仕組みを持ちながら、更に、3キャンパスの情報共有を実現できるシステムの構築を行い平成20年度からの本格稼働を実現した。

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
③教育指導の充実		
(No.69) ・オフィスアワーの活用を図る。	(No.69) ・全教員がオフィスアワーを明示し、学生への周知を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・県立大学においては、学年毎に開催するオリエンテーション時にオフィスアワー一覧表を配布するとともに、学内ラン上のフォーラムにも掲示した。 ・短期大学部松江キャンパスにおいては、学内掲示板及び学内LANの掲示板に全教員のオフィスアワーを掲示し学生への周知を図った。また、設定したオフィスアワー以外の時間においても教員は随時学生の相談を実施した。 ・短期大学部出雲キャンパスにおいては、オフィスアワーは全教員が実施しており教員毎の開設時間帯等を「学習のてびき」への掲載により周知し、実施している。
④教育実施体制の整備		
ア 教員の相互派遣		
(No.70) ・キャンパスで必要な科目について他キャンパスから教員を派遣し、支援を実施する。	(No.70) ・各キャンパスの教員相互派遣を実施するとともに、次年度以降の相互派遣計画を調整の上、策定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・キャンパス間の非常勤講師担当手当制度を創設し、キャンパス間相互派遣が促進されるよう整備した。 ・県立大学においては、今年度から新たに英語教職課程を設置するに当たり、3名の教員を非常勤講師として短期大学部松江キャンパスから招聘した。 ・短期大学部松江キャンパスにおいては、総合文化学科の設置に関し、4名の教員を非常勤講師として県立大学から招聘した。また、4名の教員を非常勤講師として短期大学部出雲キャンパスから招聘した。 ・短期大学部出雲キャンパスにおいては、5名の教員を非常勤講師として、短期大学部松江キャンパスから招聘した。
イ 教員の研修等の支援		
(No.71) ・教員の資質向上のため、国内・海外研修(交換教授を含む)、大学院修学などを支援する。	(No.71) ・サバティカル制度を構築し、教員の研修体制を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年4月1日に公立大学法人島根県立大学職員研修規程を制定し、サバティカル研修制度を設けた。
【県立大学】		
ア ティーチング・アシスタントの活用		
(No.72) ・ティーチング・アシスタント制度を教育に活用する。	(No.72) ・ティーチング・アシスタント制度の見直しを行い、従来の情報科目に加えて社会科学入門など効果的な教育を行う上で必要な科目についてもティーチング・アシスタント制度の運用を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・情報科目(「統計学」「コンピュータ・リテラシー」「データベース論」「統計演習」「情報処理の基礎」)に加え刑法にもTAを3名配置して、きめの細かい授業を行なった。

Ⅲ. 大学の教育研究等の質の向上

2教育

(4) 学生支援の充実

中期目標	ア	学生生活に対するきめ細かな支援を実施するとともに、心身の健康管理体制の整備を図る。
	イ	就職に対するきめ細かな支援を実施するとともに、卒業生に対しても、キャリアアップ・Uターン支援などを行う。
	ウ	大学院進学、海外留学など、進学に対する支援を実施する。
	エ	学生の国家試験等の合格や各種資格取得を支援する体制の充実を図る。
オ	特に優秀な学生に対する特待生制度を導入するとともに、授業料減免制度や金融機関とタイアップした授業料奨学融資制度などを実施する。	

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
① 学生生活への支援		
(No.73) 全学運営組織として保健管理センターを設置し、学生の心身の健康管理体制を充実させる。	(No.73) ・全学運営組織として保健管理センターを設置、運営する。	・学生の心身の健康管理体制を充実させるため、全学運営組織として、保健管理センターを設置し、各キャンパスに委員会を配置した。 ・センターの運営を円滑に行なうために、センター運営会議を2ヶ月に1回(計6回)開催した。
	・保健管理センターは、各キャンパスにおいて学生の健康管理を実施するとともに、次年度以降に採るべき全学の学生健康管理策を策定する。	・全国的に麻しんが流行したのに対し、センターが中心となって、3キャンパスが連携して迅速に対応した。 ・総合学生情報システムの開発にあわせて、健康診断の効率的実施に向けた工夫と健康調査表の項目の統一化を行った。 ・学生の食生活を改善するために栄養指導教室の開催や意識啓発のためのパンフレットを作成した。 ・各キャンパスにおいて、学生の健康診断などの健康管理策を学年暦に従って計画的に実施した。
	・各キャンパスに常勤看護師または保健師を配置し、医務室、保健室を中心に活動を行う。	・3キャンパス共に保健師または看護師を医務室等に配置し、専任で保健管理業務に従事できる体制を整備した。 ・県立大学においては、医務室に配置した専任看護師により、学生の健康相談の充実を図った。 ・短期大学部においては、保健室の利用実態調査や学生の希望調査を行い、さらなる機能充実に向け検討を開始した。
ア 学生生活に対するきめ細かな支援 (No.74) ・学業その他の分野で他の模範となる学生を対象に従来の学長表彰制度を含めた新たな在学生奨学制度を創設し、運用する。	(No.74) ・各キャンパスにおいて、従来の学長表彰制度を含めた在学生奨学制度の運用を開始する。	・県立大学においては、現行の学長表彰制度の推薦方法を柔軟に運用することにより、9つの個人及び団体を表彰した。さらに、成績優秀者に対する在学者奨学制度の創設について検討を行い、次年度に規定等を整備し実施することとした。 ・短期大学部松江キャンパスにおいては、学長表彰制度を効果的に運用するための検討を行い、内規を作成した。12月末を推薦書の提出期限とし、表彰式を3月に行った。教職員に制度の周知を図り、該当者の表彰を積極的に進めた。なお、在学生奨学制度については、引き続き検討中である。 ・短期大学部出雲キャンパスにおいては、学長表彰制度については、制度運用に必要な表彰基準等を含めた内規の作成を行い、学生、教職員に周知し、学生生活委員会が候補者を選定し、3月に表彰する予定である。また、入学時特待制度を継続的に運用することにより在学生奨学制度の運用を開始する。

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
(No.75) ・学生の多様な相談に応えるため、学生相談室の機能充実を図る。	(No.75) ・各キャンパスにおいて、学生相談室の運営を開始し、学生からの相談については、各キャンパス医務室、保健室と連携して対応する。	<ul style="list-style-type: none"> ・県立大学においては、学生生活委員を相談員とした「学生生活なんでも相談」を創設し、毎週水曜日に相談日を設け学生相談を行った。心の悩みを抱える学生のために、心理相談、精神衛生相談を定期的に行った。また、対応困難事例、または専門的知識を有する内容など、相談内容に応じて、相談員からの情報に基づき、学生相談室や医務室、保健室が連携して対応できる体制を構築した。 ・短期大学部松江キャンパスにおいては、保健管理委員会を中心に学生相談室の必要性の検討を行い、学生相談室を管理棟の一室を学生相談室として整備した。看護師が常駐している保健室をベースとしながら学生相談室を有効に活用し学生相談に対応した。 ・短期大学部出雲キャンパスにおいては、学生相談室については、チューターが窓口としてその機能を担い、保健管理センターの校医、看護師、カウンセラーとの連携により機能の充実を図った。
(No.76) ・学生が抱えるさまざまな問題に対して、気軽に相談ができるよう各キャンパスにおいてチューター制・担任制を継続して実施する。	(No.76) ・ゼミ担当教員（県立大学、短期大学部総合文化学科）、担任（短期大学部健康栄養学科、保育学科）、チューター（短期大学部出雲キャンパス）と学生相談室が連携し、学生からの相談に対応する。	<ul style="list-style-type: none"> ・県立大学においては、学生生活委員会において、学生相談体制の充実について検討を行った結果、学生と最も近い存在であるゼミ担当教員が相談体制の第一段階を担うことが必要との結論に至り、教授会において合意形成を図った。また、対応困難事例、または専門的知識を要する相談事例など、教員からの情報に基づき、学生相談室が対応する体制を構築した。 ・短期大学部松江キャンパスにおいては、健康栄養学科及び保育学科においては学級担任を維持し、総合文化学科においては学科再編により新たに設けた全教員が学生を少人数で分担する「チュートリアル」において、学生が気軽に相談できる体制をとり、看護師との連携のもとに学生からの相談に対応した。 ・短期大学部出雲キャンパスにおいては、チューター制を実施し、全教員がチューターとなり学生の相談に対応している。健康上の相談については保健管理委員会、進路、学生生活に関することは、学生生活委員会と連携して学生相談に対応している。
(No.77) ・学生の生活実態調査や学生との意見交換を実施し、その結果をフィードバックすることにより学生支援策の改善を図る。	(No.77) 【県立大学、短期大学部出雲キャンパス】 ・学生生活実態調査を実施するとともに、学生自治組織との意見交換を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・県立大学においては、全学生を対象に、学生生活実態調査を実施し学生にフィードバックを行うとともに、その調査結果を基に、学生への経済支援及び学生相談、健康指導体制の充実を図った。また、学友会との意見交換を頻繁に実施するとともに、学生からの要望（ご意見ボックス）に対しても、十分に検討を行なった上で回答を行ない、学生との意思疎通を積極的に図った。 ・短期大学部出雲キャンパスにおいては、学生生活実態調査については、調査の目的、項目の検討を行い、全学生を対象に11月に実施し回収率は全体で93%であった。調査票の集計・分析を行い、結果を学生、教職員にフィードバックした。生活一般の調査結果の中で、バイトなどのことについて、関係する学生と意見交換を行った。改善点については、学生生活委員会において検討し、20年度の計画に反映させると共に、指導上活用する。
	【短期大学部松江キャンパス】 ・学生生活実態調査を実施するとともに、学生との意見交換の場の設定について、検討を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・学生生活の現況と大学に対する満足度・要望等を把握するため、全学生を対象とした学生生活調査を実施した。（回収率89.6%） ・報告書を作成し、現状と要望の把握に努め、平成20年度に向け効果的な環境整備につなげる方法を検討する予定である。 ・学生との意見交換については、2月中旬に実施した。

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
(No.78) <ul style="list-style-type: none"> 後援会等と連携して、各種サークル活動やボランティア活動等の学生の自主的活動やキャンパス間の学生交流を支援する。 	(No.78) <ul style="list-style-type: none"> 後援会等と連携した学生団体活動支援を継続して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 県立大学においては、後援会から支援される学生団体活動助成金を申請に基づき交付した。 短期大学部松江キャンパスにおいては、後援会による支援として、サークルの活動への助成及び学友会への球技大会・学園祭の助成が実施された。 短期大学部出雲キャンパスにおいては、後援会と連携して、学生の交流会、サークル活動、大学祭等に対して支援を行った。
	<ul style="list-style-type: none"> 各キャンパス大学祭における学生交流事業を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 県立大学の海遊祭において、短期大学部松江キャンパスの学生が加わり吹奏楽合同演奏を行った。また、短期大学部の展示が行われた。 短期大学部松江キャンパスの飛鳥祭において、県立大学の学生による大道芸とフレアが披露された。また、短期大学部出雲キャンパスの展示が行われた。 短期大学部出雲キャンパスのつわぶき祭において、県立大学の学生による吹奏楽の演奏や大道芸の出演協力を得た。 学生自治体が主体となって計画を行い、教職員は相談・指導等によるバックアップを行った。なお、短期大学松江キャンパスと出雲キャンパスとは同日開催となったため、出演協力はお互いに行えなかった。
(No.79) <ul style="list-style-type: none"> 障害を持つ学生が支障なく学生生活を送れるよう支援を図る。 	(No.79) <ul style="list-style-type: none"> 各キャンパスにおいて、学生の障害に応じ、施設面を含めた教育・学生生活への支援策を検討し、可能なものから実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 県立大学においては、受入にあたっての基本理念、諸規程及び障がい別の修学支援メニュー等を盛り込んだ「障がいのある学生のための修学支援方針」を10月に策定した。 また、視覚障がい者が壁伝いに移動する際に頭を負傷しないように、講堂内の階段にカバーを施したり、視覚障がい者が利用できるように食券販売機や飲料の自動販売機等に点字シールを貼り付ける等の対応を行った。 短期大学部松江キャンパスにおいては、心臓疾患の学生への修学及び生活支援を行い、教職員へは病状の把握及び緊急時の対処法のマニュアルを作成・配付して周知し、学生へはオリエンテーション時に説明を行った。 学内での移動による負担軽減のため、受講の教室の調整を行い、学科棟内に専用休憩室を設置した。また、保健室及び学科棟内に酸素ボンベと車椅子を常備した。 平成20年度入学予定者である視覚障害の学生の受入に当たり対応を検討するとともに、修学支援マニュアルを作成した。 短期大学部出雲キャンパスにおいては、該当者はいないが、アドミッションセンターと連携して、入学志願者の段階から、受験上と修学上の配慮が必要な障害者の受け入れを検討する体制ができているが、臨地実習が可能かどうかを検討課題である。

中期計画	年度計画	法人自己評価	
		計画の進捗状況及び成果	
(2)キャリア(就職、進学等)支援			
(No.80) 全学運営組織としてキャリアセンターを設置し、学生の進路決定を支援する。	(No.80) ・全学運営組織としてキャリアセンターを設置、運営する。 ・キャリアセンターには、キャリア支援アドバイザーを配置し、3キャンパスのキャリア支援を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・学生の進路決定を支援するため、全学運営組織として、キャリアセンターを設置し、各キャンパスにキャンパスキャリアセンターを配置した。 ・センターの運営を円滑に行なうために、センター運営会議を5回(4月、5月、7月、10月、3月)開催した。 ・12月からキャリア支援アドバイザー1名を配置し、3キャンパスのキャリア支援を行った。また、平成20年4月からキャリア支援アドバイザー1名を配置することとした。 	
ア 就職の支援			
(No.81) ・入学時から将来にわたる体系的なキャリア支援プログラムを実施する。	(No.81) ・各キャンパスにおいて、現在実施しているキャリア支援対策の点検・評価を行い、激変する就職環境に即応したプログラムを実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・県立大学においては、キャンパス運営会議において点検評価を実施して随時キャリア支援プログラムの改善を検討し、実施した。特に浜田キャンパスの地理的ハンディを克服するために新たに取り組むことになった、マルチメディアを活用して学生に映像情報により「仕事感」を植え付けるシステム並びに既卒者へのEラーニング方式によるキャリア支援システムの開発について、文部科学省の「新たな社会的ニーズに対応した学生支援プログラム」(以下「学生支援GP」)に採択され、H22までの4カ年で実施することになった。 ・短期大学部松江キャンパスにおいては、昨年度末に行った点検・評価に基き、平成19年度のキャリアプランニング講座全15回及び就職支援講座全6回、各種模試全6回を実施した。 なお、年度当初の上記計画に加え、下記のプログラムを実施した。 ○11月16日/合同会社説明会を開催した。於:松江C体育館研修室 ○1月7日～10日/ジョブカフェ主催の「就活クラブ(全16時間)」へ参加した。(定員15名のところ20名参加) ○1月30日/佐伯チズ講演会を開催した。(NHK松江放送局との共催) 演題『私の仕事と人生～働くとは?～』 ・短期大学部出雲キャンパスにおいては、キャリアガイダンス、講演会1回、進路セミナー2回、小論文講座3回、島根県看護協会主催の就職説明会参加、国家試験模擬試験を保健師4回、助産師5回、看護師5回実施した。そして、学生、教員による現行のキャリア支援プログラムの評価をもとに平成20年度のキャリア支援プログラムを作成した。平成20年度のキャリア支援プログラムでは、入学時から段階的にキャリア教育を組み入れた。また、就職試験が早くなったことに対応して就職・進学対策の時期を早めた。 ・キャリア教育の評価について平成20年3月12日に看護学科3年次生、専攻科修了生を対象に調査を実施した。講座、セミナーに参加した学生の70～80%が役立つと評価していた。 	
	・キャリアセンターにおいて、3キャンパスが実施するキャリア支援対策講座における講師の効率的な配置など開催計画を調整するとともに、3キャンパスでのキャリア支援講座の共有化を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・講座講師の3キャンパスでの効率的配置について検討し、調整を行った。 ①4月17日(火) 松江キャンパスキャリア講演会 NPO法人日本人材教育協会 東條理事長 ②4月18日(水) 浜田キャンパスキャリア形成講座 NPO法人日本人材教育協会 東條理事長 ③5月16日(水) 出雲キャンパスキャリア形成講座 NPO法人日本人材教育協会 東條理事長 ・3キャンパスでのキャリア支援講座の共有化については次年度から積極的に実施予定 	

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
(No.82) ・離職率の低減を図るため、卒業生の就職先における状況を把握し、サポートしながら離職率を下げるための取り組みを行うとともに、関係機関と連携して県外就職者のUターン就職を支援する。	(No.82) ・キャリアセンターは、ふるさと鳥根定住財団とUターン支援に関する協議の場を設け、U・Iターンを希望する県外就職者からの希望があった場合に対応できる連携体制について検討する。	・ふるさと鳥根定住財団とは随時連携に努めている。現在のところ卒業生からのUターン希望はあまり聞かれませんが、浜田キャンパスにおいては県外就職率が高く、卒業生数が増えるに連れて、今後、Uターン希望も増えることが予想されるため、効果的な連携を図るように検討を深めることとしている。
	【県立大学】 * 1期～3期卒業生の離職状況を把握し、離職後の就業状況の調査を行う。(H20以降も随時、離職状況の情報収集を行う。)	・文部科学省から採択を受けた学生支援GPを活用して、12月に卒業した1期生から4期生へ向けてアンケート調査を実施した。
(No.83) ・県、関係団体、卒業生などとの連携を強化し、就職先の開拓を図る。	(No.83) ・各キャンパスのキャリアセンターは、現行の就職支援事業を継続して実施する。	・県立大学においては、R-CAP(自己分析・適職診断)の受験の奨励、夏休みに東京・国立オリンピック記念青少年総合センターを宿舎として確保しての首都圏企業訪問研修会の開催、大阪や広島で開催される合同企業説明会への送迎バスの運行、首都圏等の企業の人事担当者を学内に招いての企業説明会の開催、履歴書の無料配布、エントリーシートの書き方の個別な添削指導、身だしなみ講座とメイキャップ講座(女子学生のみ)の開催、就職が内定した4年次生をキャリアサポーターに任命して後輩に自らの体験を踏まえて助言を行う相談会などを行ない、秋学期には保護者進路懇談会を開催し、3年次の12月に「進路登録票」により学生の進路調査を行うなど、最近の就職環境を踏まえ、既存のプログラムに改良を加えながら実施した。
	・キャリアセンターに県人会、卒業生との連携を図り、企業訪問や採用情報収集を行うキャリア支援アドバイザーを配置し、新規就職先の開拓を推進するとともに、学生の進路選択や就職活動の相談に対応する。	・短期大学部松江キャンパスにおいては、採用活動の早期化に対応し、既存プログラムを見直して、新入生オリエンテーション、キャリア講演会、模擬試験、学校と求人企業との情報交換会、CS試験、企業訪問、教員研修会、インターンシップ、キャリアプランニング、編入学説明会、学内・外会社説明会、保護者懇談会、NHK Good Job参加、面接指導などを実施した。 ・短期大学部出雲キャンパスにおいては、キャリアガイダンス、講演会1回、進路セミナー2回、小論文講座3回、鳥根県看護協会主催の就職説明会参加、国家試験模擬試験を保健師4回、助産師5回、看護師5回実施した。
		・キャリア支援アドバイザー1名を配置して、継続的な採用依頼と新規就職先開拓等のため企業訪問するとともに、学生からの進路相談等に対応した。 (キャリア支援アドバイザーの雇用:12月13日～)

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアセンターにおいて、大学による会社訪問のキャンパスによる役割分担、大学における会社説明会の各キャンパス共同開催などについて検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・会社訪問の役割分担や合同説明会の共同開催などについて検討を行い、都市部の企業において、浜田キャンパスキャリアセンターが松江キャンパスのPRを実施した(約20社)。
	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリアセンターは、県及びふるさと島根定住財団、県内経済団体との就職支援(インターシップ事業など)の連携のあり方を検討する。また、県に県大生就職に特化した具体的支援策を働きかける。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県及びふるさと定住財団と協議の場を持ち連携のあり方を検討したほか、県内経済団体を訪問し、就職支援やインターシップ実施について依頼した。
	<ul style="list-style-type: none"> ・同窓会組織と連携し、在学生への進路・就職活動を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立大学においては、在校生への進路・就職活動の支援のため、OB・OGの講演会を実施した。また、新たに同窓会の関西支部及び中四国支部を立ち上げた。 ・短期大学部松江キャンパスにおいては、従来実施してきた「OG懇談会」について、同窓会組織《松苑会》との連携を明確化するとともに、学生が人生設計の全体像を具体的にイメージできることをねらいとして、豊かな社会経験と優れた実績を築いる3名の先輩を講師に招き「松苑会会員による講演会-私の歩み-」を開催(1月11日)した。 ・短期大学部出雲キャンパスにおいては、同窓会組織と連携し、在学生への進学・就職活動としてパネルディスカッションを行った。
	<ul style="list-style-type: none"> ・後援会と連携し、学生支援、就職支援に関する事業を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・県立大学においては、後援会からの助成により、学内企業説明会や就活パスの実施など、各種キャリア支援プログラムを実施した。 ・短期大学部松江キャンパスにおいては、後援会の助成によるキャリアプランニングテキストの頒布、各種模試受験補助金、就職情報室書籍整備、外部講師招聘等々のキャリア支援活動を実施した。 ・短期大学部出雲キャンパスにおいては、後援会と連携し、学生支援、就職支援に係る図書の購入、国家試験模擬テスト等を行った。

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
(No.84) ・キャリアサポーター制度を継続的に実施する。	(No.84) 【県立大学】 ・キャリアセンターにおいてキャリアサポーター制度を継続して実施するとともに、平成18年度のサポーターにOBサポーター就任を依頼するなどしてキャリアサポーター制度を拡大・充実させる。	・4年生のキャリアサポーター制度については、就職活動の早期化を踏まえて、昨年より早く夏休み前にサポーターを指名(28名)して3年生の指導に当たってもらった。また、相談日も昨年は月1回程度であったが、今年度はサポーターの意向を踏まえて週1回開催することにした。 ・OBサポーターについては、同窓会支部を新たに2カ所立ち上げ、支部組織を充実させ、OBOG訪問など在校生支援に協力してもらえるように要請した。
	【短期大学部松江キャンパス】 ・卒業生や2年生による学生キャリアサポーター制度を「キャリア・プランニング」において継続して実施する。	・キャリアプランニング(履修者221名)に、卒業生(3名)や2年生(13名)を招請し体験等について説明を受けた。
(No.25再掲) ・企業や行政の現場を体験させるインターンシップを充実させる。	(No.25再掲) 【県立大学】 ・早期に就業体験が可能となるインターンシップの積極的推進を実施するため、従来は3年次主体であったインターンシップを2年次からも希望する学生への実施可能性を検討する。(再掲)	・今年度から2年生以下にも積極的参加を呼びかけた結果、島根県経営者協会が実施したインターンシップ事業に1年生1名が参加した。
	【短期大学部松江キャンパス】 ・総合文化学科において、新たにインターンシップをカリキュラム化し、実施する。	・総合文化学科においてインターンシップをカリキュラム化して実施した。島根県経営者協会のインターンシップ制度を活用し、23名の履修者が、希望する県内企業でインターンシップ(9時間×5日間=45時間)を体験することとなった。また、外部講師によるマナー講座も事前授業として実施した。
(No.85) 【県立大学】 ・都市部での就職活動支援体制を整備する。	(No.85) 【県立大学】 ・後援会と連携して都市部で開催される合同企業説明会への就職活動バスの運行、都市部での就職夏期合宿、就職活動のための低額宿泊場所の確保など、都市部で就職活動を行う学生への支援を実施する。	・後援会と連携して、都市部で開催される合同企業説明会への就職活動バスの運行等をいずれも実施した。 1. 就職活動バスの運行 ①10月29日(月) 大阪市 ②11月27日(火) 大阪市 ③12月18日(火) 大阪市 ④1月31日(木) 広島市 ⑤2月1日(金) 広島市 ⑥2月6日(水) 松江市 2. 都市部での就職夏合宿 8月2日(木)～8月10日(金) 関西圏及び首都圏 3. 低額宿泊場所の確保 3～4月(国立オリンピック記念青少年総合センター(東京都渋谷区代々木))

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
	<p>・都市部企業の就職セミナー、面接選考試験などの学内開催を実施する。</p>	<p>・都市部企業の就職セミナー、面接選考試験などの学内選考を実施した。</p> <p>1. 就職セミナー ①11月16日(金)(3社) ②11月22日(木)(5社) ③11月30日(金)(5社) ④12月7日(金)(16社) ⑤ 1月18日(金)(18社)</p> <p>2. 面接選考試験(2月)</p>
イ 進学等に対する支援		
(No.86)	(No.86)	
<p>・大学院進学、編入学、海外留学に関するきめこまかな情報提供を実施する。</p>	<p>・各キャンパスは、海外留学希望者の志望先を把握して、適切な情報を提供する。</p>	<p>・県立大学においては、3年生の12月に進路希望調査を実施して、海外留学希望者の把握に努めた。教務学生事務室前やキャリアサポートルーム内に留学進学情報を配架した。</p> <p>・短期大学部松江キャンパスにおいては、交流協定校であるアメリカ合衆国セントラルワシントン大学への留学希望者に対し、留学に関する情報を提供する説明会を実施し、奨学留学を希望する学生について幹部会議で選考を行い、奨学留学生を決定した。</p> <p>・短期大学部出雲キャンパスにおいては、海外留学を希望する学生はいなかった。</p>
	<p>【県立大学】</p> <p>* 県立大学大学院への進学相談を継続して実施し、県立大学大学院進学のための支援を行う。</p> <p>* キャリアサポートルームに各種案内書籍を配架するとともに、教員の中から相談担当者を選出する。</p>	<p>・総合政策学部4年のゼミに所属する学生の内、推薦入学の適格者に対して、指導教員を通じて本学大学院の進学を推奨した。</p> <p>・総合政策学部の学生に働きかけ、事務局を中心に個別の進学相談を受け、入試制度や奨学金制度、大学院のカリキュラムの概要などについて、総合的に情報提供を行い、その大半が出願につながった。</p> <p>・大学院への進学を促進するため、大学院科目早期履修制度の規定を整備し、総合政策学部生に周知した。1名が早期履修制度を活用し、大学院を受験した。</p> <p>・キャリアサポートルーム内で各種案内書類を配架するとともに、キャリアセンター運営会議委員の中から進学担当者を選出した。</p>
	<p>【短期大学部松江キャンパス】</p> <p>* 就職情報室に進学案内書籍を配架するとともに、教員や学生に対し編入学に関する情報をメールにより提供する。</p> <p>* 県立大学総合政策学部への編入学進学相談を兼ねて県立大学(浜田キャンパス)の見学会を実施する。</p>	<p>・就職情報室に進学案内書籍はもちろん、編入学案内等を閲覧に供して情報提供を行った。またメール等により、教員や学生に対し随時情報提供を行った。</p> <p>・県立大学教務学生課担当による編入学説明会を平成19年10月3日に行った。</p>
	<p>【短期大学部出雲キャンパス】</p> <p>* 就職情報室に進学案内書籍を配架するとともに、教員や学生に対し編入学に関する情報を提供する。</p>	<p>・進路情報室の書架に進学、就職案内のファイルを設置するとともに、学内LANで進学、就職情報を学生、教員に対して提供した。また、県内の就職情報については、学生と該当のチューターにその都度メールで提供した。</p>

中期計画	年度計画	法人自己評価	
		計画の進捗状況及び成果	
ウ 国家試験等や資格取得の支援			
(No.87) <ul style="list-style-type: none"> 学生の国家試験合格や就職試験合格を目指す講座及びさまざまな資格取得を支援するための講座を開講する。 	(No.87) <ul style="list-style-type: none"> キャリアセンターは3キャンパス間でのキャリア支援講座の共有策として開催講座情報の相互提供を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 全学キャリアセンター運営会議において、各キャンパスで実施するキャリア支援のための講座等の開催情報について情報交換を実施した。 本格的な共有策については次年度以降実施に向けて検討中。 	
	【県立大学・短期大学部松江キャンパス】 <ul style="list-style-type: none"> * 現状の資格取得支援制度等を維持して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 県立大学においては、秘書検定試験や語学検定講座等を例年どおり実施した。 短期大学部松江キャンパスにおいては、コンピュータサービス(CS)技能評価試験やTOEICなどの試験を学内において実施した。また、島根県立松江商業高等学校と連携して、資格試験の相互実施などを図っている。 	
	【短期大学部出雲キャンパス】 <ul style="list-style-type: none"> * 補講、模擬試験等を継続して行い、学生の学習活動を促す。 * 学生への学習支援方法を評価し、見直し、対応策を実施する。 * 進路セミナーを開催し、1、2年次のキャリア教育として、地域における看護職の活躍の様子、病院が求めている人材等について学習を行い、就職活動への動機付けを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 保健師、助産師、看護師のそれぞれの課程毎に模擬試験を5～6回行った。また、必要に応じて補講を実施し、成績不振の学生に対しては、チューターが個別に学習指導を実施した。 卒業生、病院関係者に進路セミナーや授業に参加してもらった。体験談や職場の現状について話を聞き、看護の認識を深め、就職活動への動機づけとした。 	

中期計画	年度計画	法人自己評価	
		計画の進捗状況及び成果	
③経済的な支援			
(No.88) <ul style="list-style-type: none"> 成績優秀者に対し、授業料免除などの奨学制度を設けるとともに、経済的な理由で授業料の納付が困難な学生に対して、授業料減免制度を継続して設ける他、民間金融機関による授業料融資制度への利子補填を行うなど、意欲のある学生が修学しやすい環境づくりを行う。 	(No.88) <ul style="list-style-type: none"> 新しい基準による授業料減免制度を制度化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度入学生から、原則として本人が属する同一生計世帯が市町村民税所得割非課税世帯である者を対象に、学業成績による基準を撤廃した新たな基準による授業料減免制度を制度化した。 経済的な理由で授業料の納付が特に困難な学生に対する、新しい授業料減免制度を制度化し運用した。 平成19年度実績を検証し、学生支援制度全般のあり方を整理することとした。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 授業料の一括納付が困難な学生に対しては、授業料分納や各種奨学金制度などについて相談する窓口を設置して、きめ細かな対応を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 各キャンパスにおいて、授業料の一括納付が困難な学生に対して、相談窓口を設け、分納や延納の相談、各種奨学金・貸付金の紹介を行った。 県立大学においては、経済的に困窮している学生について、2年次まで学生寮の在寮を認めた。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 民間金融機関とタイアップした授業料奨学融資制度を利用した学生に対して、在学期間中の利子を法人で補填する。 	<ul style="list-style-type: none"> 学資の支弁が困難な学生に、金融機関が授業料相当額を融資し、在学期間中の利子を法人が金融機関に補給する「公立大学法人島根県立大学授業料奨学融資制度」を創設した。 平成19年度融資実績…前期:8人、後期8人 	
(No.89) <ul style="list-style-type: none"> 適切なアルバイト情報を提供するとともに、学内業務に学生アルバイトを活用する。 	(No.89) <ul style="list-style-type: none"> アルバイト情報の提供を実施するとともに、雇用先の評価・吟味を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 県立大学においては、浜田商工会議所に対し、アルバイト募集の広報依頼を行い、求人先の確保を図るとともに、労働基準法、職業安定法等の関係法規及び教育的な観点等様々視点から、雇用先の吟味を行った。また、情報提供方法を検討するため、学生生活実態調査において、アルバイト事情についてアンケートを行った。 短期大学部松江キャンパスにおいては、アルバイト求人に来学した企業と面談をし、所定の様式に内容をわかりやすく記入させ、学内掲示板にてアルバイト情報の掲示を行い情報提供の充実を図った。対象が学生であることから、平日の授業時間内ならびに深夜に及ぶ勤務時間帯をさけるよう制限をかけた。 短期大学部出雲キャンパスにおいては、アルバイト求人については、求人京都教務学生課において学生生活・勉学への支障の度合いなどその内容を十分吟味した上で、迅速に情報提供を行っている。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 学内での学生アルバイトの受入先の確保に配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 県立大学においては、教員が研究活動を行う中でアルバイトを必要とした場合は、その情報を学生LAN等により提供した。 短期大学部松江キャンパスにおいて、社会人学び直し事業、オープンキャンパスで学生アルバイトを雇用し、社会的・実務的経験をさせるとともに、経済的支援を行った。また、一般選抜入試及び卒業式準備で学生アルバイトを雇用した。 短期大学部出雲キャンパスにおいては、一日看護学生、オープンキャンパス、入試の際などに、学生アルバイトの受け入れを行った。 	

Ⅲ. 大学の教育研究等の質の向上
 3. 研究
 (1) 目指すべき研究及び研究の成果の活用

中期目標	① 目指す研究 ア 特色ある独自の研究テーマに基づく国際的、学際的、総合的な研究や専門的な研究を推進する。 イ 島根県や本県の地域社会が抱える課題の解決に向けた研究を推進する。 ② 研究成果の評価及び活用 研究成果については、原則として全て公表し、学問的な意義についての専門的な評価や地域の評価を受ける。また、研究成果を活用できる仕組みの構築を図る。
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
① 目指す研究		
ア 特色ある独自の研究テーマに基づく国際的、学際的、総合的な研究や専門的な研究		
(No.90) ・北東アジア地域の総合的な研究を実施する。	(No.90) ・北東アジア研究の理論・方法論構築に関する研究を推進する。	・NEARセンター研究員を中心に、『「北東アジア学」創成に関わる総合研究』(教育研究研修費特別助成金:学長裁量経費)、『多角的アプローチに基づく日韓・日朝研究』(教育研究研修費特別助成金:学長裁量経費)北東アジア学研究懇談会、北東アジア研究会、日韓日朝交流史研究会に取り組み、方法としての北東アジア学の構築を推進している。 ・また、NEARセンター研究員を中心に組織された共同研究組織(超域アジア研究会)が平成19年度北東アジア地域学術交流研究助成金(旧NEAR財団助成事業)を獲得し、2か年の計画で北東アジア研究に資する方法論の構築、島根県立大学の「北東アジア研究」の特色を明らかにするための研究を推進している。
	・「北東アジア超域研究」に関して特色ある理論・方法を持った基礎的研究を推進する。	・平成19年度から、NEARセンター研究員を中心に、共同研究プロジェクト研究として『北東アジア地域における「北東アジア研究」の現状と課題－「超域」概念による創造的な北東アジア研究を目指して』(平成19年度北東アジア地域学術交流研究助成金:旧NEAR財団助成金)を立ち上げ、従来の地域研究を超えた地域研究「北東アジア超域研究」の構築に取り組んでいる。

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
(No.91) ・島根県における新たな知的・文化的アイデンティティの創出に関する研究を実施する。	(No.91) ・島根の知的・文化的アイデンティティの創出に資する実証的研究を推進する。	・「地域政策論の新展開への視座と方法－2030年・島根の地域戦略ビジョン－」研究において島根の知的・文化的アイデンティティに基づく長期戦略について系統的に研究し、公表した。
	・島根の新たな知的・文化的アイデンティティの創出に資する開拓的・意欲的な研究を推進する。	・平成16年度から平成18年度まで研究した「西周と東西思想の出会い」の成果を踏まえ、平成19年度から発展させ、『北東アジアにおける「読み替え」の可能性－日・中・韓「伝統」知識人をめぐる比較研究－』を研究テーマに、「西周」研究を推進しており、地元津和野町において、日本、中国、韓国の研究者を集めシンポジウムを開催した。 ・また、平成18年度までの研究成果を紀要「北東アジア研究」に特集し、発表した。 ・共同研究プロジェクト「地域政策論の新展開への視座と方法－2030年・島根の地域戦略ビジョン－」においては、歴史文化戦略に基づく地域おこしのあり方について、論文を中心に構成した報告書を作成し、発表している。 ・島根県内の江戸時代以前の紀行文・旅日記等の文学作品の発掘・収集を行い、島根県の魅力を引き出す基本にもなる「旅と道・路の文学と文化」の研究を行った。 ・オックスフォード大学ピットリヴァーズ博物館所蔵の出雲地方の護符に関する研究を実施した。この博物館には、1890年から91年にかけて、ラフカディオ・ハーンが出雲地方で採集した護符や宗教具が60点ほど所蔵されているが、その寄贈の経緯、護符の形状・信仰内容・社寺名等のデータ作成、また護符収集の意義、後世への影響等について06年度から継続して研究を行っている。2007年8月5日に松江テルサで開催された山陰民俗学会研究大会時に講演し、上記研究の概要を報告した。
(No.92) ・世界と地域をつなぐ総合的な教養教育や人間科学の観点に立って、特色ある地域資源にも着目した自然・社会・人間・文化に関する専門的な研究を推進する。	(No.92) ・現代的なニーズを踏まえ、世界と地域をつなぐ総合的な教養教育や人間科学の観点に立って、特色ある地域資源にも着目した独自の専門的な研究を推進する。	・有酸素トレーニングに対する効果的な栄養摂取についての研究（財団法人 石本記念 デザントスポーツ科学振興財団より助成）を行った。 ・専門教育機関における栄養素と先天異常に関する意識調査（健康栄養学科と近畿大学・島根大学との共同研究）を行った。 ・映画に於ける言語としての英語（米語）と吹き替え（字幕スーパー）和訳としての日本語間に観られる表現的差異とスピーチレベルによる音韻手法に関する一考察を行った。 ・読み聞かせの理論と実践、および、授業「読み聞かせの実践」がもたらす教育効果についての研究を行った。

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
イ 島根県や島根県の地域社会が抱える課題の解決に向けた研究		
(No.93) ・島根県の地域振興、中山間地域・離島、少子高齢化に関する研究や産業振興と地域活性化につながる実効性のある研究を実施する。	(No.93) ・島根県の産業振興と地域活性化につながる実効性のある研究を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「島根あさひ社会復帰促進センターと地域との共生策」についての調査研究事業を実施した。(共同プロジェクト研究助成事業) ・「地域産業振興の新展開に向けた政策分析・地域比較」について、平成18年度科研費(若手研究B)の採択を受け、研究を継続している。 ・また、「地域政策論の新展開への視座と方法—2030年・島根の地域戦略ビジョン—」研究では、産業振興と地域活性化に対する実行可能な対策を提案する最終報告書「島根の未来を考える」第1・2部にまとめたとおり研究を推進している。 ・共著で「地方圏の産業振興と中山間地域～希望の島根モデル・総合研究～」(関満博編著、新評論、2007年)を刊行し、島根県の産業振興について、研究をまとめた。 ・健康栄養学科と島根県畜産技術センターとのしまね和牛肉の食味に関する共同研究に着手した。 ・血流シュミレーションのための医用蛍光樹脂の開発に関する研究(健康栄養学科と県産業技術センター新機能材料開発プロジェクト、島根大学医学部との共同研究) ・キノコの奇形抑制メカニズムに関する研究(健康栄養学科と島根大学医学部との共同研究) ・柿果実の貯蔵性に関する研究(健康栄養学科と島根大学との共同研究) <p>これらの研究は島根県の産業振興等に寄与するものである。</p>
	・島根県の中山間地域、離島の課題に関する研究を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「中山間地域におけるデマンドバスの導入可能性に関する研究」について科研費採択を受け、研究を実施した。 ・島根県中山間地域研究センターの受託研究として、『国土施策創発調査「限界集落」地域活用検討調査』を実施した。 ・「地域政策論の新展開への視座と方法—2030年・島根の地域戦略ビジョン—」について、の研究を平成17年度から推進しており、中山間地域の課題に関する研究については、その最終報告書「島根の未来を考える」第3部にまとめたとおり研究を推進している。 ・限界集落の生活課題を住民福祉の観点から研究し、提言を行った。 ・団塊シニア世代引退後の生活課題と福祉需要に関する研究に着手した。

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
	<ul style="list-style-type: none"> 島根県の少子高齢化に対し実行可能な対策を案出するための研究を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 中山間地域の高齢者福祉施策として具体的研究として「浜田市における乗合福祉タクシー事業化」について、研究を推進した。 また、「地域政策論の新展開への視座と方法—2030年・島根の地域戦略ビジョン—」研究では、少子高齢化に対する実行可能な対策を提案する最終報告書「島根の未来を考える」第1・2部にまとめたとおり研究を推進している。 限界集落の生活課題を住民福祉の観点から研究し、提言を行った。 全国的にも高い発症率を示す島根県における糖尿病の予防及び治療のための食品開発を目指した基礎研究を行った。 行政の子育て支援をより有効に機能させるために育児相談や教育プログラムを島根県東部の子育て支援センターの状況を分析し、ITPループによる事業の連携の有用性を示唆した。(総合文化学科教員と福山市立短大との共同研究) これら研究は少子高齢化対策に寄与するものである。 メタボリックシンドローム改善のための効果的な保健指導技術開発の試みの研究(財団法人 明治安田厚生事業団より助成)を行った。
	<ul style="list-style-type: none"> 専門職者の教育に関わる実践的研究を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 中山間地域研究センターと共同して、GISを活用したデータベースの構築と都市間移動距離の分析技術の研究を推進し、大学院(開発研究科)教育において、実践的能力を身に付けるための教育研究を推進している。 松江キャンパスと出雲キャンパスの教員が連携し、文部科学省の社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム事業として採択された「周産期からの子育て支援拡充に向けた専門職再教育プログラムの開発」において、保健・栄養領域、保育・教育領域の専門資格・免許を持つ者を対象として「子育て支援」に関わる人材を再養成するための教育プログラムの開発に着手した。このプログラム修了者の子育て支援に関する能力の向上とそれを活かした業務への再チャレンジにつながるよう推進する。受講申込者は産後うつケア・虐待予防コース377人、食育実践指導コース370人、早期発達支援コース616人合計1,363人(1月21現在)で、関心が高い。 出雲キャンパスにおいては、専門職者の教育に関わる実践的な研究に対して、毎年度特別研究費として予算化し、新規17件、継続2件の研究を行った。

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
②研究成果の評価及び活用		
ア 研究成果の公表と評価		
(No.94) ・研究成果について、研究紀要の刊行の他に、論文、報告、エッセー、著書、口頭発表などさまざまな形での公表を行う。	(No.94) ・教員各自がさまざまな形で研究成果の公表を継続して実施する。	<p>【県立大学】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・紀要『総合政策論叢』(第14号、15号)、『北東アジア研究』(14・15号合併号)を発行した。 ・「地域政策論の新展開への視座と方法－2030年・島根の地域戦略ビジョン－」についての研究を平成17年度から推進しており、平成19年度は、その最終報告書『島根の未来を考える』を発行した。 ・旧NEAR財団寄付金事業の図書出版助成を得て、専任教員(助教)博士論文『「満州」経験の社会学』を発行した。 ・旧NEAR財団寄付金事業の図書出版助成を得て、島根から発信する地域政策研究として共同研究を行った成果として『地域政策研究の新天地』を発行した。 ・旧NEAR財団基金金事業の図出版助成を得て、『国家社会主義の興亡－体制転換の政治経済学－』を発行した。 ・博士論文出版: Usmanova, Larisa, R. <i>The Türk-Tatar Diaspora in Northeast Asia – Transformation of Consciousness: A historical and Sociological Account between 1898 and the 1950s</i>, Rakudasha, 2007, December. ・博士論文出版: 張紹鐸、『国連中国代表権問題をめぐる国際関係(1961－1971)』(国際書院、2007年12月) <p>【県立大学短期大学部】 (松江キャンパス) ・松江キャンパス研究紀要(Vol 46 2008,3)を発行した。 (出雲キャンパス) ・毎年度発行する年報により継続的に公表している。</p>
(No.95) ・教員ごとに研究内容、研究成果をまとめ、ホームページに掲載する。	(No.95) ・研究の年間業績報告の様式を作成し、教員に対して年度末に年間業績報告と研究成果の提出を求め、ホームページへの掲載を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの教員紹介において、教員個々の研究業績を掲載するフォーマットを作成し、研究実績を公表することとした。 ・北東アジア研究センターのホームページ「北東アジア各国情報」「研究情報」「メンバー紹介」欄において、北東アジア研究センター研究員の研究内容、研究成果、各種研究報告などの情報を掲載している。
	・独立行政法人科学技術振興機構が運営するReaD研究開発支援総合ディレクトリへの登録を進める。	・全教員に研究開発支援総合ディレクトリの登録を呼びかけ、教員120名中、54名が登録が完了しており、引き続き登録を進めていく。 (浜田キャンパス:34名/51名、松江キャンパス:12名/35名、出雲キャンパス8名/34名)
(No.96) ・研究成果の地域における公表と評価の方法について検討し、可能な部分から実施する。	(No.96) ・研究成果の外部評価等のあり方を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・県立大学においては、多角的な角度から評価をするために、積極的に外部評価委員の登用を行っている。 ・具体的には、紀要「北東アジア研究」審査、「博士論文」審査、「旧NEAR寄付金研究助成事業」審査など、それぞれ外部委員を加えた審査委員会を設置し、外部評価を受けている。 ・短期大学部においては、外部評価の在り方について検討を開始した。

中期計画	年度計画	法人自己評価	
		計画の進捗状況及び成果	
イ 研究成果の活用			
(No.97) ・学生向けの特別講義や独自の教材作成などにより、教育の場へ反映させる。	(No.97) ・教員各自が研究成果を反映した独自教材を作成し、授業で活用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・県立大学においては、研究成果の授業への活用に関するアンケートを実施し、教員にフィードバックした。また、約半数の教員が独自教材を作成し活用していた。 ・短期大学部においても、約半数の教員が独自教材を作成し、授業に活用している。 	
	【短期大学部松江キャンパス】 ・研究成果を学生向けに講義を行う特別講義を精選化し、継続して実施するとともに、健康栄養学科においては、専門教育への還元、実験実習への導入を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の研究内容を説明し、学生の卒業研究のテーマ選定につなげた。 また健康栄養学科においては、次の研究成果を専門教育に還元し、実験実習への導入を行った。 <ol style="list-style-type: none"> ①走査型電子顕微鏡(SEM)を用いた研究成果を解剖組織実験に導入し、細胞と組織との関係の理解に活用した。 ②n-3、n-6系脂肪酸が健康に与える影響に関する研究成果を栄養アセスメント実習に導入し、DHA(サプリメント)の運動時の効率との関係を調べた。 ③米の食味に関する研究や成果を調理学や食品調理学実験に導入し、米の調理における組織や硬さや粘りなどの物性の変化、食味評価の関係などを調べた。 	
(No.98) ・研究成果を国内外における社会貢献や地域活性化に活用する仕組みづくりを検討し、成果を公開する。	(No.98) ・研究成果を活用する仕組みづくりを検討し、可能なものから研究成果を公開する。	<ul style="list-style-type: none"> ・県立大学においては、個人研究成果について、研究活動・総合政策学会委員が年2回発行する紀要『総合政策論叢』、北東アジア地域研究センター(NEARセンター)が年2回発行する紀要『北東アジア研究』のいずれかにおいて発表している。 ・科研費などによる研究プロジェクトの成果公開媒体として『北東アジア研究』別冊を刊行し、研究成果を公開している。 ・共同プロジェクト研究助成事業に採択された研究事業については、市民参加型のフォーラム、シンポジウムを開催し、研究課程を広く公開すると共に、最終的には報告書を作成し、関係機関に配布しその研究成果の活用にも努めている。 ・短期大学部においては、紀要、年報及び公開講座等を通じて公開しているが、更に幅広く活用する仕組みを検討することとした。 	
	・教員各自がそれぞれのフィールド地域において研究報告を行う。特に島根の地域社会貢献に関する研究を行う教員は、地域連携推進センターと連携して地元での研究報告会等を開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ・中山間地域研究センターと共同で調査研究を行った「限界集落の地域活用検討調査」について、その成果報告を地域連携推進センターと連携して地元での報告会を開催した。 ・「島根あさひ社会復帰センターと地域との共生策」についての調査研究事業においては、地元浜田市でシンポジウムを開催した。 ・「地域政策論の新展開への視座と方向ー2030年・島根の地域戦略ビジョンー」の報告書刊行と併せ、浜田市、松江市で報告会を開催した。 ・また、北東アジア研究を行っている教員も、北東アジア(中国、モンゴル等)の大学や研究機関で研究報告並びに授業を行っている。 ・「西周」研究を推進しており、地元津和野町において、日本、中国、韓国の研究者を集めシンポジウムを開催した。 ・限界集落の生活課題を住民福祉の観点から研究し、まとめた論文の発表会を、松江キャンパス地域連携推進センターと共催で地元市町村において行った。 ・地域貢献に関する研究として離島、中山間地での住民検診等を基に中高年の健康法等について研究し、それぞれの地域で発表した。 	

Ⅲ. 大学の教育研究等の質の向上

3. 研究

(2) 研究実施体制等の整備

中期目標	北東アジア地域研究センターの充実など学内の研究体制を整備するとともに、国内外の交流大学等との共同研究や県の研究機関、NPO等多様な主体との一層の連携を進める。
------	---------------------------------------------------------------------------------

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
ア 学内における研究体制の整備		
(No.99) ・北東アジアにおける知的共同体の拠点形成を目指し、北東アジア地域研究センター(NEARセンター)の機能を充実させる。	(No.99) ・北東アジア地域研究センター(NEARセンター)第二次中期計画に基づき、研究プロジェクトの推進、研究会の充実、研究成果の公表等に努め、センター機能を充実させる。	NEARセンター第二次中期計画に基づき重点研究活動について、次のとおり推進している。 (北東アジア地域の総合的研究) ・「北東アジア学創成プロジェクト」については、北東アジア学研究懇談会を中心にNEARセンタープロジェクトとして体制を強化し、「北東アジア学」創成を目指し、研究推進を行っている。 ・「日韓交流史研究プロジェクト」については、日韓・日朝交流史研究会を中心にNEARセンタープロジェクトとして体制を強化し、今年度中にワーキングペーパーによる中間報告を行い、次年度以降に最終報告書を公表する予定としている。 (島根県の地域課題研究) ・「島根の地域戦略ビジョン研究」については、共同プロジェクト研究事業として平成17年度から実施している研究「地域政策論の新展開への視座と方法ー2030年・島根の地域戦略ビジョンー」の最終的な報告書が作成され、山陰中央新報社から出版された。 ・浜田市に整備される矯正施設「島根あさひ社会復帰促進センター」の地域との共生のあり方についてシンポジウムを開催し、地域に研究経過を広く公開した。 (知的・文化的アイデンティティの創出) ・平成18年度まで研究を推進してきた「西周研究」を更に共同プロジェクト研究事業として継続している。毎年、地元津和野町でシンポジウムを開催し、研究成果を公表している。 (センター機能の充実) ・北東アジア地域研究センターに3名の研究助手を配置し、日常的な研究体制の充実を図った。
	・NEARセンターにおいて、センター全体あるいは研究員の共同研究体制の下で外部資金を導入する。	・NEARセンターの下に有機的に連結されている研究会組織(北東アジア学研究懇談会、北東アジア研究会、日韓・日朝交流史研究会、超域アジア研究会)のこれまでの研究成果に立脚しつつ、NEARセンター研究員を主体とする共同プロジェクト研究事業として北東アジア学の構築に資する方法論(「超域」研究)の概念の確立を目指すため、センター全体で共同プロジェクト研究『北東アジア地域における「北東アジア研究」の現状と課題ー「超域」概念による独創的な北東アジア研究を目指してー』を実施している。資金としては、旧NEAR財団の研究助成事業に申請し、確保したものである。 ・ただし、NEARセンター全体としての外部資金の獲得はできなかった。
	・NEARセンター研究員の大学教育における負担軽減策を検討する。	・学内運営業務(委員会等)については、原則として、NEAR運営会議専属とし、学内業務の負担軽減を図った。

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
(No.100) ・北東アジア学の創成を目指す研究、北東アジア地域や島根に関する共同研究等に対して財政面を含む支援を実施する。	(No.100) ・平成19年度に承継する北東アジア地域学術交流財団(NEAR財団)の資金を当該分野の発展可能性のある共同研究に今後とも引き続き重点配分する。	・平成19年度にNEAR財団から継承した研究助成事業において、継続的に北東アジア学、北東アジア地域や島根に関する研究事業について、前年度並みの予算を確保し、引き続き財政的研究支援を実施している。
	・既存のプロジェクトに対する厳格な評価(公開研究発表会と報告書提出)を実施する。	・研究プロジェクトには、募集要項において報告書の提出を義務づけているが、厳格な評価を行っているものは一部にとどまっている。 ・また、NEAR財団寄附金事業に図書出版助成事業を設け、研究成果を論文にして書籍発行することを奨励しているが、出版するに値する内容をもった発行計画が少ない。
(No.101) ・短期大学部において、両キャンパスの教員が必要に応じて共同研究ができる体制を整備する。	(No.101) ・食と健康(健康栄養学科と出雲キャンパスとの連携)、保育所における食育(健康栄養学科と保育学科の連携)などの共同研究について、検討チームを設置し、検討を行う。	・松江キャンパスと出雲キャンパスの教員が連携し、文部科学省の社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム事業として採択された「周産期からの子育て支援拡充に向けた専門職再教育プログラムの開発」において、保健・栄養領域、保育・教育領域の専門資格・免許を持つ者を対象として「子育て支援」に関わる人材を再養成するための教育プログラムの開発に着手した。

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
イ 学外との連携による研究の推進		
(No.102) ・学外との連携による研究を積極的に推進する。	(No.102) ・国内の他大学や学外研究機関等との共同研究を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・県立大学においては、NEAR財団寄付金事業で助成している共同プロジェクト研究は、共同研究者に必ず学外の教員・研究者をメンバーにすることを義務づけており、平成19年度共同プロジェクト研究事業においても多くの他大学、学外研究機関の教員、研究員が参画している。 ・短期大学部松江キャンパス(健康栄養学科)においては、島根県畜産技術センターと共同で本年度から「しまね和牛肉の食味に関する研究」に着手したところであり、今後継続して実施し、食味の向上に貢献していくこととしている。 ・短期大学部出雲キャンパスにおいては、教員がそれぞれの専門領域において他大学の教員と共同研究を実施している。
	・北東アジア地域、英語圏などの大学、研究機関との共同研究を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・県立大学においては、日中国交正常化35年を記念して北京大学国際関係学院と合同で「今後の日中関係の展望そしてアメリカ」と題する国際シンポジウムを本学で開催した。この成果を論文としてまとめ、『転機に立つ日中関係とアメリカ』を発売し、広く公表した。 ・短期大学部松江キャンパスにおいては、交流協定校であるセントラル・ワシントン大学と同大学へ派遣している本学教員との共同研究を実施した。 ・短期大学部出雲キャンパスにおいては、アメリカのミズリー大学の教員と共同研究を実施し、その成果を公表した。
	・NPO法人等と連携した研究を可能な限度内において実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・県立大学においては、地域政策研究グループで共同プロジェクト研究事業として実施した研究「地域政策論の新展開への視座と方法ー2030年・島根の地域戦略ビジョンー」には、県内外の地域政策研究者、地域の産業界、行政関係者に加え、多くのNPO団体のリーダーに参画いただき、連携しながら研究を推進した。 ・短期大学部松江キャンパスにおいては、NPO法人しまね住まいづくり研究会およびNPOしまね子どもセンターの研修事業に協力した。また、NPO法人食育推進協議会と共催事業を開始した。
	【県立大学】 * 北東アジア研究交流ネットワーク(NEASE-Net)と共催し、フォーラムを開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ・北東アジア研究交流ネットワーク(NEASE-Net)と共催し、国内外の北東アジア研究者50名(モンゴル、ロシア、中国、韓国、日本)が一同に介してフォーラムを開催した。(平成19年10月6日~7日) ・この結果、島根県立大学の北東アジア学研究の高水準を日本全国の専門家に発信することができた。

中期計画	年度計画	法人自己評価	
		計画の進捗状況及び成果	
【県立大学大学院】			
ア 市民との共同研究の実施			
(No.103) ・北東アジア地域研究センター市民研究員との共同研究を実施する。	(No.103) ・大学院GP「実践的北東アジア研究者の養成プログラム」のもとで市民研究員との共同研究を継続して実施するとともに、平成20年度以降の継続策を策定する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度においても2件の市民研究員との共同研究を実施し、ロシアから見た島根の観光戦略と、「韓流」の文化外交的側面からの研究において、博士前期課程大学院生が市民研究員、センター研究員と協働して研究計画を立案して実施し、成果をとりまとめる等の所定の課題を消化した結果、大学院生には、周囲との協調を重視する中でリーダーシップを発揮し自立して研究を遂行する能力を高めることができた。一方、市民研究員においては、研究という過程を共有しつつ各自の北東アジア地域に対する興味を高めた他、本学大学院生の研究に対する理解を深めてもらうことができた等の成果が認められる。 ・平成20年度以降も、大学予算において継続的に市民研究員との共同研究が実施できるよう平成20年度予算に計上した。 	
イ 研究者の養成及びネットワーク化			
(No.104) ・「実践的北東アジア研究者の養成プログラム」の実践により研究者の養成を図るとともに、そのネットワークを構築する。	(No.104) ・「実践的北東アジア研究者の養成プログラム」を継続して実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・「実践的北東アジア研究者の養成プログラム」の計画どおり「GIS基礎研修」、「中山間地域フィールド調査研修」、「競争的課題研究助成プログラム」、「市民研究員との共同研究」の事業を実施した。 ・平成20年1月に2年間の取り組みを総括し、その成果を今後とも学内において定着・発展させていくためのフォーラムを開催した。 	
	・大学院生が構築した(共同)研究ネットワークの承継策(パートナー・協力者に島根県立大学大学院研究協力者に就任依頼)を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民研究員制度を設け、大学院生が構築したネットワークを大学として承継する体制を整えた。 ・海外とのネットワークの構築については、今年度の成果を踏まえて拡張すること次年度以降の検討課題とした。 	
(No.105) ・帰国した留学生のネットワーク化を推進する。	(No.105) ・大学院同窓会を組織するとともに、後期博士課程修了者をNEARセンター客員研究員として組織化する。	<ul style="list-style-type: none"> ・大学院同窓会を組織するため、卒業生名簿を作成し卒業生との連絡体制の整備に着手した。 ・NEARセンターにおいて、博士後期課程修了者をNEARセンター客員研究員に任命し、NEARセンターが開催している研究会及びNEARセンター研究員が主体となって取り組んでいる共同研究プロジェクトに積極的に参画させている。 	
ウ リサーチ・アシスタントの活用			
(No.106) ・大学院生をリサーチ・アシスタントとして活用する。	(No.106) ・「実践的北東アジア研究者の養成プログラム」により、リサーチ・アシスタントを活用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・平成19年度大学院イニシアティブ事業に採択された「実践的北東アジア研究者の養成プログラム」においてリサーチ・アシスタントに2名を任命するとともに、競争的課題研究の資金助成をし、院生の研究活動を活性化させた。 ・大学院イニシアティブ事業終了後も大学院においてTAを雇用できるように、制度創設の検討に着手した。 	

Ⅲ. 大学の教育研究等の質の向上
 3. 研究
 (3) 研究費の配分及び外部競争的資金の導入

中期 目標	<p>ア 教員研究費は、公正な評価に基づいて配分する。</p> <p>イ 研究に関する競争的資金の導入を積極的に行い、このような資金によって研究を行う比重を大幅に増加させることを目指す。</p>
----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	年度計画	法人自己評価 計画の進捗状況及び成果
ア 公正な評価に基づく配分		
(No.107) ・教員研究費については、競争的資金を増加させるなど、教員へのインセンティブが働く制度を構築し、運用する。	(No.107) 【県立大学】 ・教員研究費の配分方法について制度の検証を行うとともに、継続して学長裁量経費を競争的に配分する。	・教員研究費の配分方法については、平成18年度までの執行状況の検証を行うとともに、学長裁量経費について、学内公募による競争的配分を行った。
	【短期大学部】 ・両キャンパスにおいて、今後の教員研究費のインセンティブが働く制度のあり方について検討する。	・松江キャンパスにおいては、教員研究費について、学長裁量経費を増額し、意欲的に研究する教員に対する研究費の充実を図ることとした。 ・出雲キャンパスにおいては、学長裁量経費を外部資金獲得に意欲的に取り組んでいる教員を支援するために活用することを検討した。今後、研究の成果を発表するための支援のあり方について検討する。

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
イ 外部競争的資金の導入		
(No.108) ・科学研究費補助金等外部資金の申請を増加させるため、外部資金に関する情報収集や円滑な申請業務を行う体制を整備する。	(No.108) ・各キャンパスにおいて、外部資金獲得に関する委員会を設置する。 ・各キャンパスにおいて科学研究費補助金申請等外部資金獲得に関する研修会を開催する。	・外部資金に関する情報収集や円滑な申請業務を行うため、各大学に外部資金対策委員会を設置した。 ・県立大学においては、GP申請を行う4月、次年度申請に向けた取組を検討するため11月と1月に委員会を開催した。また、申請書提出前(4月)、ヒアリング審査前(8月)には、外部資金対策委員長、申請者を中心とした作業部会(週2回程度)を開催した。 ・短期大学部においては、5月と9月に委員会を開催し、各キャンパスごとに獲得した外部資金の事業内容の説明と学内体制の検討を行った。
		・各キャンパスにおいて、科学研究費補助金申請に関する研修会を開催した。 (浜田キャンパス2回、松江キャンパス1回、出雲キャンパス1回) ・平成20年度以降のGP獲得に向けた教職員の意識啓発を行うため、3月に3キャンパスと島根大学などと合同で「GPフォーラム」を開催した。
	【県立大学】 * 学長裁量経費獲得者に対しては、原則として次年度に科学研究費補助金申請を義務づける。	・学長裁量経費に「学部資金(科学研究費補助金、GP等)」の区分を設け、この区分で採択された教員は、次年度科学研究費補助金申請を義務づけた。 ・平成19年度該当の学長裁量経費に採択となった教員4人は、全員科学研究費補助金を申請した。
	【短期大学部】 * 外部資金獲得に向けた申請を増加するための方策を検討し、提示する。	・松江キャンパスにおいては、教員に対して各種外部資金の募集案内等を学内LANにより、周知を図り、申請を促した。また、科学研究費補助金に関する説明会に希望する教職員を派遣し、制度の理解を深めさせた。 ・出雲キャンパスにおいては、科研費等外部資金の獲得の重要性を説明し、不採択になった教員や、未申請の教員に申請を促すための研修を実施した。

Ⅲ. 大学の教育研究等の質の向上

4. 地域貢献、国際化

(1) 地域貢献の推進

中期 目 標	<p>①県民への学習機会等の提供 県民のニーズに対応した体系的かつ継続的な学習機会を提供する。</p> <p>②地域活性化に対する支援 企業や県及び市町村等と連携し、情報の提供、受託研究や共同研究の実施、政策課題の解決に対する支援及びNPO法人や民間団体等との協働による地域課題解決への支援を行う。</p> <p>③県内教育研究機関等との連携 地域の初等、中等教育や県内及び隣県の高等教育機関等と連携し、地域教育ネットワークの構築を図る。</p> <p>④地域連携推進センターの設置</p>
--------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
(No.109) 全学運営組織として、地域連携推進センターを設置、運営し、センターに地域からのさまざまな要望、相談に対する相談窓口を設置する。	(No.109) ■地域連携推進センターを設置、運営するとともに、各キャンパスに地域からの相談に対する窓口を開設し、運営する。	<ul style="list-style-type: none"> ・地域からのさまざまな要望、相談に対応するため、全学運営組織として、地域連携推進センターを設置し、各キャンパスにキャンパス地域連携推進センターを配置した。 ・センターの運営を円滑に行うために、センター運営会議を4回(5月・7月・11月・1月)開催した。 ・各キャンパスに地域からの相談に対する窓口を設置し、ホームページに公開した。 ・県立大学においては、浜田キャンパス地域連携推進センターを設置し、地域からの窓口として開設した。また、地域からの相談に対応する教員をコーディネーターに任命し、配置した。 ・短期大学部においては、各キャンパスに地域連携推進委員会を設置し、地域からの相談窓口として開設した。
①県民への学習機会等の提供 ア 公開講座等の開催		
(No.110) ・参加者が参加しやすい内容、時間、開催場所等を設定し、情報を提供する。	(No.110) ■各キャンパスにおいて、公開講座を継続して実施するとともに、地域連携推進センターにおいて、キャンパス間の連携講座を随時開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ・県立大学においては、公開講座「21世紀・地球講座」を春学期(12回:参加者数318人)・秋学期(12回:参加者数242人)にそれぞれに継続して開催した。また、出前講座を春学期(5箇所:参加者数79人)・秋学期(5カ所・109人)に地域からの要請に基づき開催した。 ・「21世紀・地球講座」に短期大学部の教員(出雲キャンパス:1回、松江キャンパス:2回)を講師に招き、連携して実施するとともに、講座内容の充実を図った。 ・短期大学部においては、各キャンパスの公開講座に連携講座を1講座(5回:参加者数136名)組み込み、松江キャンパスを会場に両キャンパスの教員が連携して開催した。 ・松江キャンパスにおいては、公開講座「椿の道アカデミー」を11講座(110回:参加者数2,996名)を実施した。また、県立大学の教員(1回)を講師に招き、連携して実施するとともに、講座内容の充実を図った。 ・出雲キャンパスにおいては、公開講座を15講座(36回:参加者数833名)を実施した。また、県立大学の教員(1回)を講師に招き、連携して実施するとともに、講座内容の充実を図った。
	■地域連携推進センターにおいて、公開講座等の改善策を検討する。	・公開講座参加者、高校生、一般市民(当面市役所職員)からアンケートをとり、そのデータを基に次年度の公開講座のあり方について、改善策の検討を行っている。

中期計画	年度計画	法人自己評価	
		計画の進捗状況及び成果	
	<ul style="list-style-type: none"> 地域貢献や生涯学習支援に資する情報・貢献実績を蓄積したデータベースを作成、公開するための検討、準備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ホームページの教員紹介の中に地域貢献や生涯学習支援に協力できる事柄を教員個人毎に記入するよう依頼しており、平成20年度から、そのデータを基に教員が貢献できる情報・貢献実績のデータベース化を行う。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 【県立大学】 * 公開講座等の受講者増につながる具体策(時間、場所の設定など)を策定し、可能な部分から実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度においては、平日水曜日の18時30分～と、土曜日15時～の2種類の時間設定を行い受講者の利便性を図った。また、会場についても浜田キャンパスと浜田高等学校の2箇所で開催した。 次年度に向けては、浜田キャンパス地域連携推進センター内に設置した公開講座部会において、市街地の公民館、福祉センター、いわみプラット等、他の会場での開催のあり方、開催時間についてさらに検討を開始している。 	
イ リカレント講座の開催			
(No.111)	(No.111)		
<ul style="list-style-type: none"> 社会人等のリカレントを目的とした公開講座を開催する。 	<ul style="list-style-type: none"> 【県立大学】 「北東アジア地域研究しまね県民大学院」(NEARカレッジ)を継続して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度も春学期・秋学期に、それぞれ浜田・松江を会場として「北東アジア地域研究しまね県民大学院」(5回連続講座)を継続して開講した。 浜田会場(春学期22人:秋学期15人)・松江会場(春学期11人:秋学期4人)が登録し、受講(原則として、5回継続受講)した。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 【県立大学】 リカレント講座のあり方について継続的に検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 浜田キャンパス地域連携推進センター内に設置した公開講座検討部会において、リカレント講座のあり方について、並行して検討を行っている。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 【短期大学部松江キャンパス】 管理栄養士受験講座、障害者福祉実践講座を継続して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 管理栄養士受験講座・障害者福祉実践講座を継続実施したほか、計画に記載していなかった「学校図書館経営講座」「豊かな食のあり方・育て方」講座などの新規リカレント講座を実施した。また、文科省委託事業「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」事業で保健・栄養・保育・教育領域の専門職向け講座を開始した。 	
	<ul style="list-style-type: none"> 【短期大学部出雲キャンパス】 看護職の現職者教育を継続して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 看護職の現職者教育については、島根県が主催する実習指導者養成講習会、病院が企画する院内教育等に随時講師派遣を行っている。 	

中期計画	年度計画	法人自己評価	
		計画の進捗状況及び成果	
ウ 施設開放の実施			
(No.112)	(No.112)		
・図書館、体育館、グラウンドなど施設の開放を実施する。	【県立大学】 ・施設開放を継続して実施し、図書館については一般の利用者を増加させるため、広報の強化や利用条件の見直しを行う。	・島根県立大学体育施設開放要領、島根県立大学講堂等開放要領、島根県立大学交流センター開放要領を制定し、施設開放を引き続き実施している。 ・法人化に伴い、近隣類似施設との使用料の調整を図り、一般利用の増加と使用料収入の確保を図った。 H18 利用件数:104件、収入金額:1,153,148円 H19 利用件数:103件、収入金額:2,582,290円 ・図書館の一般利用者を拡大を目指し、利用機会の拡大を図るため利用条件を見直し、従来の平日に加え土曜日(9:00~17:00)についても利用可能とし、浜田市民を対象として浜田市報「広報はまだ」を活用した広報を実施した。また、ホームページにおいても利用方法を掲載するなどの充実を図り、一般利用者へのPRに努めた。さらに、本年度一般利用者に対するアンケート調査を実施し、ニーズを把握することにより、今後の利用条件や効果的な広報のあり方について検討した。	
	【短期大学部松江キャンパス】 ・施設開放の検討を実施する。	・体育館、校舎については、本学の教育研究学生活動に支障がなく、職員の勤務時間の範囲内で、個別に判断して貸し出すこととした。 ・図書館については、従来の開館時間内において、島根大学・松江高専との学生・教職員相互利用や本学公開講座受講者、中・高・大連携協定校である湖南中学校の総合的学修の時間担当教員への図書の出借を行こととした。	
	【短期大学部出雲キャンパス】 ・現行制度による施設開放を継続して実施し、保健・医療・看護の専門職への支援を強化する。	・現行制度により地域のコミュニティセンターが計画する事業、看護協会等が行う研修会等に対して施設開放を実施した。	

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
(2)地域活性化に対する支援 ア 企業、団体等との連携		
(No.113) ・企業・団体・NPO法人等との連携を推進し、地域活性化に関する活動の支援に取り組む。	(No.113) ・地域連携推進センターは、NPO法人等との協力体制のあり方を検討する。	<ul style="list-style-type: none"> 「島根県民いきいき活動促進委員会」(島根県設置)の委員長に地域連携推進センター長が就任し、その活動のあり方について全県的な視野で検討している。 県立大学においては、カリキュラムに「NPO活動」講座を設けており、県内のNPO団体のリーダーに講師として参加いただき、学生はその活動を理解し、学生の立場での協力体制のあり方について学習する場を設けている。また、浜田キャンパス地域連携推進センター公開講座検討部会においては、NPO法人と連携した公開講座の開講を通じ、地域活動の連携に繋げていく協力体制のあり方について検討を開始した。 短期大学部出雲キャンパスにおいては、21世紀出雲産業支援センター(NPO)の会員となり、各種会議に参加して、協力体制のあり方を検討中である。
	・NPO法人等との協力について、合意に至った部分から順次具体的な活動に着手する。	<ul style="list-style-type: none"> 県立大学においては、NPO法人等との協力体制について浜田キャンパス地域連携推進センターにコーディネーターを配置し、相談体制・協力体制を整えている。また、「子育て支援」に関わる公開講座・研修の開催にあたって、地元の子育て支援団体と相互協力した開催について協議を開始した。 短期大学部松江キャンパスにおいては、NPO法人しまね住まいづくり研究会およびNPOしまね子どもセンターの研修事業に協力した。また、NPO法人食育推進協議会と共催事業を開始した。 短期大学出雲キャンパスにおいては、医療、介護用器具の開発についての共同研究の可能性を探っている。
	<p>【短期大学部松江キャンパス】</p> <ul style="list-style-type: none"> *健康栄養学科において、食品関係の団体が行う活性化事業への協力や食品等開発の技術指導、データ提供などの支援を行う。 *総合文化学科において、小泉八雲記念館との連携を実施するほか、さまざまな地域活性化の取り組みを行っているNPO法人その他団体と連携を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 産業振興のための次のとおり共同研究、データ提供を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○しまね牛のブランド化(県畜産技術センターほか)のための成分分析(脂肪酸、アミノ酸) ○ヤマトイモのブランド化(飯南町)のための調理特性や利用における調査と他品種・他産地の比較分析 ○血流シミュレーションのための医用蛍光樹脂の開発に関する研究(県産技センター新機能材料開発プロジェクト、島根大学医学部との共同研究) ○柿果実の貯蔵性の研究(島根大学との共同研究) ○キノコの奇形抑制メカニズムの研究(島根大学医学部との共同研究) ○2型糖尿病の発症と脂肪酸の関係に関する研究(島根大学医学部等との共同研究) また、次の活動支援を行った。 <ul style="list-style-type: none"> ○雲州人参料理コンクール審査員(松江市八束支所) ○牛乳・乳製品料理コンクール会場提供及び審査委員長(島根県牛乳普及協会)

中期計画	年度計画	法人自己評価	
		計画の進捗状況及び成果	
イ 自治体等との連携			
(No.114) ・協定締結などにより地域の自治体との協力体制を構築する。	(No.114) ・地域連携推進センターは、自治体の協定先選定と協力体制のあり方を検討する。	・年度当初は、各大学と自治体との連携協力を計画していたが、公立大学法人島根県立大学と浜田市及び松江市との包括連携協定を締結し、具体的事業については個別に協議しながら推進することとした。また、出雲市との包括的な協定の可能性について検討中である。	
	・自治体との協力について、合意に至った部分から順次具体化を行う。	・浜田市とは、学習支援事業について合意し、市内中学校に県立大学の学生を派遣して学習支援を行う事業に着手した。 ・出雲市立図書館、島根大学附属図書館医学分館と協定締結(平成19年11月3日)し、相互協力体制を確立した。	
	【県立大学】 * 浜田市との連携・協力体制の充実を図るため、連携協力協定の締結を行う。	・浜田市と包括協定を締結した。(平成19年5月18日) ・松江市と包括協定を締結した。(平成19年10月30日)	
	【短期大学部松江キャンパス】 * 健康栄養学科において、自治体との地域住民の健康づくり、食育推進事業に関する協定締結を検討する。 * 保育学科において、教育と研修の連携体制を明確にして、地域貢献の土壌を整備するため、松江市と連携協力協定の締結を行う。 * 総合文化学科において、「読み聞かせ実践」による松江市子育て支援センター、松江市立病院との連携を実施する。	・年度当初は学科ごとに松江市との連携協力を計画していたが、公立大学法人島根県立大学と松江市との包括連携協定を締結し、具体的事業については個別に協議しながら推進することとした。	
(No.115) ・県や市町村、その他公的団体の各種審議会、委員会等への委員の就任等に協力する。	(No.115) ・県立大学、短期大学部において各種審議会、委員会等の委員の就任に継続して協力する。	・島根県や県内市町村を中心とした各種公的団体の審議会委員の就任依頼に対して、大学として積極的に協力している。 県立大学 H19 23人、69件 短期大学部 H19 27人、64件	

中期計画	年度計画	法人自己評価	
		計画の進捗状況及び成果	
ウ 政策支援の情報発信及び蓄積			
(No.116) ・政策支援のため地域情報の蓄積を図り、地域活動を支援する。	(No.116) ・地域情報の蓄積を図り、地域活性化に関する教員研究成果をホームページで公表するための検討、準備を行う。 ・地域貢献や生涯学習支援に資する情報・貢献実績を蓄積したデータベースを作成、公開するための検討、準備を行う。(No.110再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの教員紹介において、教員個々の研究業績を掲載するフォーマットを作成し、研究実績を公表することとした。 ・ホームページの教員紹介の中に地域貢献や生涯学習支援に協力できる事柄を教員個人毎に記入するよう依頼しており、平成20年度から、そのデータを基に教員が貢献できる情報・貢献実績のデータベース化を行う。 	
③県内教育研究関係機関等との連携			
ア 高大連携			
(No.7再掲) ・高校生を対象とした公開講座の開催や高校で開催する講座等への教員派遣の実施、連携先の高校を対象とした大学授業の提供や大学見学会の開催などにより、高大連携を強化する。	(No.7再掲) ・各キャンパスにおいて、高大連携事業の現状分析、改善の検討を行い、次年度に向けた対応策を実施する。(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・県立大学では、高大連携事業として実施した授業開放、公開講座においてアンケートを実施して、参加した高校生から直接意見を聞き、事業改善に向けた取り組みを行っている。 ・浜田高等学校、江津高等学校の関係教員と本学の関係教員とで組織する「高大連携推進会議」を設置し、次年度に向けた対応策を検討している。 ・短期大学部松江キャンパスでは、協定を結んだ松江商業高等学校と出張講座・施設機器開放・サークル交流・検定試験受験参加等の連携事業を多面的に実施し、さらに全学科で他の高校と連携するための教育的な協力事項を検討した。 ・短期大学部出雲キャンパスでは、高大連携事業の一環として、公開講座に位置づけ「高校生のための看護学入門」をメインテーマに実施した。大社高校(7/14)32名、平田高校(7/26)20名、浜田高校(9/15)26名の参加であった。出前講座では、看護に関する興味・関心が高まり、今後の進路選択の参考になったとの学生の感想をふまえ、アドミッションセンターとの連携をとり、次年度にむけて高大連携事業に参加する高校を増やすことについて検討した。 	
	・高大連携事業の実施について島根県教育委員会との連携強化のための会議を開催する。(再掲)	・島根県教育委員会と法人役員(理事長、副理事長、各キャンパス副学長、事務局長ほか)とで、今後の大学と高校との連携のあり方について意見交換会を開催した。(平成19年11月21日)	
	・県内の協定を締結している高校以外の高校との連携を検討し、働きかけを行う。(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・県立大学では、浜田高校に加え新たに江津高等学校と協定を締結した。(平成19年6月1日) ・短期大学部松江キャンパスでは、松江市との協定において松江市立女子高校との連携働きかけを行い、さらに全学科で他の高校と連携するための教育的な協力事項を検討した。 ・短期大学部出雲キャンパスでは、高校における出前講座の対象校の拡大について検討し、平成20年度島根中央高校を加えることとした。 	
	・県内の進路指導担当教員と意見交換会を行う。(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> ・県内高校の進路指導教員等を対象に実施する進路指導懇談会を3キャンパス合同で実施し、統合・法人化のメリットをPRするとともに、入試制度等について説明を行った。 ・懇談会終了後には、各高校との個別の相談会を実施し、踏み込んだ意見交換も実施した。 	

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
	<p>【県立大学】</p> <p>* 浜田高校における公開講座の実施や、学生の学園祭への相互参画など連携事業を継続して実施する。(再掲)</p>	<p>・浜田高等学校で公開講座(2回:参加者49名)を開催した。</p> <p>・また、新たに協定を締結した江津高等学校においても公開講座(1回:参加者22名)、出前講座(1回:参加者33名)を開催した。</p> <p>・浜田キャンパスの海遊祭に浜田高等学校、江津高等学校の生徒会、吹奏楽部等が参加した。</p> <p>・また、浜田高等学校、今市分校、江津高等学校の文化祭に浜田キャンパスの学友会、サークルが参加した。</p>
	<p>【短期大学部松江キャンパス】</p> <p>* 松江商業高校との連携事業を実施するとともに、健康栄養学科においては高校生の体験学習や教育研究機器・設備の共同利用を実施する。(再掲)</p>	<p>・協定を結んだ鳥根県立松江商業高等学校と出張講座・施設機器開放・サークル交流・検定試験受験参加等の連携事業を多面的に実施し、さらに全学科で他の高校と連携するための教育的な協力事項を検討した。</p> <p>・出張講座実績:「さらさら血液とは何か」(2回:参加者190名)</p> <p>・その他の高校への出張講義:松江市立女子高校(1回:参加者35名)・出雲高校(2回:参加者30名)・大社高校(1回:31名)</p>
	<p>【短期大学部出雲キャンパス】</p> <p>* 大社高校との連携事業を継続して実施し、連携事業を平田高校・浜田高校にまで拡大する。(再掲)</p>	<p>・「高校生のための看護学入門」をメインテーマとし7月14日浜田高校(参加者32名)、7月26日平田高校(参加者20名)、9月15日大社高校(参加者26名)でそれぞれ出前講座を実施した。</p>
イ 初等・中等教育との連携		
(No.117)	(No.117)	
<p>・保・幼・小・中学校を対象とした公開講座、体験学習等の実施、キャンパス見学希望等への対応などにより交流を実施する。(No.117)</p>	<p>【短期大学部松江キャンパス】</p> <p>・平成18年度に提携を行った中高大連携関係(湖南中)に基づき具体的な事業を実施する。</p>	<p>・各学科における幼保園のぎ・乃木小学校・湖南中学校との緊密な連携協力のもと、教員による授業協力講義のほか、学生の活動を主とする読み聞かせ実践・昔遊び指導・食育実践指導等の連携事業を実施し、初等・中等教育側にも、大学教育側にも、目覚しい教育的成果をあげている。</p> <p>・読み聞かせ:幼保園のぎ、乃木小(29回)、総合学習への協力:湖南中(6回)、食育:乃木小(3回)等の連携協力を実施した。</p>
	<p>【短期大学部松江キャンパス】</p> <p>・健康栄養学科において、松江市内の小学校・給食センターと連携し、食育事業を推進する。</p>	<p>・あぶらとからだ・食事・運動をテーマに、乃木小学校と連携して食育授業を企画し、同小学校5年生全員を対象に学生は「あぶらと食事」及び「あぶらと運動」の部分について指導案・教材の作成から授業まで担当した。</p>
	<p>【短期大学部松江キャンパス】</p> <p>・健康栄養学科において、児童・生徒を対象とした調査研究とその教育への反映など連携体制を検討する。</p>	<p>・食育授業について、受講者にアンケート調査を実施し、内容の妥当性、教育への反映などを検討した。</p> <p>・教員・学生・小学校と連携した「あぶらとからだ・食事・運動」をテーマにした食育授業では、児童から参考になった158人、わかりにくかった39人の回答があった。その内容の妥当性について、食物ゼミ及び卒業研究で発表したほか、小学校に児童の呼びかけを依頼し、学生主体による菓子作りの企画・調理実習を実施した。</p>
	<p>【短期大学部出雲キャンパス】</p> <p>・中学生・高校生を対象とした「1日看護学生」を継続して開催し、看護職への理解を深める。</p>	<p>・「1日看護学生」を実施(平成19年8月24日)し、中学校6校、24名、高校22校、70名の参加があり、プログラム全体の満足度等についてのアンケートの結果、約9割の参加者がとても良かったと回答した。</p>

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
	<p>【短期大学部出雲キャンパス】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学校教育の一環として行われている体験学習への協力を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出雲市が実施している「いのちの尊さ学習支援事業」による学習支援として講師を派遣し、性教育や体の発達についての授業を行った(14校、659名)。 ・保護者や児童を対象に、子どもの脳と生活習慣についての講演を行った(5校、254名)。 ・総合学習の一環として、目の不自由な人や高齢者等への理解を深めるための体験学習を行った(2校、202名)
ウ 高等教育機関等との連携		
(No.118)	(No.118)	
<p>【県立大学】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根大学や「教育ネットワーク中国」会員校との単位互換制度を継続して実施する。 	<p>【県立大学】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「教育ネットワーク中国」会員校との単位互換制度を維持し、その拡充を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育ネットワーク中国に対し、単位互換科目として科目を提供した。さらに高校生を対象とした公開授業科目として春学期には、「国際政治学」「自然保護思想」を秋学期には、「地域観光資源論」「社会保障論」を提供した。
<p>(No.53再掲)</p> <p>【県立大学大学院】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・島根県中山間地域研究センター等と共同して連携大学院を設置する。 	<p>【県立大学大学院】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年度の連携大学院設置を目指し、開発研究科は、関係機関等との調整を実施し、中山間地域研究センターと協定を締結する。一部研究事業については、先行実施する。(No.53再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ・今年8月から中山間地域研究センターから「中国地方広域連携整備調査」(国土交通省事業)、「国土施策総発調査(限界集落)地域活用検討調査」を受託し、先行的に調査研究事業を実施した。 ・島根県(中山間地域研究センター)との間で、連携大学院の設置のみならず大学院との共同研究に関する包括協定を県知事との間で締結することができた。
<p>【短期大学部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実習を行う際、地域のさまざまな施設、機関との連携を強化する。 	<p>【短期大学部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康栄養学科、保育学科、看護学科、専攻科において実習先との連携の強化策を検討し、可能な部分から実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康栄養学科においては、栄養士養成のため、各種給食施設等との緊密な連携を図り実習を実施した。 ・保育学科においては、平成19年度学外実習の実施にあたって協力施設と実習指導委員会を構成し、実習指導計画から実習評価に至るまでを連携して実施した。 ・看護学科、専攻科においては、各実習科目の実習先との連携の状況を把握した。連携強化のために、個々の担当者での改善・工夫について情報提供をもらった。教員と実習施設との検討会を開催した。連携強化に向けた長期的検討についてプロジェクトを立ち上げ、検討することとした。

Ⅲ. 大学の教育研究等の質の向上

4. 地域貢献、国際化

(2) 国際化・国際貢献の推進

中期目標	①海外の大学との交流 北東アジア地域をはじめとする海外の大学及び研究機関との学術研究交流を一層推進するとともに、国際化に対応した教育研究を展開する。
	②留学生の派遣と受入れ 交換留学制度の拡充など学生の留学制度を充実するとともに、北東アジア地域を中心に留学生の受入れを行う。

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
①海外の大学等との交流		
ア 海外の大学及び研究機関との交流		
(No.119) ・北東アジア学の構築に向けた学術研究交流を進める。	(No.119) 【県立大学】 ・北東アジア学を構築するため、北東アジア地域を中心とする海外の研究者と連携して学術研究交流を進める。	<ul style="list-style-type: none"> ・「北東アジア学」創成に関わる総合研究を実施する北東アジア学研究懇談会、北東アジア研究会では、北東アジアを中心とする多くの海外研究者との学術研究交流を推進している。 ・特に、平成19年9月20日、中国社会科学院日本研究所と学術研究に関する交流協定を締結し、今後一層の連携強化を図るなど、学術研究交流体制の充実を図った。 ・また、NEARセンターと研究科教員を中心に取り組んでいる共同研究プロジェクト『北東アジア地域における「北東アジア研究」の現状と課題—「超域」概念による創造的な北東アジア研究を目指して』では、中国社会科学院日本研究所、モンゴル科学アカデミー国際関係研究所、韓国学中央研究院、ロシアイルクーツク大学などの機関・所属研究者と連携して、『北東アジア地域研究者・研究機関ディレクトリ』の作成を進めている。
(No.120) ・交流協定締結大学との交流を促進する。	(No.120) 【県立大学】 ・交流協定を結んでいる大学との間で、教員による共同研究や異文化理解研修への派遣、語学・文化研修の受入れ、交換留学による相互訪問などを行い交流を促進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・主として2年次学生の夏季休暇(約1ヶ月)を利用して交流協定締結大学におもむく異文化理解研修には、韓国の蔚山大学校(17名)、中国の北京大学(39名)、ロシアのイルクーツク大学(3名)、アメリカのモンレー国際大学(18名)にそれぞれ派遣(合計77名)した。 ・また、7月1日から21日の間、イルクーツク大学の学生(4名)を受け入れ、語学・文化研修を実施した。 ・韓国蔚山大学校とは、平成18年度に学生の相互派遣協定を締結し、平成19年度から学生1名の相互派遣を開始した。
	【県立大学】 ・交流協定校の増加を図る。	・北東アジア地域において、交流協定校が存在しないモンゴル国内の大学との交流を推進するため、平成19年8月から、モンゴル国内の大学と交流協定の締結に向けた協議に着手した。
	【短期大学部松江キャンパス】 ・米国セントラルワシントン大学との交流協定に基づく交換教授制度や学生の交流を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・松江キャンパス教員1名を今年度後期半年間、アメリカのセントラルワシントン大学に交換教授として派遣した。 ・夏季休暇(約3週間)を利用して、交流協定校であるアメリカのセントラルワシントン大学におもむく海外語学研修を実施し、学生20名を派遣した。また、4名の学生は卒業後に留学した。

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
	【短期大学部出雲キャンパス】 ・米国シアトル大学との協定に基づく教員や学生の交流を実施する。	・夏季休暇(8月20日から31日)を利用して交流協定大学であるアメリカのシアトル大学におもむく語学・漢語研修を実施し、学生17名を派遣した。
(No.121) ・学術交流を通じた国際シンポジウム等を継続して開催する。	(No.121) 【県立大学】 ・国際シンポジウムなどの研究集会を計画的に開催する。	・学術交流を通じた国際シンポジウム等については、中国北京大学国際関係学院と共同国際シンポジウム(6月17日から18日)、イルクーツク大学の教員・学生とのフォーラム(7月12日)を島根県立大学において開催した。 ・世界政治経済学会が島根県立大学を会場に開催され、80人を超す海外からの研究者が来学した。 ・平成20年度以降についても、年1回～2回の国際シンポジウム・フォーラムを計画的に開催するよう海外の交流大学・研究機関と協議を開始している。
	【県立大学】 ・北京大学国際関係学院との国際シンポジウムを開催する。	・日中国交正常化35年を記念して北京大学国際関係学院と合同で「今後の日中関係の展望そしてアメリカ」と題する国際シンポジウムを本学で開催した。この成果を論文としてまとめ、『転機に立つ日中関係とアメリカ』を発刊し、広く公表した。
	【県立大学】 ・国連大学グローバルセミナーを山口県立大学と共同で継続して開催する。	・平成19年度は、山口県立大学を会場として、山口県立大学と共同で国連大学グローバルセミナーを開催した。 ・本学として参加学生数の目標としていた、10名(定員50名)の学生が参加した。
イ 学生の海外短期研修		
(No.122) ・学生の海外短期研修プログラムを充実し、学生の参加を促進する。	(No.122) ・3キャンパスが実施する海外短期研修事業に、他キャンパスから参加できるよう検討する。	・浜田キャンパスが実施する中国、韓国、ロシアへの異文化理解研修に、松江、出雲からの学生の参加を認めることとした。 ・浜田キャンパスと松江キャンパスが実施しているアメリカの海外短期語学研修の合同実施について、検討する組織を立ち上げ、平成20年度以降検討することとした。
	【県立大学】 ・中国、韓国、アメリカ、ロシア地域の交流校等(中国の北京大学、韓国の蔚山大学、米国のモントレイ国際大学、ロシアのイルクーツク大学など)における異文化理解研修を継続して実施する。	・4カ国における交流校との異文化理解研修を実施し、アメリカに18人、中国に39人、韓国に17人、ロシアに3人の学生が参加した。 ・なお今年度は、過去最高の計77名の参加となり、4年ぶりに北京外国語大学にも受け入れを依頼し実施した。 ・また、次年度の研修に向け、保護者向け資料送付、学生向け資料配布、オリエンテーション開催して、参加を呼びかけた。
	【短期大学部松江キャンパス】 ・セントラルワシントン大学における海外語学研修を継続して実施する。	・8月に約20日間の語学研修をセントラルワシントン大学で実施した。参加者は昨年を6名上回る20名だった。計画段階で受け入れ大学との意見交換を十分行い、内容の一層の充実を図り、学生の満足度も非常に高い研修となった。今年度は新たに、実施後のレポート集の作成、研修内容の展示などもおこなった。

中期計画	年度計画	法人自己評価	
		計画の進捗状況及び成果	
	<p>【短期大学部松江キャンパス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「アジア文化交流」プログラムを実施するとともに、「アジア文化演習」の計画を策定する。 	<ul style="list-style-type: none"> 国内で行える国際交流活動として、「アジア文化交流」を新たに開講した。この科目は、アジアの若者同士が文化交流を行うために開講するもので、松江市国際交流協会が主催する「韓国青年『松江・日本文化講座』」プログラムのために来日する韓国の学生30名と本学の学生30名が交流した。2回の事前学習の後、3日間に渡って韓国文化講座、国際交流講座、スポーツ交流会、夕食交換交流、ウォーキングツアーなどを行い日韓双方が交流を深めることができ、学生の海外短期研修プログラムを補完する形で、学生が国際交流活動に積極的に参加する気運を促進することができた。 「アジア文化演習」は、平成20年度開始の隔年開講科目である。今年度は、学科の教員2名が、将来にわたる授業の展望を得るために、開講予定時期である9月中旬の10日間、中国の北京市、銀川市、および杭州市を広く現地視察した。その結果、異文化体験できる素材の豊富さと学生の負担を考慮して、北京市の世界遺産と下町(胡同)から近郊農村までを、約1週間かけて探訪するという授業計画を策定した。 	
	<p>【短期大学部出雲キャンパス】</p> <ul style="list-style-type: none"> シアトル大学、ワナチバレーカレッジにおける語学・看護学海外研修を継続して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 毎年夏に、学生を派遣しており平成19年度は8月20日から31日の実研修 期間7日間で語学、看護学研修を実施し、17名の学生が参加した。 	
②留学生の派遣と受入れ			
ア 留学生の派遣に対する支援			
(No.123)	(No.123)		
<ul style="list-style-type: none"> 留学に関するきめ細かな情報が提供できるよう情報収集提供体制を整備する。 	<p>【県立大学】</p> <ul style="list-style-type: none"> 全学向けに留学情報を収集し提供できる体制を検討する。 <p>【短期大学部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 留学に関する情報収集提供について、現状の体制を維持して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> キャリアサポートルーム内に留学に関する書籍等を配架した留学コーナーを設置するとともに、学内ホームページでも留学に関する情報を随時提供した。さらに、学生便覧に留学に関する諸手続について詳しく掲載した。 松江キャンパスにおいては、米国セントラルワシントン大学への留学に関する説明会を開催し、情報を提供した。 出雲キャンパスにおいては、留学に関する情報を継続して収集し、提供した。 	
(No.124)	(No.124)		
<ul style="list-style-type: none"> 交流大学との交換留学協定の締結を推進するとともに、留学を行うための環境を整備する。 	<p>【県立大学】</p> <ul style="list-style-type: none"> 韓国蔚山大学に交換留学生を1名派遣する。 <p>【県立大学】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交流協定に基づき、新たな交換留学制度締結のための準備交渉を行う。 <p>【短期大学部松江キャンパス】</p> <ul style="list-style-type: none"> セントラルワシントン大学への留学生派遣を継続して実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 現在1名の交換留学生を蔚山大学に派遣しており、今年度も1名の派遣を決定し、3月に派遣した。 蔚山大学校との交換留学生の枠を1名から複数名に増やすことについて、協議を行い相互派遣枠を増やすことで合意した。 また、寧夏大学から、新たな交換留学制度について申し出があり、現在継続協議中である。 米国セントラルワシントン大学への留学に関する説明会を開催し、奨学制度による留学を希望する学生の内から1名の留学生を選定した。 	

中期計画	年度計画	法人自己評価
		計画の進捗状況及び成果
イ 留学生の受入れに対する支援		
【県立大学】		
(ア)積極的な受入れの推進		
(No.125) ・交流県留学生や交流協定校からの大学院留学生等に対する独自の奨学制度などにより支援を図る。	(No.125) ・交流県・交流協定校からの留学生等に対する大学独自の奨学制度を実施する。	・交流校からの留学生について、本学独自の奨学金を給付するとともに、併せて授業料、寮使用料の減免を行う等修学支援を実施した。 (平成19年度給付実績:総合政策学部13名, 大学院 8名) ・NEAR財団から承継した基金を基に、交換留学生、大学院留学生を対象とした奨学金制度を創設し、給付を開始した。
(イ)受入れ体制の充実		
(No.126) ・学生寮の確保、留学生の外部奨学金獲得の支援などによる適切な生活支援を実施する。	(No.126) ・留学生には学生寮を確保し、寮使用料の減免制度を設ける。	・留学生を優先的に入寮させるよう入寮方針を定め、希望者全員の学生寮を確保した。 ・また、授業料等減免制度を設け、国際交流の観点、経済事情の観点から、ほぼ全員の留学生に対し、全額もしくは半額免除を行った。 ・学部の交流県留学生3名と大学院の留学生6名の入寮を新たに認めると共に、在寮生19名の継続入居を認めた。入寮している留学生の内29名については寮使用料を免除した。
(No.127) ・日本語教育プログラム等を充実させ、正規科目化を実施する。	(No.127) ・総合政策学部において、留学生に対する日本語教育プログラムの正規科目化を実施する。	・4月から総合政策学部の正規科目として「日本語Ⅰ」「日本語Ⅱ」「日本語Ⅲ」「日本語Ⅳ」の4科目を1年次の履修科目として設置した。
(No.128) ・国内での就職を希望する留学生に対する支援を行う。	(No.128) ・留学生の就職支援の取り組みを継続して実施する。	・日本人学生と同様に、キャリア支援プログラムを提供した。 ・また、留学生に特有の個別問題の相談への対応も行った。

IV. 自主的、自律的な組織・運営体制の確立
 1. 業務運営の改善及び効率化
 (1) 運営、組織体制の改善による効率的、合理的な経営

中期 目標	<p>ア 法人自らの責任と権限で運営を行うことができるよう、理事長(学長)を中心とした迅速な意思決定とリーダーシップが発揮しやすい機動的な体制を確立する。</p> <p>イ 効率的・合理的な運営が可能な事務組織を構築し、大学の運営に関し、専門的な集団としてその機能を強化する。</p>
----------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	年度計画	法人自己評価		
		計画の進捗状況、成果及び評価の判断理由	ウエイト	評価
ア 機動的な体制の確立				
(No.129) ・理事長の迅速な意思決定を補佐する体制として、役員を構成メンバーとした連絡会議を開催する。	(No.129) ・役員を構成メンバーとした連絡会議を2週間に1回程度開催し、理事長の意思決定を補佐する。	・役員を構成メンバーとした「理事連絡会議」を毎月第1・3月曜日を基本日程として年間18回開催し、理事長の意志決定を迅速かつ円滑に行えるように運営を行った。	1	4
(No.130) ・県立大学(浜田キャンパス)と短期大学部(松江キャンパス、出雲キャンパス)の3キャンパス間で教育研究活動を一体的に推進するため、目的ごとに業務を実施する全学運営組織を設置し、運営する。	(No.130) ・全学運営組織が円滑に運営できるよう各キャンパスにおいて体制を整備する。	・公立大学法人島根県立大学組織規則(法人規則第2号)を制定し、メディアセンター、アドミッションセンター、キャリアセンター、FDセンター、地域連携推進センター及び保健管理センターの6つの全学運営組織を設置して3キャンパス間の教育研究活動を一体的に推進する体制を整備した。 ・6つの全学運営組織毎に運営規程を制定し、各キャンパスにおけるセンター組織を整備の上、全体として円滑な運営ができる体制とした。	1	4

中期計画	年度計画	法人自己評価		
		計画の進捗状況、成果及び評価の判断理由	ウエイト	評価
全学運営組織 (No.131) ・アドミッションセンター(学生募集、入試、入試にかかる分析、調査等)	(No.131) ・アドミッションセンターは、以下のような業務を実施する。 * 学生募集活動を実施する。 * アドミッションポリシーを公表する。 * 入学試験の実施及びその評価・分析と改善を行う。 * 入学時特待生制度を運用する。	* 3キャンパス共同で学生募集を実施した。 進路指導懇談会の開催、進路ガイダンスへの参加、情報誌等への掲載、オープンキャンパスの開催など * 県立大学は統合法人化を契機に、新たにアドミッションポリシーを策定し公表した。短期大学部は昨年度策定したアドミッションポリシーを一部修正の上公表した。 * 各キャンパスのアドミッションポリシーに基づき入学試験を実施した。また、1年生に対する志願動向調査や学力分析を実施し、入試制度見直しの検討を開始した。 * 入学時特待生制度を創設し、今年度10名の特待生を決定した。 ○各キャンパスで入学定員充足率(入学者数/入学定員)100%を達成できた。 ○県立大学においては、平成19年度一般選抜(前期)の志願倍率が8.6倍であったため、「隔年現象」で志願者減が見込まれていたが、10.2倍(公立大学1位)と前年度以上の志願者となり、一般選抜試験の志願者が増加した。要因は以下のとおり。 ・個別試験科目の増加(国語、日本史)が2年目を迎え定着した。 ・志願動向調査の結果、センター試験直後に出願を決定する受験生が多いことが判明したため、センター試験直後に志願実績のある高校あてに募集要項、過去問題、大学パンフレット等を送付したが、これに反響があった。…204校から資料請求があり、うち148校・431名(県内高校、浪人除く)から出願があった。 ・高校訪問を行った高校からの志願者が増加した。 ・「高大連携」先の高校からの志願者が増加した。	2	5
(No.132) ・キャリアセンター(キャリア形成教育、就職、進学、留学、学生支援等)	(No.132) ・キャリアセンターは、以下のような業務を実施する。 * 3キャンパスのキャリア支援事業の効率的実施に向けた企画調整を行う。 * 社会環境の変化に伴うキャリア形成教育の企画・調整・推進を行う。 * キャリアアドバイザーを配置して、雇用環境変化に伴う就職先開拓等の活動支援、就職先選択等の就職活動支援の企画・調整・推進を行う。 * 卒業生の就職先との連携強化を図り、卒業後のフォローアップや各種情報提供を行い社会との接点強化に努める。 * 企業訪問などの各キャンパスによる実施分担の調整を行う。	・講座講師の3キャンパスでの効率的配置について検討し、調整を行った。 ①4月17日(火) 松江キャンパスキャリア講演会 NPO法人日本人材教育協会 東條理事長 ②4月18日(水) 浜田キャンパスキャリア形成講座 NPO法人日本人材教育協会 東條理事長 ③5月16日(水) 出雲キャンパスキャリア形成講座 NPO法人日本人材教育協会 東條理事長 ・就職活動の早期化に対応して、従来より前倒して支援プログラムを提供するなど、社会環境の変化を踏まえた事業実施に努めた。 ・キャリア支援アドバイザー1名を雇用し、継続的な採用依頼と新規就職先開拓等のため企業訪問するとともに、学生からの進路相談に対応した。 ・卒業生の就職先を訪問し、情報交換を行うとともに、卒業生の現況把握に努めた。また、浜田キャンパスについては、卒業後のフォローアップを強化するため、文部科学省が採択した学生支援GPを活用して、卒業生の各種相談への対応や教育プログラムを提供するシステムの開発に着手した。 ・会社訪問の役割分担や合同説明会の共同開催などについて検討を行い、都市部の企業において、浜田キャンパスキャリアセンターが、松江キャンパスのPRを実施した。 ○これらの取り組みの結果、各キャンパスとも高い就職率を維持することができた(浜田キャンパス99.5%、松江キャンパス92.0%、出雲キャンパス97.2%)。	2	5

中期計画	年度計画	法人自己評価		
		計画の進捗状況、成果及び評価の判断理由	ウエイト	評価
(No.133) ・FDセンター(ファカルティ・ディベロップメントの推進等)	(No.133) ・FDセンターは、以下のような業務を実施する。 * FDの調査・研究等を実施する。 * 全学のFDを推進するための啓発活動を実施する。 * FDに関する研修会を実施する。 * 授業評価の実施に関する支援を行う。	<p>・各キャンパス副センター長を構成員とする運営会議を開催した。運営会議では各キャンパスのFD実施状況の把握、情報共有を行い、各キャンパスがFDを推進するための調整、支援を行った。</p> <p>・キャンパス単位で特性に応じた研修会を開催したほか、短期大学部においては、2キャンパス合同の研修会を実施した。</p> <p>・県立大学においては、以下のFD研修会を開催した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. FD懇談会「学習意欲を高める授業環境をつくる！」平成19年6月6日(水)15:00～16:00(25名参加)。 2. FD講演会「ICT活用による教育効果アップーオンライン学習のすすめー」講師：小野博(独立行政法人メディア教育開発センター教授)平成19年12月5日(水)15:00～16:30(現代GP-ITC実施部会との共催)。 3. FDワークショップ「効果的なグループワークの進め方」講師：佐藤浩章(愛媛大学教育・学習支援機構教育企画室准教授)平成20年1月30日(水)15:00～17:00(18名参加)。 4. フレッシュマンセミナー担当者会議による「フレッシュマンセミナー授業検討会」(4月5日、6月28日、3月5日の3回)。 <p>・短期大学部松江キャンパスにおいては、以下のFD研修会を開催し、全教員のFDに関する認識を深めた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. FD研修会(講演会)「FD事始め。島根県立大学のFDを振り返って」(講師：島根県立大学FD副センター長 渡部望教授)平成19年7月11日16:00～17:30(28名参加)。 2. FD研修会(講演会)「短期大学認証評価とFD活動」(講師：大学評価授与機構 研究部長 木村靖二教授)平成20年2月6日15:00～17:00(23名参加)。 <p>・短期大学部出雲キャンパスにおいては、以下のFD研修会を開催し、これらの活動状況は年報にて報告することとした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. FD研修会(「社会ニーズに応える看護教育カリキュラムの構築」、講師：愛媛県立医療技術大学保健科学部看護学科長 宮内清子教授講演会)8月22日(28名参加) 2. FD研修会(松江キャンパスと合同開催)「短期大学の認証評価とFD」、講師：大学評価授与機構 研究部長 木村靖二先生)2月6日(19名参加) 3. FDの実践と啓発を目的として、公開討論会(「新人離職予防策を考える」)を1月31日に実施し68名参加した。 4. 公開授業を2回実施し、延べ11名の教員が参加した。 	1	4

中期計画	年度計画	法人自己評価		
		計画の進捗状況、成果及び評価の判断理由	ウェイト	評価
(No.134) ・地域連携推進センター(総合相談窓口、産学公連携、生涯学習の推進等)	(No.134) ・地域連携推進センターは、以下のような業務を実施する。 * 総合相談窓口を設置し、運用する。 * 地域連携推進センターの広報を実施するとともに、実際に地域に貢献できる分野における啓発(健康と栄養に関する広報等)を検討する。 * 地域ニーズを把握し、公開講座やリカレント講座等の生涯学習を実施する。 * 自治体等との協力体制のあり方を検討し、合意に至った部分から順次具体的な活動に着手する。	<p>・地域連携推進センターを各キャンパスに組織し、法人本部地域連携推進センターでは、各キャンパス間の調整を行っている。</p> <p>・当面は、地域と密接な関係を持つ各キャンパス単位での地域連携推進センター機能を重視し、各キャンパスがこれまで実施してきた地域連携活動を継続して実施している。</p> <p>・地域連携推進センターのホームページを開設し、各種事業や教員の研究成果、論文等を紹介している。</p> <p>・公開講座については、可能な部分から各キャンパスの教員が他のキャンパスに出向いて連携講座を実施するなど、相互交流も順次実施している。</p> <p>H19年度公開講座等の開催実績 浜田キャンパス①公開講座(5講座、24回、560人)②出張講座(10回、188人) 松江キャンパス①公開講座(8講座、63回、2432人)②キャリアアップ講座(2講座、42回、428人) ③連携講座(1講座、5回、136人)※出雲キャンパスと共同開催 <u>出雲キャンパス①公開講座(14講座、31回、697人)</u> 3キャンパス合計 4,441人</p> <p>・また、自治体との連携については、法人事務局と法人本部地域連携推進センターとの連携の下、3キャンパスが一体となって包括協定に変わり、自治体と協力体制を構築する協定を締結している。</p> <p>H19年度自治体との包括提携の状況 浜田市(H19.5.18締結)大学生による中学生学習支援事業、中学生との交流事業(大学見学及び学生との意見交換など) 松江市(H19.10.30締結)</p> <p>・短期大学部松江キャンパスでは、各学科の各々の教員が協力できる授業内容をリストアップし、小・中・高の学校に配布したほか、これまでに実施した公開講座等取り組みの整理、データベースの作成など周知方法を検討した。</p>	2	4
(No.135) ・メディアセンター(図書館運営、情報システム管理等)	(No.135) ・メディアセンターは、以下のような業務を実施する。 * 図書館の運営及び今後のあり方についての検討を実施する。 * 情報システム全体の管理及び統合に向けた作業を実施する。	<p>・メディアセンター運営会議を設置し、3キャンパスのメディアセンター及び図書館の運営にあたった。</p> <p>・3キャンパスの図書館の共通利用(相互利用)や地域図書館連携の推進に取り組み、「3キャンパス図書館相互利用実施要領」の策定などを行った。出雲地域においては出雲キャンパス図書館が島根大学附属図書館医学分館と出雲市立図書館との間で相互協力協定を締結した。さらに、学生や教員の学習・教育・研究を支援するという同じ目的を持つ島根県内の高等教育機関の連携を図るため、島根県大学・高等専門学校図書館協議会の設立に取り組んだ。</p> <p>・また、情報システムの一元管理に必要なネットワーク整備、図書システム整備及び統合学生情報システム整備について3キャンパス全体で取り組み構築した。</p> <p>・実施するにあたり、図書館連携については、図書館長や図書館司書等による「図書館連絡会」、統合学生情報システムの構築にあたっては、3キャンパスの教員代表及び事務職員による「開発チーム」を適宜設置し、検討したことにより、より効率的に実施できた。</p>	1	5

中期計画	年度計画	法人自己評価		
		計画の進捗状況、成果及び評価の判断理由	ウエイト	評価
(No.136) ・保健管理センター(学生及び教職員の健康管理等)	(No.136) ・保健管理センターは、以下のような業務を実施する。 * 学生等の健康診断を実施する。 * 保健管理の充実向上のための調査研究を実施する。 * 各キャンパスに健康情報の提供を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の相談対応スキルを高めるために、三キャンパス合同の研修会を開催した。 ・次年度以降の学生健康管理策を策定するために、三キャンパスの予算を集約した。 ・保健管理業務の効率化と保健指導の充実を図るために、20年4月からの稼働を予定している総合学生情報システムの開発を行なった。 ・麻疹対策を中心に、小児感染症についての健康情報の提供を行った。 ・学校感染症の流行に対する休校措置等について規程の整備について検討を行った。 	1	4
(No.137) ・理事長のリーダーシップのもとに法人本部と各キャンパスが連携して、効率的な予算執行ができる体制を整備する。	(No.137) ・平成20年度予算編成は、理事長が中期計画及び年度計画を踏まえて指示する予算編成方針に従って実施する。	<ul style="list-style-type: none"> ・予算規程に基づき、平成19年11月26日に開催した経営委員会における審議を経て理事長が決定した予算編成方針に従い、予算編成を行った。この結果、魅力ある大学づくりに向けた新たな取り組みに重点的に予算配分を行うなど、メリハリのある予算編成が可能となった。 	1	4
	・予算の管理・執行は、各キャンパス単位で行い、機動的な執行体制を確保する。	<ul style="list-style-type: none"> ・財務及び会計に関する規則に基づき、法人本部と各キャンパスで連携を図り、各キャンパス単位で予算の効率的な執行ができるように努めた。 	1	4
(No.138) ・全学運営組織による教育研究に関する業務の運営を踏まえ、各種専門委員会等学内組織の簡素化、合理化を図る。	(No.138) ・全学運営組織の運営形態を踏まえた専門委員会の役割の整理及び配置を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・法人化に当たって、3キャンパスを通じて一体的な運営ができるよう全学運営組織を設置し、各組織の業務については運営会議を組織して円滑な業務運営に努めた。 その体制整備に合わせて、次のとおり専門委員会の整理及び配置を行った。 ・県立大学においては、「島根県立大学学部専門委員会規程」(大学規程第4号)に基づき専門委員会の役割の整理及び配置を行った。 ・短期大学部においては、「島根県立大学短期大学部専門委員会規程」(短大部規程第3号)に基づき専門委員会の役割の整理及び配置を行った。 	1	4
(No.139) ・業務の効率的な実施のため、3キャンパスをつなぐテレビ会議システムを導入し、活用する。	(No.139) ・テレビ会議システムを使った会議を可能な部分から実施する(全学運営組織の会議、小規模会議・打ち合わせでの利用等)。	<ul style="list-style-type: none"> ・全学運営組織の会議及び事務打ち合わせ等、可能な部分から実施し、効率化を図った。 <p>平成19年度年度実績 84件(うち全学運営組織の会議 27件)</p>	1	4

中期計画	年度計画	法人自己評価		
		計画の進捗状況、成果及び評価の判断理由	ウェイト	評価
(No.140) ・3キャンパスで別々に運用してきたシステムを効率的に運用するため、業務系、情報系、学生情報、コミュニケーションシステム等について3キャンパス間のネットワーク化を実施する。	(No.140) ・3キャンパスのネットワーク整備を整備する。	・3キャンパスにおいてネットワーク統合を実施するための検討を行い、統合に必要な3キャンパスのIPアドレスを統一する工事を実施した。また、3キャンパス間を結ぶVPN回線(3回線)を整備したことにより、3キャンパスのシステム共有化に必要な基盤は整備された。	1	4
	・学生情報システム、図書システム、コミュニケーションシステムの統合・開発整備を行う。	・提案競技により業者選定を行い、学生情報システム及びコミュニケーションシステムを一体化させ、さらにメール機能についても併せて整備し、それぞれがデータ連携可能な統合学生情報システムを導入した。また、図書システムについても、短大部のシステム更新に併せ既存浜田キャンパスが利用しているシステムへの統合を実現し、整備を行ったことから、図書館連携についても円滑に行うことが可能となった。	1	4
イ 事務組織の機能強化、効率化				
(No.141) ・事務組織については、具体的な職務を整理し、各部署に適正な人員配置を実施する。	(No.141) ・県立大学(浜田キャンパス)に法人本部を設置し、地理的に離れている3キャンパスの業務を効率的に遂行する体制を整備する。	・法人化において、財務務会計事務等の業務を本部集約することに伴い、松江出雲のキャンパスから浜田キャンパスに人員をシフトするなど、3キャンパスの業務を効率的に遂行する体制を整備した。	1	4
	・業務量の変化に応じた組織及び人員配置の変更が可能となるよう、各キャンパスの各職務の業務量を把握する。	・拡大事務局会議において、3キャンパスの職員の時間外勤務の状況を把握するとともに、各キャンパスから翌年度の組織人員要求を受け、業務量に適切な人員配置を行うこととしている。	1	4
	・各職務の業務量を把握し、業務の遂行状況を勘案しつつ、平成20年度以降の人員配置を検討する。	・各キャンパスから組織人員要求を行わせ、個別事情や各職務の業務量を把握することにより、状況に応じて必要な部署は増員を図るなど、平成20年度の人員配置を決定した。	1	4

中期計画	年度計画	法人自己評価		
		計画の進捗状況、成果及び評価の判断理由	ウエイト	評価
(No.142) ・3キャンパスの事務処理集中化などを通じて事務のスリム化を実施する。	(No.142) ・3キャンパスの職員に係る給与支給、出納事務等について事務を集中化する。	・3キャンパスの職員に係る給与支給事務、出納事務を、法人事務局総務課、財務課に集中し、処理を行っている。	1	4
	・より効率的に業務の遂行ができるよう、他の部分についても事務処理の集中化を検討し、実施する。	・教職員の健康診断に係る契約業務等を、3キャンパス分まとめて事務処理することとした。	1	4
	・業務に関して必要なマニュアルを整備する。	・法人化に伴う公立大学法人会計、給与支給事務等に関して、専用のシステムを導入し、マニュアルを整備した。	1	4
			ウエイト小計	23

(ウエイト数値の決定理由及びウエイト付けの根拠)

(No.131)

・少子化の進展にともなう「大学全入時代」を迎える中、3キャンパスの特性を活かしつつ、連携して入学生を確保することは、重要と判断し、ウエイトを置いて取り組んだ。

(No.132)

・学生の満足度を高め、かつ、高い就職率を維持するためには、早い時期から社会人としての素養を身につけるキャリア教育を中心とする支援対策が重要と判断し、ウエイトを置いて取り組んだ。

(No.134)

・大学の地域貢献が重視されている現在、地域のニーズに的確に応えるための体制づくりは、重要と判断し、ウエイトを置いて取り組んだ。

IV. 自主的、自律的な組織・運営体制の確立

1. 業務運営の改善及び効率化

(2) 人事の適正化による優秀な人材の活用

中期 目 標	①教職員の定数管理 教職員数の中長期的な定数管理計画を策定し、適切に実施する。 ②業務実績が適切に処遇に反映される制度 教職員の業務実績が適切に処遇に反映される制度の導入を図る。 ③法人事務局職員の採用 当面、県からの派遣職員を中心に運営するが、大学運営の専門能力を有する者などを対象に法人事務局職員の計画的な採用や養成を行う。
--------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	年度計画	法人自己評価	
		計画の進捗状況、成果及び評価の判断理由	ウェイト 評価
①教職員の人事制度の構築及び定数管理			
ア 教職員の人事制度の構築			
(No.143) 自主的、自律的な運営や効率的な経営が可能となる人事制度を構築し、運用する。	(No.143) 統一的な人事制度による就業規則(付属規程を含む)を定めるとともに、必要な労使協定を締結する。	・平成19年4月1日に、職員の勤務条件及び服務規律に関し必要な事項を網羅した就業規則(付属規程を含む。)を19規程制定し、統一的な人事制度を構築するとともに、同日付で、裁量労働制に関する労使協定を締結し、教員について裁量労働制を導入するなど必要な労使協定を締結し、自主的、自立的な運営や効率的な経営が可能となる人事制度を整備した。 [締結労使協定] 賃金控除協定、勤労者財形貯蓄協定、一斉休憩除外協定、36協定、裁量労働協定、育児休業適用除外協定、再雇用協定、賃金口座振込協定	1 4

中期計画	年度計画	法人自己評価		
		計画の進捗状況、成果及び評価の判断理由	ウエイト	評価
(No.144) ・教員の採用、昇任については手続きを明確にし、公正で透明性の高い制度を構築し、運用する。	(No.144) ・教員選考規程を制定し、教員の採用及び昇任に係る手続きを明確にする。	・「公立大学法人島根県立大学教員選考規程」(法人規程第14号)をH19.4.1に制定するとともに、運用内規を整備した。	1	4
	・教員の採用については、公募又は学長推薦とする。 公募による場合は、教育研究評議会が設置する評議会人事委員会が教授会の意見を聴き、優先順位を教育研究評議会に報告し、教育研究評議会の審議を経て理事長(学長)が決定する。 学長推薦による場合は、教育研究評議会が設置する評議会人事委員会が審査を行った上で、教育研究評議会の審議を経て理事長(学長)が決定する。 ・教員の昇任については、教育研究評議会の審議を経て理事長が決定する。	・教員の採用及び教員の昇任については、「公立大学法人島根県立大学教員選考規程」(法人規程第14号)を整備し、同規程に基づき、教育研究評議会の審議を経て理事長が決定した。 採用 県立大学 公募 1件 採用決定0名 学長推薦1件 採用決定1名 短期大学部 公募 8件 採用決定6名(内1名は内部応募) 学長推薦0件 昇任 県立大学 教授3名 准教授1名 短期大学部 教授3名 准教授4名	1	4
イ 定数管理計画の策定及び適正な人員配置				
(No.145) ・新たな大学構想の策定にあわせて中長期的な教職員の定数管理計画を策定する。	(No.145) ・新たな大学構想の策定作業と並行して、中長期的な教職員の定数管理計画を検討し、策定する。	・教職員の定数管理については、年度ごとに検討を行い適正規模の確保に努めている。中長期的な教職員の定数管理計画については順次検討を行っているが、新たな大学構想の策定作業等の状況を踏まえて、さらに今後引き続き検討を行うこととした。	1	3
(No.146) ・法人を定年退職した教職員を対象に再雇用制度を導入する。	(No.146) ・再雇用規程を制定する。	・「公立大学法人島根県立大学職員再雇用規程」(法人規程第27号)をH19.4.1に制定した。	1	4
	・高齢者雇用安定法の規定に基づく労使協定を締結する。	・平成19年4月1日に労使協定を締結した。	1	4
(No.147) ・多様な人材の確保が特に求められる職、期間を定めた教育研究を行う職等について任期を定めた教員の雇用を実施する。	(No.147) ・講義等の編成上特に必要と認める者を任期を定めた特任教授として雇用する。	・平成19年4月1日に県立大学で1名、短期大学部松江キャンパスで1名の特任教授を採用した。	1	4

中期計画	年度計画	法人自己評価		
		計画の進捗状況、成果及び評価の判断理由	ウエイト	評価
ウ サバティカル研修制度				
(No.148) ・サバティカル研修制度を導入し、教員の教育研究の質の向上を図る。	(No.148) ・サバティカル研修に関する規程を制定する。 ・学長が指名する者をもって組織するサバティカル研修選考委員会の選考を経て、教授会の意見を聴取した上で、理事長がサバティカル研修の承認を行う。	・「公立大学法人島根県立大学職員研修規程」(法人規程第29号)をH19.4.1に制定し、学長が指名する者をもって組織するサバティカル研修選考委員会の選考を経て、教授会の意見を聴取した上で、理事長がサバティカル研修の承認を行うこととした。	1	3
②勤務成績が適切に処遇に反映される制度				
(No.149) ・教職員の個人評価制度を確立し、円滑な実施を行う。	(No.149) ・教職員の個人評価制度について、平成20年度からの試行を目指した制度設計を行う。	・教員個人評価制度の試行のため、副理事長、副学長、教員代表委員、過半数代表者などによる教員個人評価検討会において幅広い立場からの検討を経て、副理事長、理事、総合政策学部長、事務局長による教員個人評価制度検討委員会において教員個人評価制度(試行)案を策定し、3キャンパスの教員から試行案に対する意見を募集した。平成20年度当初に意見を反映させた教員個人評価(試行)実施要領を策定し、平成20年6月から試行を行うこととした。	2	4
(No.150) ・教職員の勤務成績を考慮した人事・給与制度を導入し、適切に運用する。	(No.150) ・昇給及び勤勉手当等について、勤務成績を反映することが可能な給与制度を導入するとともに、個人評価結果を人事・給与制度の運用に結びつける仕組みを検討する。	・平成19年4月1日に昇給及び勤勉手当について、勤務成績を反映することが可能な給与制度を導入した。 ・平成19年12月から平成21年6月までの間、外部資金を受けて行う業務に従事した職員のうち、法人としての成果の向上に貢献したと認められる者の期末手当について、5万円を上限として加算を行う制度を導入した。 ・個人評価結果を人事・給与制度の運用に結びつける仕組みについては、平成20年度の個人評価の試行の結果を踏まえて引き続き検討を行う。	1	4

中期計画	年度計画	法人自己評価		
		計画の進捗状況、成果及び評価の判断理由	ウエイト	評価
③法人事務局職員の採用				
(No.151) ・大学経営に関する知識、経験を有する事務局職員を計画的に養成するため、任期を定めない法人独自の事務局職員の採用を実施する。	(No.151) ・任期を定めない事務局職員の採用試験を実施する。	・平成19年7月から9月までにかけて採用試験を実施し、合格者3名を内定とした。	1	4
(No.152) ・法人、大学の一般業務や専門業務に従事する任期付の事務局職員の雇用を実施する。	(No.152) ・任期付の事務局職員を採用する。	・平成19年4月1日に19名の任期付事務職員(技術職員を含む。)を採用した。 ・また、平成19年12月1日に1名、同月13日に1名、2月1日に1名の任期付事務職員を採用した。	1	4
(No.153) ・職員の資質と教育現場に関わる者として意識の向上を図るため、適切な研修を実施する。	(No.153) ・事務局職員に係る研修計画を策定し、研修計画に基づき能力、意識の向上を図るための研修を実施する。	・事務局職員の能力、意識向上を図る研修については、業務の必要性等に応じて随時適切な外部研修に参加させることにより実施してきたところである。平成20年3月に研修計画の概要を作ったが、今後さらに研修体系を検討し計画を策定を図る。	1	3
ウエイト小計			14	

(ウエイト数値の決定理由及びウエイト付けの根拠)

(No.149)

・勤務成績が処遇に反映されることが必要であり、そのため早期に教育個人評価制度の試行を実施することが重要と判断し、ウエイトを置いて取り組んだ。

IV. 自主的、自律的な組織・運営体制の確立
2. 財務内容の改善による経営基盤の強化

中期目標	(1) 自己財源の充実 ① 外部資金の獲得 競争的資金や共同研究、受託研究などによる外部資金導入を積極的に推進するとともに、外部資金導入の支援体制を整備する。 ② 学生納付金等の適切な設定等 学生納付金は、県立の大学が県内における高等教育の機会均等に果たしてきた役割等を踏まえつつ、適切な額を決定する。また、自己収入の増加につながるさまざまな方策を検討する。 ③ 資産の運用管理の改善 知的財産を含む法人の資産管理体制を整備し、資産の適正な運用管理及び効果的な活用を図る。 ④ 自己財源比率の改善 県の運営費交付金に関する基本的な方向性を踏まえ、この交付金を有効に使用した運営を行うとともに、徹底したコスト削減と自己財源の充実により自己財源比率の増加を図る。
	(2) 経費の抑制 法人の経費を抑制するための計画を構築し、可能な項目から実施する。中期目標期間後半には計画に基づき経費の抑制をより徹底する。

中期計画	年度計画	法人自己評価		
		計画の進捗状況、成果及び評価の判断理由	ウェイト	評価
(No.154) ・職員のコスト意識を涵養するため、研修を実施する。	(No.154) ・会計事務に携わる職員に対し、複式簿記及び法人会計基準等の研修を実施し、官庁会計との相違点の理解や法人会計知識の習得による能力の向上を図るとともに、コスト意識の高揚に努める。	・平成19年9月27日に簿記及び法人会計に関する研修を実施する(参加者18人)とともに、公立大学協会主催の公立大学法人会計セミナーに職員2名が参加した。	1	4
(No.155) ・法人内部の監査体制を整備するとともに、会計監査人による財務にかかる監査及び監事による法人業務全体の監査を行い、大学運営の健全性、透明性を確保する。	(No.155) ・理事長が指名する法人職員による内部監査制度を確立するとともに、会計監査人監査及び監事監査を受けて、健全かつ円滑な大学運営を図り、適切な財務諸表作成を目指す。	・内部監査制度の確立のため、内部監査人監査実施要領を制定した。 ・会計監査人監査は、会計監査契約に基づき事前調査、期中監査、期末監査を受けた。 ・監事監査は、監事の策定した平成19年度監事監査計画に基づき、平成19年12月4日に業務監査を、期末に会計監査を受けた。	1	4

中期計画	年度計画	法人自己評価		
		計画の進捗状況、成果及び評価の判断理由	ウェイト	評価
(1) 自己財源の充実				
① 外部資金の獲得				
ア 研究に関する競争的資金の獲得				
(No.108再掲)	(No.108再掲)			
<ul style="list-style-type: none"> 科学研究費補助金等外部資金の申請を増加させるため、外部資金に関する情報収集や円滑な申請業務を行う体制を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> 各キャンパスにおいて、外部資金獲得に関する委員会を設置する。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> 外部資金に関する情報収集や円滑な申請業務を行うため、各大学に外部資金対策委員会を設置した。 県立大学においては、GP申請を行う4月、次年度申請に向けた取組を検討するため11月と1月に委員会を開催した。また、申請書提出前(4月)、ヒアリング審査前(8月)には、外部資金対策委員長、申請者を中心とした作業部会(週2回程度)を開催した。 短期大学部においては、5月と9月に委員会を開催し、各キャンパスごとに獲得した外部資金の事業内容の説明と学内体制の検討を行った。 	1	5
	<ul style="list-style-type: none"> 各キャンパスにおいて科学研究費補助金申請等外部資金獲得に関する研修会を開催する。(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> 各キャンパスにおいて、科学研究費補助金申請に関する研修会を開催した。(浜田キャンパス2回、松江キャンパス1回、出雲キャンパス1回) 平成20年度以降のGP獲得に向けた教職員の意識啓発を行うため、3月に3キャンパスと島根大学などと合同で「GPフォーラム」を開催した。 	1	4
	【県立大学】 * 学長裁量経費獲得者に対しては、原則として次年度に科学研究費補助金申請を義務づける。(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> 学長裁量経費に「学部資金(科学研究費補助金、GP等)」の区分を設け、この区分で採択された教員は、次年度科学研究費補助金申請を義務づけた。 平成19年度該当の学長裁量経費に採択となった教員4人は、全員科学研究費補助金を申請した。 	1	4
	【短期大学部】 * 外部資金獲得に向けた申請を増加するための方策を検討し、提示する。(再掲)	<ul style="list-style-type: none"> 松江キャンパスにおいては、教員に対して各種外部資金の募集案内等を学内LANにより、周知を図り、申請を促した。また、科学研究費補助金に関する説明会に希望する教職員を派遣し、制度の理解を深めさせた。 出雲キャンパスにおいては、科研費等外部資金の獲得の重要性を説明し、不採択になった教員や、未申請の教員に申請を促すための研修を実施した。 	1	4

中期計画	年度計画	法人自己評価		
		計画の進捗状況、成果及び評価の判断理由		ウエイト 評価
イ 教育支援に関する競争的資金の獲得				
(No.156) ・優れた教育プログラムに対して支援を行う競争的資金の獲得に向けた取り組みを強化する。	(No.156) ・現代GP、特色GP等優れた教育プログラムに対して支援を行う競争的資金への応募を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・大学教育改革支援プログラム(文部科学省)の現代GP、特色GPなどのプログラムに10件申請し、二次審査となるヒアリングに6件が(残りの3件はヒアリング審査なし、1件は不採択)対象となり、次の5件が採択された。 <ul style="list-style-type: none"> i) 北東アジアにおける英語使用環境の構築(県立大学:現代GP) ii) 双方向的情報システムによる学生支援(県立大学:学生支援GP) iii) 地域を基盤とする看護教育への変革(短期大学部(出雲キャンパス):現代GP) iv) 地域に広がる新しい看護ニーズに応える教育(短期大学部(出雲キャンパス):特色GP) v) 周産期からの子育て支援拡充に向けた専門職再教育プログラムの開発(短期大学部:社会人学び直し) 	2	5
ウ 受託研究等				
(No.157) ・企業、自治体等からの研究受託や寄付講座開設を促進するための体制を整備する。	(No.157) ・受託研究が可能な分野、シーズをとりまとめるとともに、今後の受け入れ体制を検討し、合意に至った部分から受託し、事業を実施する。	<ul style="list-style-type: none"> 【県立大学】 ・中山間地域研究センターから「中山間地域の振興」に関わる調査研究を受託し、実施した。 「中国地方における公共交通GISデータベース整備及び地域間到着時間分析」(800千円) 「国土施策創発調査社会実験展開(弥栄エリア)」(6,195千円) ・浜田市から学習支援に係る事業を受託し、実施した。 「大学生による中学校学習支援事業」(158千円) 【短期大学部】 (松江キャンパス) ・しまね和牛肉ブランド化のため、島根県畜産技術センターと健康栄養学科教員が担当する「しまね和牛の食味に関する共同研究」に本年度から取り組むこととした。本学の担当は肉のうまみ成分等を測定するものであるが、肥育技術の向上を図るための研究で、相当年数がかかるものである。 (出雲キャンパス) ・出雲市からの委託を受け、湖陵町大池地区において、本学、出雲市、地区社会福祉協議会、高齢者あんしん支援センターの共同により、回想法と大学教員によるミニ講話を月2回程度の頻度で実施した。3月には、認知機能、主観的健康観、社会交流等、介護予防活動としての評価を行う予定である。 	1	4

中期計画	年度計画	法人自己評価		
		計画の進捗状況、成果及び評価の判断理由	ウェイト	評価
②学生納付金等の適切な設定等				
ア 学生納付金の設定等				
(No.158) ・法人の経営状況、大学を取り巻く環境等を慎重に検討し、合理的な額を決定する。	(No.158) ・国の費用省令、他大学の動向、大学を取り巻く社会の状況等を勘案し、適切な水準を決定する。	・平成19年4月1日に授業料等徴収規程を制定した。今後、経済社会の動向・国及び他の公立大学の動向等を見定めながら、適宜検討を行うこととする。	1	4
イ その他の収入の確保				
(No.159) ・受益者負担の観点から、学外者の施設利用料金などを適切に設定し、貸出を実施する。	(No.159) ・施設使用料については、鑑定評価額等に基づき使用料を積算し、設定する。	・公立大学法人島根県立大学料金徴収規程第3条第2号に基づき、法人化に当たって、不動産の鑑定評価を受け、適切な資産評価額に基づき、施設使用料を積算した。 ・また、県立大学にあっては近隣類似施設との均衡も考慮して、より適切な使用料金額に設定しているとともに、積極的な施設開放を図ったことにより、施設の一般利用増加と使用料収入の確保につながった。(対前年比136万円増)	1	4
(No.160) ・その他、収入の増加に向けた取り組みを行う。	(No.160) ・企業等からの寄附金、その他収入の確保策を検討する。	・企業等から幅広く寄附金を受け入れるため、その検討素案について平成20年3月の経営委員会に提案し、平成20年度から幅広く寄附金を受け入れることとした。	1	4
③資産の運用管理の改善				
(No.161) ・金融資産の効率的な運用を実施する。	(No.161) ・毎月の資金繰りを把握し、金融機関の預金商品を中心に効率的な金融資産の運用を行う。	・資金繰りを毎月把握し、平成19年7月から3ヶ月以内の定期預金による余裕金運用を開始した。 利息収入…667千円	1	4
(No.162) ・知的財産について管理ルールに沿った適切な管理及び有効活用を実施する。	(No.162) ・発明規程を制定する。 ・知的財産の管理に関するルールを検討する。	・平成19年4月1日に「公立大学法人島根県立大学職員職務発明等規程」を制定した。 ・知的財産の管理に関するルールづくりに向けて他大学の状況把握を行った。	1	4
④自己財源比率の増加				
(No.163) ・運営費交付金を有効に使用するとともに、徹底した経費抑制策や自己収入の増加策を講じることにより、自己財源比率を着実に高める。	(No.163) ・自己財源比率を年々改善させる。	・平成19年度の自己財源比率は、44%と、平成18年度の38%に比べて6%改善した。	2	5

中期計画	年度計画	法人自己評価		
		計画の進捗状況、成果及び評価の判断理由	ウエイト	評価
(2) 経費の抑制				
(No.164) ・契約の合理化・集約化や期間の複数年化を図るなどの方策により経費の節減を行う。	(No.164) ・法人全体に係るものは法人本部が集約し、短期大学部松江・出雲キャンパス間では契約統合を、県立大学においては契約の集約化及び複数年化に取り組む。 ・物品の調達について、法人本部による一括調達に取り組む。	<ul style="list-style-type: none"> 短期大学部松江・出雲キャンパスにおいては、平成19年度から施設管理関係業務を集約し、3年契約で総合管理業務委託契約を開始した。この結果、これまで直営で行っていた施設管理業務3人役を外部委託に振り替えたが、委託料は約650万円の増に留めた。 県立大学においては、施設管理関係業務委託の一部について集約化・複数年化を行った。この結果、約300万円の節減が図れた。 平成20年度に更新する3キャンパスの複写機について、平成20年2月に法人本部において一括入札を実施した。この結果、大幅な経費の削減が見込めることとなった。 	1	4
(No.165) ・環境管理システムを導入し、省エネルギー、省資源化の取り組みを推進する。	<ul style="list-style-type: none"> エコ・オフィス活動を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 鳥根県立大学から引き続き、エコオフィス活動を実施している。 昼休みの消灯等、光熱水費の削減に努めている。 不要紙の裏紙利用、両面コピーの利用を促進している。 	1	4
	<ul style="list-style-type: none"> 環境管理システムを導入する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年3月21日付で「公立大学法人鳥根県立大学版環境にやさしい率先実行計画」を策定し、半期に一度目標管理を行う環境管理システムを導入した。 	1	4
	<ul style="list-style-type: none"> ESCO事業の導入を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> H19年8月に県からの派遣アドバイザーによる省エネルギー診断を受けた結果、ESCO事業の導入効果はそれほど高くないとの評価だったため、ESCO事業は導入しないこととした。 	1	4
			ウエイト小計	20
			ウエイト総計	57

(ウエイト数値の決定理由及びウエイト付けの根拠)

(No.156, No.163)

・自主的・自律的運営を行うためには、GPの採択をはじめとした外部資金獲得の取り組み等を強化し、自己財源比率の改善を図ることが重要と判断し、ウエイトを置いて取り組んだ。

V. 評価制度の構築及び情報公開の推進

中期目標	<p>1. 評価制度の構築 組織および個人を対象とした総合的な評価制度を構築する。</p> <p>(1) 組織を対象とした評価制度</p> <p>① 法人を対象とした評価制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 地方独立行政法人評価委員会の評価 ▪ 利害関係者(ステークホルダー)の評価 <p>② 大学を対象とした評価制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 自己点検・評価 ▪ 認証評価 ▪ 利害関係者(ステークホルダー)の評価 <p>(2) 個人を対象とした評価制度</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ 教職員の個人評価 <p>2. 情報公開の推進 経営に関する情報、評価の結果明らかとなった課題等を積極的に開示する。また、情報の公開に当たっては、個人情報の保護に配慮するとともに、誰もが利用でき、使いやすい内容となるよう工夫する。</p>
------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

中期計画	年度計画	法人自己評価	
		計画の進捗状況、成果及び評価の判断理由	ウエイト 評価
<p>1 評価制度の構築</p> <p>(No.166) 自己点検・評価、認証評価機関による認証評価、島根県公立大学法人評価委員会による中期目標期間の業務の実績についての評価を実施するプロセスを確立する。</p>	<p>(No.166) 評価に関する基本方針及び実施体制を整備し、業務実績について点検・改善を実施する。</p>	<p>▪ 自己点検・評価及び認証評価機関による認証評価については、県立大学において、「島根県立大学自己点検・評価委員会規程」(大学規程第10号)により実施体制を整備し、点検・改善を行うこととした。</p> <p>▪ 島根県公立大学法人評価委員会による中期目標期間の業務実績の評価については、理事長をトップとした理事連絡会メンバーによる年度計画策定委員会を組織し、点検・改善を行うこととした。</p>	<p>1 4</p>

中期計画	年度計画	法人自己評価	
		計画の進捗状況、成果及び評価の判断理由	ウエイト 評価
(1) 組織を対象とした評価制度			
① 法人を対象とした評価制度			
ア 島根県公立大学法人評価委員会の評価			
(No.167) ・島根県公立大学法人評価委員会の各事業年度の業務実績に対する評価を法人及び、大学運営等の改善に活用する。	(No.167) ・島根県公立大学法人評価委員会の評価を受けるための体制の整備及び準備作業を実施する。	・理事長をトップとした理事連絡会議メンバーによる年度計画策定委員会を組織した。 ・各キャンパス副学長及び事務局長をトップとした各キャンパス及び法人事務局年度計画策定委員会を組織し、島根県立大学法人評価委員会の評価を受けるための体制を整備した。	1 4
イ 利害関係者(ステークホルダー)の評価			
(No.168) ・学生、保護者及び県民等からの意見や評価を集約し、法人及び大学運営等に反映させる。	(No.168) ・学生との意見交換会や地域住民との意見交換会を実施するとともに、出された意見に対して可能な部分から対応する。	【県立大学】 ・学生の大学運営等に対する意見を取りまとめた「校友会」との意見交換会を実施した。 ・学生寮の自主運営を行う学生組織「寮生会」との意見交換会を実施し、学生寮運営に反映している。 ・地域の意見を大学運営に反映させるため、大学を支える会、島根県立大学支援協議会との意見交換会を実施している。 ・保護者進路懇談会を開催し、保護者と教員との意見交換、大学に対する要望などを聴取し、可能な部分から大学運営に反映させている。 【短期大学部】 (松江キャンパス) ・学生の大学運営等に対する意見を学生生活委員会がとりまとめた「学生生活調査結果報告書」をもとに意見交換会をH20・2に実施し、可能なことから検討することにした。 ・また総合文化学科においては、男子学生との意見交換を行った。 ・保護者懇談会をH20・3に開催し、学生、保護者及び教員との意見交換を行い進路指導プログラムなど今後の指導方針に活かすこととした。 (出雲キャンパス) ・学生寮の運営に関して寮生に対しアンケートを実施し、その結果から寮自治会と意見交換を行い寮運営に反映している。	1 4
(No.169) ・卒業生を対象としたアンケート調査を実施する。	(No.169) ・卒業生からウェブ上において意見聴取等ができるシステムを検討する。	・県立大学においては卒業生の現況把握等を目的としたアンケート調査を実施した。 ・各キャンパスともホームページ上からメールで卒業生の意見を聴取できるようにした。	1 4

中期計画	年度計画	法人自己評価		
		計画の進捗状況、成果及び評価の判断理由	ウエイト	評価
②大学を対象とした評価制度				
ア 自己点検・評価の実施				
(No.170) ・県立大学は平成21年度、短期大学部は平成22年度に自己点検・評価を実施する。	(No.170) 【短期大学部】 ・自己点検・評価の実施に向けた両キャンパス間の調整を実施する。	・自己点検・評価を実施するにあたり、認証評価機関の選定について、両キャンパスで協議を行い、県立大学と同じ評価機関である「大学基準協会」とする方向で検討を始めた。	1	4
イ 認証評価の実施				
(No.171) ・県立大学は平成22年度、短期大学部は平成23年度に認証評価機関による評価を実施する。	(No.171) 【短期大学部】 ・認証評価の実施に向けた準備を開始する。	【短期大学部】 ・短期大学部の認証評価機関の選定について、県立大学と同じ認証評価機関である「大学基準協会」とする方向で検討を始めた。 ・認証評価機関である「大学評価・学位授与機構」から講師を招き、両キャンパス合同で研修会を実施した。 【県立大学】 ・統合・法人化に伴い、大学基準協会に「大幅な変更に関する届」を提出し正会員としての地位継続の承認を受けた。一方、法人化後最初の卒業生輩出以降の平成24年度に評価を受けるよう指導があったため、認証評価及び自己点検・評価の実施時期を変更する必要性が生じ、学内に周知した。また、平成20年度において、中期計画の変更の申請を行う予定である。	1	4
ウ 利害関係者(ステークホルダー)の評価				
(No.168一部修正) ・学生、保護者及び県民等からの意見や評価を集約し、大学運営に反映させる。	(No.168一部修正) ・学生との意見交換会や地域住民との意見交換会を実施するとともに、出された意見に対して可能な部分から対応する。(再掲)	【県立大学】 ・学生の大学運営等に対する意見を取りまとめた「校友会」との意見交換会を実施した。 ・学生寮の自主運営を行う学生組織「寮生会」との意見交換会を実施し、学生寮運営に反映している。 ・地域の意見を大学運営に反映させるため、大学を支える会、島根県立大学支援協議会との意見交換会を実施している。 ・保護者進路懇談会を開催し、保護者と教員との意見交換、大学に対する要望などを聴取し、可能な部分から大学運営に反映させている。 【短期大学部】 (松江キャンパス) ・学生の大学運営等に対する意見を学生生活委員会がとりまとめた「学生生活調査結果報告書」をもとに意見交換会をH20・2に実施し、可能なことから検討することにした。 ・また総合文化学科においては、男子学生との意見交換を行った。 ・保護者懇談会をH20・3に開催し、学生、保護者及び教員との意見交換を行い進路指導プログラムなど今後の指導方針に活かすこととした。 (出雲キャンパス) ・学生寮の運営に関して寮生に対しアンケートを実施し、その結果から寮自治会と意見交換を行い寮運営に反映している。	1	4

中期計画	年度計画	法人自己評価		
		計画の進捗状況、成果及び評価の判断理由	ウエイト	評価
(No.169再掲) ・卒業生を対象としたアンケート調査を実施する。	(No.169再掲) ・卒業生からウェブ上において意見聴取等ができるシステムを検討する。(再掲)	・県立大学においては卒業生の現況把握等を目的としたアンケート調査を実施した。 ・各キャンパスともホームページ上からメールで卒業生の意見を聴取できるようにした。	1	4
(2)個人を対象とした評価制度				
(No.149再掲) 教職員の個人評価制度を確立し、円滑な実施を行う。	(No.149再掲) ・教職員の個人評価制度について、平成20年度からの試行を目指した制度設計を行う。(再掲)	・教員個人評価制度の試行のため、副理事長、副学長、教員代表委員、過半数代表者などによる教員個人評価検討会において幅広い立場からの検討を経て、副理事長、理事、総合政策学部長、事務局長による教員個人評価制度検討委員会において教員個人評価制度(試行)案を策定し、3キャンパスの教員から試行案に対する意見を募集した。平成20年度当初に意見を反映させた教員個人評価(試行)実施要領を策定し、平成20年6月から試行を行うこととした。	2	4
2. 情報公開の推進				
(No.172) ・法人の経営・教育研究に関する情報、自己点検・評価、認証評価及び島根県公立大学法人評価委員会による評価結果とその改善策を公表する。	(No.172) ・経営委員会、教育研究評議会の議事要旨の公開を実施する。	・経営委員会、教育研究評議会の議事要旨をホームページに掲載し、公開を実施した。	1	4
(No.173) ・情報公開に関する規程を整備し、個人情報の保護に配慮しつつ、その規程に基づき積極的な情報公開を実施する。	(No.173) ・情報公開に関する規程を整備する。	・「公立大学法人島根県立大学情報公開規程定」(法人規程第44号)を整備した。	1	4
			ウエイト小計	12
			ウエイト総計	12

(ウエイト数値の決定理由及びウエイト付けの根拠)

(No.149再掲)

・勤務成績が処遇に反映されることが必要であり、そのため早期に教育個人評価制度の試行を実施することが重要と判断し、ウエイトを置いて取り組んだ。

VI. その他業務運営に関する重要事項

中期目標	1. 広報広聴活動の積極的な展開等 戦略的な広報活動を行う体制を整備するとともに、大学を支援する組織との連携を強化する。また広聴活動を積極的に行い、法人、大学の運営に反映させる。
	2. 施設設備の維持、整備等の適切な実施 既存の施設設備の適切な維持管理を行うとともに、長期的な展望に立って、施設の整備・改修の検討を行う。
	3. 安全管理対策の推進 学内の安全衛生管理、事故防止、災害発生時など緊急時の適切なリスク管理を実施するとともに、個人情報の保護など情報に関するセキュリティを確保する。
	4. 人権の尊重 人権尊重のための教育や啓発を積極的に行うとともに、さまざまなハラスメントを防止するための取り組みを推進する。また、教職員にとって、人権を尊重した働きやすい環境づくりを推進する。

中期計画	年度計画	法人自己評価		
		計画の進捗状況、成果及び評価の判断理由	ウエイト	評価
1 広報活動の積極的な展開等				
ア 戦略的な広報の実施				
(No.174)	(No.174)			
<ul style="list-style-type: none"> ホームページ、広報誌など各種広報媒体を通じて法人、大学情報を積極的に発信するとともに、各種情報媒体と提携し、地域への情報発信を強化する。 	<ul style="list-style-type: none"> 3キャンパス統一のシンボルマークを定め、統一したイメージによる広報を展開する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年4月1日に公立大学法人UIデザインマニュアルを定め、バッジの作成、ホームページやパンフレットでの活用など、統一したイメージによる広報活動を行った。 	1	4
	<ul style="list-style-type: none"> 3キャンパス統合したホームページを公開する。情報更新を的確に行い、常に最新の大学情報を発信する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年4月1日に3キャンパス統合したホームページを公開し、CMS方式により情報更新を的確に行い最新の大学情報を発信した。 	1	4
	<ul style="list-style-type: none"> ホームページや紙媒体により、学生、入学希望者、県民、企業・団体に対して、それぞれが必要とする情報を効果的に発信する。 	<ul style="list-style-type: none"> 以下の方法等により効果的情報発信を図った。 <ul style="list-style-type: none"> ホームページ <ul style="list-style-type: none"> 公開講座・フォーラムの開催等、大学が企画する情報の提供 オープンキャンパス・入試選抜要綱・志願状況等、入学者希望者に対する情報の提供 など 報道機関への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> 県西部県民センターの主催による月1回の報道機関との会議「28会」での情報提供 浜田市広報 <ul style="list-style-type: none"> 毎月2回発行される広報のうち1回に定期的に県立大学の情報を掲載(1ページ)し、浜田市民への情報発信 パンフレットの作成 <ul style="list-style-type: none"> 統合法人化に伴う大学の紹介パンフレット作成、文部科学省GP等採択の特集パンフレット作成など 関係者、県内高校等への配布実施 松江キャンパスニュース <ul style="list-style-type: none"> 新たに創刊し松江キャンパスの情報を地域や地元高校を中心に配布 	1	4

中期計画	年度計画	法人自己評価		
		計画の進捗状況、成果及び評価の判断理由	ウエイト	評価
(No.12再掲) ・英語に加えて中国語のホームページを作成するなど、海外に向けた広報活動を強化する。	(No.12再掲) ・既存の英語に加えて、中国語によるホームページ要約版を作成し、公開する。(再掲)	・中国語によるホームページ要約版を作成し、平成20年3月に公開を行った。	1	4
	・平成20年度入試に向けて大学院案内等の英語版・中国語版を作成する。(再掲)	・平成20年度入試に向けて、大学院案内パンフレットの英語版・中国版を作成した。	1	4
イ 大学支援組織との連携の強化				
(No.175) ・同窓会、後援会組織や地域における大学を支援する組織との連携を強化する。	(No.175) 【県立大学】 ・各地区ごとの同窓会支部の組織化を進める。	・昨年度立ち上げた同窓会東日本支部総会を昨年度に引き続き開催した。 ・新たに同窓会の関西支部及び中四国支部を設立し、開催総会を実施した。	2	4
	【県立大学】 ・卒業生名簿作成のための情報システムデータ入力作業を開始する。 ・帰国した留学生の進路等を把握し、留学生同窓会の組織化に着手する。	・卒業生の現況把握等を目的としたアンケート調査を実施し、卒業生情報のデータを整理した。 ・卒業生アンケート調査を、帰国した留学生にも実施して、現況把握に努め、一部名簿の作成に着手した。	1	4
	【県立大学】 ・大学を支える会や鳥根県立大学支援協議会など大学を支援する組織との意見交換、交流事業の実施等を通じ地域との連携を強化する。	・大学を支える会、鳥根県立大学支援協議会との意見交換会を開催した。 ・市民と留学生、学部生の交流事業である「国際文化交流のタベ」を大学を支える会、鳥根県立大学支援協議会の共催を得て、平成19年度も継続して実施した。	1	4
	【短期大学部】 ・後援会と連携した実習、就職、進学、国家試験対策等を実施する。	・松江キャンパスにおいては、後援会の助成により松江C学生へのテキスト頒布、各種模試受験補助、就職情報室書籍整備、外部講師招聘等々のキャリア支援活動を実施した。 ・出雲キャンパスにおいては、後援会との連携より臨地実習の宿泊費、就職・進学に関する講演会、国家試験に向けた学生の学習活動、国家試験時のバス借上等に対して支援を行った。	1	4
	【短期大学部】 ・同窓会組織を通じた在学生への進路・就職活動の支援について協議を行う。	・松江キャンパスにおいては、従来実施してきた「OG懇談会」について、同窓会組織《松苑会》との連携を明確化するとともに、学生が人生設計の全体像を具体的にイメージできることをねらいとして、豊かな社会経験と優れた実績を築いた3名の先輩を講師に招き「松苑会会員による講演会-私の歩み-」を開催(1月11日)した。 ・出雲キャンパスにおいては、同窓会組織と連携し、在学生への進路・就職活動としてパネルディスカッションを行った。	1	4

中期計画	年度計画	法人自己評価		
		計画の進捗状況、成果及び評価の判断理由	ウェイト	評価
	<p>【短期大学部】</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康栄養学科においては、健康づくりや食育への取り組みを通じて、卒業生との連携強化を図るとともに、卒業生による健康づくり・食育関連組織(仮称)の設立を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 学園祭での地域住民を対象とした栄養アセスメント、食事調査、栄養相談、NPO法人食育推進協会共催の食育事業、社会人学び直し事業等を通して、卒業生の参加と協力を呼びかけ、組織設立のための基盤づくりに着手した。 	1	4
ウ 広聴活動の実施				
(No.176)	(No.176)			
<ul style="list-style-type: none"> 幅広く県民等からの意見を聴き、法人、大学運営に反映させる。 	<ul style="list-style-type: none"> モニター制度の創設等の方策を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 制度検討において、平成19年12月に、島根県広聴広報課とモニター制度の創設について意見交換を行い、対象者やテーマの設定等の課題を明らかにした。また、ホームページ上での提案募集など他の方法も含めて、幅広く意見を受け大学運営に反映させる方法を引き続き検討することとした。 	1	4
2 施設設備の維持、整備等の適切な実施				
(No.177)	(No.177)			
<ul style="list-style-type: none"> 施設設備の点検の適切な実施などさまざまなリスクに対して適切な財産保全対策を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設設備の定期的な点検、保守を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 施設設備の定期的な点検、保守を行うとともに、適切な財産保全を図った。 県立大学においては、障がいのある学生の修学支援のため施設点検を行い、視覚障がい者のための点字表示の整備など必要な対応を行った。 	1	4
(No.178)	(No.178)			
<ul style="list-style-type: none"> 長期的な展望に立った施設の整備、改修を検討するとともに、必要な整備、改修を実施する。 	<p>【短期大学部出雲キャンパス】</p> <ul style="list-style-type: none"> 空調設備の修繕を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成19年10月1日から31日の間、冷温水発生機の分解整備を行った。 	1	4

中期計画	年度計画	法人自己評価		
		計画の進捗状況、成果及び評価の判断理由	ウェイト	評価
3 安全管理対策の推進				
(No.179) ・学内における安全衛生管理体制を整備する。	(No.179) ・衛生委員会、衛生管理者、産業医、作業主任者を置き、法令に基づき安全衛生管理体制を整備し、適切に運用する。	<ul style="list-style-type: none"> 「公立大学法人島根県立大学職員安全衛生管理規程」(法人規程第28号)に基づき衛生委員会、衛生管理者、産業医を置き、安全衛生管理体制を整備した。また、各キャンパスにおいて衛生委員会を開催した。 	1	4
	・教職員の定期健康診断を実施し、保健管理センターにおいて健康管理対策を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の定期健康診断を実施した。 ・教職員の定期健康診断結果に基づき、時間外勤務の抑制など学内で事後対策に取り組んだ。 	1	4
(No.180) ・さまざまな危機管理に対応する体制を整備する。	(No.180) ・さまざまな危機管理に対応する計画を策定するとともに、体制を整備する。	<ul style="list-style-type: none"> 「緊急対応を要する諸事項に係る対処指針」を改定した。(平成20年3月) ・さまざまな危機管理に対応するため、学長をトップとする体制を整備し、緊急時の対応を図った。 ・年度当初に緊急時連絡網の整備を行った。 ・県立大学では国際交流会館、学生寮で、短期大学部松江キャンパスでは学生寮で、それぞれ学生を対象とした消防訓練を実施した。 ・県立大学ではAEDを用いた応急手当(心肺蘇生法)の講習会を学生及び教職員向けにそれぞれ実施した。 ・麻疹の全国的発生を受けて、学生への緊急周知、予防接種等の実態把握、発症時の対応体制の整備等、緊急事態に対応できる体制を整えた。 	1	4
(No.181) ・情報管理や個人情報保護の規程を整備し、情報セキュリティに関する方針、対策を周知徹底させる。	(No.181) ・個人情報の取扱いについては、島根県個人情報保護条例の規程により適切に運用する。	<ul style="list-style-type: none"> 「公立大学法人島根県立大学個人情報取扱規程」(法人規程第43号)を整備し、適切な運用を図った。 「島根県個人情報保護条例」(平成14年条例第7号)第4条の規定に基づき、「個人情報取扱事務登録簿」を整備した。 	1	4
	・情報セキュリティに関する基本方針及び安全対策の基準を作成する。	<ul style="list-style-type: none"> ・情報セキュリティに関する基本方針及び安全対策の基準を作成することを目標としていたが、新学生情報システムの導入や3キャンパス間のネットワーク統合により、利用環境等が大きく変化し、作成する上で必要な条件把握が困難であった。また、平成20年4月からの本稼働を踏まえ実態に即した基準・規程の整備が効果的であることから、平成20年度作成へと変更した。 ・平成19年10月新たに「高等教育機関の情報セキュリティ対策のためのサンプル規程集」(国立大学等における情報セキュリティポリシー策定作業部会等作成)が示されたことから、当該内容の検討を行った。 ・基本方針・安全対策基準の作成は平成20年度に変更したが、情報セキュリティに関するあり方について検討するとともに、基本方針案を作成した。 	1	3

中期計画	年度計画	法人自己評価		
		計画の進捗状況、成果及び評価の判断理由	ウエイト	評価
4 人権の尊重				
(No.182) ・学内におけるハラスメント行為を防止するために全学的な体制を整備するとともに、人権に関する相談体制を充実させる。	(No.182) ・さまざまなハラスメント行為を防止するため、3キャンパスにそれぞれキャンパスハラスメント防止委員会を設置し、活動を実施するとともに、相談連絡窓口を置き、学生相談員、所属相談員を配置して相談に当たる。	「島根県立大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」(大学規程第26号)に基づきキャンパス・ハラスメント防止委員会を設置し、相談連絡窓口を置き、学生相談員、所属相談員を配置して学生、教職員の相談体制を整備した。	1	4
(No.183) ・教職員及び学生を対象に人権に関する研修会を開催する。	(No.183) ・教職員や学生を対象とした人権に関する研修会を毎年度開催する。	<ul style="list-style-type: none"> ・県立大学で新生を対象に人権・同和教育講話を実施した。 実施日:平成19年4月6日、参加人数:約260人 ・県立大学で教職員を対象とした障がい者理解のための研修を実施した。 実施日:平成19年9月26日、参加人数:53人 ・短期大学部松江キャンパスで、2年生を対象に人権・同和教育講話を実施した。 実施日:平成19年4月9日、参加人数:約230人 ・短期大学部出雲キャンパスで、次の訪問及び講演を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ①ハンセン病療養所訪問 実施日:平成19年8月27日～28日、参加人数:11人 ②大学祭でハンセン病療養所訪問、結果のポスター展示 実施日:平成19年10月27日～28日、参加人数:約200人 ③北山翔子客員教授講演(講演テーマ「命をかみしめて～神様からの贈り物～」) 実施日:平成19年10月3日、参加人数:約210名 注:HIV感染症者の講演 	1	4
			ウエイト小計	22
			ウエイト総計	22

(ウエイト数値の決定理由及びウエイト付けの根拠)

(No.175)

・キャリア支援を充実するためには、同窓会支部組織の充実と大学を支援する組織の強化と連携が重要と判断し、ウエイトを置いて取り組んだ。

項目別の状況

○短期借入金の限度額

中期計画	年度計画	実績
<p>1. 短期借入金の限度額 4.5億円</p> <p>2. 想定される理由 運営費交付金の交付時期と資金需要の時期にずれが生じた場合や事故の発生等により緊急に必要が生じた場合に借入を行う。</p>	<p>1. 短期借入金の限度額 4.5億円</p> <p>2. 想定される理由 運営費交付金の交付時期と資金需要の時期にずれが生じた場合や事故の発生等により緊急に必要が生じた場合に借入を行う。</p>	該当なし

○重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときはその計画

中期計画	年度計画	実績
なし	なし	該当なし

○剰余金の使途

中期計画	年度計画	実績
<p>決算において、剰余金が発生した場合は、教育、研究及び組織運営の改善に充てる。</p>	<p>決算において、剰余金が発生した場合は、教育、研究及び組織運営の改善に充てる。</p>	<p>平成19年度決算における剰余金として、213百万円が発生した。 今後の剰余金の使途に充てる額についての知事の承認を受けた後、使途について検討を行う予定である。</p>

○その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

中期計画	年度計画	実 績
<p>1. 施設及び設備に関する計画 3キャンパスの施設及び設備の改修経費等 予定額:423百万円</p>	<p>1. 施設及び設備に関する計画 出雲キャンパス施設修繕 予定額:13百万円 財 源:経費特殊要因補助金</p>	<p>出雲キャンパス施設修繕 冷温水発生機(2台)分解整備 決定額:13百万円 財 源:経費特殊要因補助金</p>
<p>2. 人事に関する計画 公立大学法人として、自主的、自律的な運営や効率的な経営が可能となる人事制度を構築し、運用するとともに、新たな大学構想の検討を行う中で、教職員の定数管理計画を策定し、その実現に向けた取り組みを行う。</p> <p>事務局職員については、大学経営に関する知識、経験を有する事務局職員を計画的に養成するため、任期を定めない法人独自の事務局職員の採用を順次実施するとともに、法人、大学の一般業務や専門業務に従事する任期付事務局職員を雇用し、県からの派遣職員の計画的な削減を図る。</p> <p>また、教職員の意識改革及び意欲の向上を図るため、個人評価制度を確立し、円滑に実施する。</p>	<p>2. 人事に関する計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな大学構想の策定作業と並行して、中長期的な教職員の定数管理計画を検討し、策定する。 ・講義等の編成上特に必要と認める者を任期を定めた特任教授として雇用する。 ・任期付の事務局職員を採用する。 ・任期を定めない法人独自の事務局職員の採用試験を実施する。 ・教職員の個人評価制度について、平成20年度からの試行を目指した制度設計を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の定数管理については、年度ごとに検討を行い適正規模の確保に努めている。中長期的な教職員の定数管理計画については順次検討を行っているが、新たな大学構想の策定作業等の状況を踏まえて、さらに今後引き続き検討を行うこととした。(No.145) ・平成19年4月1日に県立大学で1名、短期大学部松江キャンパスで1名の特任教授を採用した。(No.147) ・平成19年4月1日に19名の任期付事務職員(技術職員を含む。)を採用した。また、平成19年12月1日に1名、同月13日に1名、2月1日に1名の任期付事務職員を採用した。(No.152) ・平成19年7月から9月までにかけて採用試験を実施し、合格者3名を内定とした。(No.151) ・教員個人評価制度の試行のため、副理事長、副学長、教員代表委員、過半数代表者などによる教員個人評価検討会において幅広い立場からの検討を経て、副理事長、理事、総合政策学部長、事務局長による教員個人評価制度検討委員会において教員個人評価制度(試行)案を策定し、3キャンパスの教員から試行案に対する意見を募集した。平成20年度当初に意見を反映させた教員個人評価(試行)実施要領を策定し、平成20年6月から試行を行うこととした。(No.149)
<p>3. 積立金の使途 なし</p>		
<p>4. その他法人の業務の運営に関し必要な事項 財団法人北東アジア地域学術交流財団の解散に伴う残余財産を用途特定寄附金として受け入れる。</p>	<p>3. その他法人の業務の運営に関し必要な事項 財団法人北東アジア地域学術交流財団の解散に伴う残余財産を用途特定寄附金として受け入れる。</p>	<p>平成20年1月23日に財団法人北東アジア地域学術交流財団の解散に伴う残余財産352,152千円を用途特定寄附金として受け入れた。</p>